

岐阜地方最低賃金審議会委員名簿（第55期）

令和8年6月22日

区 分	氏 名	現 職
公益 代表委員	栗山 知	栗山知法律事務所 弁護士
	鷺見 進	株式会社岐阜新聞社 統合編集局長
	竹内 治彦	岐阜協立大学経営学部 教授
	寺本 和佳子	寺本和佳子法律事務所 弁護士
	宮坂 果麻理	朝日大学法学部 教授
労働者 代表委員	和泉 真行	UAゼンセン岐阜県支部 常任
	亀井 潤	岐阜車体工業労働組合 執行委員長
	栗本 理花	日本労働組合総連合会岐阜県連合会 総合局長
	堀田 大策	太平洋工業労働組合 組合長
	村上 正春	川崎重工労働組合岐阜支部 執行委員長
使用者 代表委員	浅井 克之	岐阜県中小企業団体中央会 専務理事
	大脇 哲也	岐阜県商工会連合会 専務理事
	澤村 俊夫	一般社団法人岐阜県経営者協会 総務部長
	竹中 拓也	太平洋工業株式会社 人事部主査
	松野 英子	たんぽぽ薬局株式会社 代表取締役社長

※五十音順

令和2年(2020年)基準 岐阜市消費者物価指数
令和8年5月分

概況

- 総合指数は令和2年を100として114.7
前月比は0.4%の上昇 前年同月比は2.1%の上昇
- 生鮮食品を除く総合指数は114.2
前月比は0.3%の上昇 前年同月比は1.9%の上昇
- 生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数は113.4
前月比は0.2%の上昇 前年同月比は2.5%の上昇

図1 消費者物価指数の推移

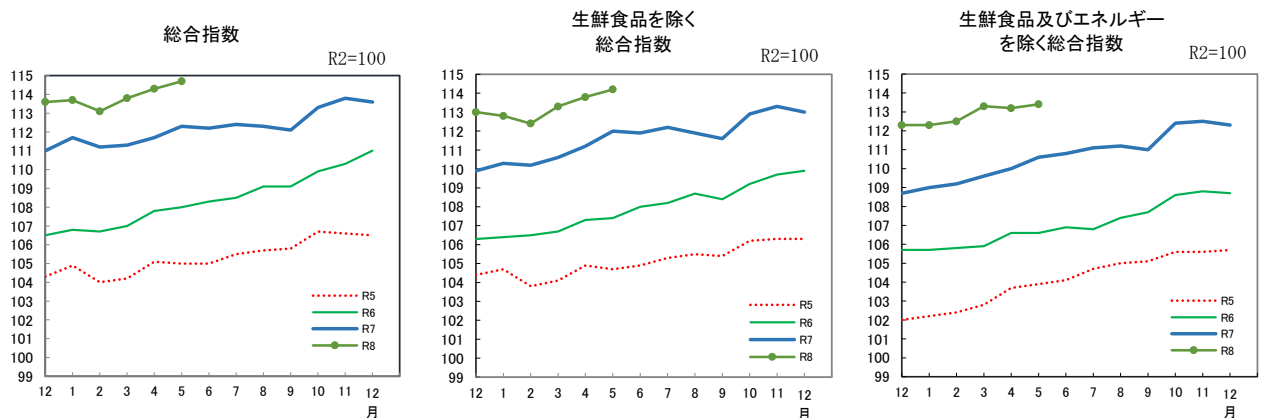


表1 総合指数、前月比及び前年同月比

		令和7年												令和8年				
		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月				
岐阜市	総合指数	指数	112.3	112.2	112.4	112.3	112.1	113.3	113.8	113.6	113.7	113.1	113.8	114.3	114.7			
		前月比 (%)	0.6	-0.1	0.2	-0.1	-0.1	1.0	0.4	-0.1	0.1	-0.5	0.6	0.4	0.4			
		前年同月比(%)	4.0	3.6	3.6	2.9	2.8	3.1	3.1	2.4	1.8	1.7	2.2	2.4	2.1			
	生鮮食品を除く総合指数	指数	112.0	111.9	112.2	111.9	111.6	112.9	113.3	113.0	112.8	112.4	113.3	113.8	114.2			
		前月比 (%)	0.7	-0.1	0.2	-0.3	-0.2	1.2	0.4	-0.3	-0.1	-0.4	0.8	0.5	0.3			
		前年同月比(%)	4.3	3.7	3.7	2.9	2.9	3.4	3.3	2.7	2.2	1.9	2.4	2.3	1.9			
生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数	指数	110.6	110.8	111.1	111.2	111.0	112.4	112.5	112.3	112.3	112.5	113.3	113.2	113.4				
	前月比 (%)	0.6	0.1	0.3	0.0	-0.2	1.3	0.1	-0.2	0.0	0.2	0.6	-0.1	0.2				
	前年同月比(%)	3.8	3.6	4.0	3.5	3.0	3.6	3.5	3.3	3.0	3.0	3.4	2.9	2.5				
全国	総合指数	指数	111.8	111.7	111.9	112.1	112.0	112.8	113.2	113.0	112.9	112.2	112.7	113.0	113.5			
		前月比(季節調整値)(※)(%)	0.3	0.1	0.1	0.1	0.1	0.4	0.4	-0.1	-0.2	0.2	0.4	0.1	0.4			
		前年同月比(%)	3.5	3.3	3.1	2.7	2.9	3.0	2.9	2.1	1.5	1.3	1.5	1.4	1.5			

※ 全国総合指数の前月比については、季節調整値としている。

注) 前月比及び前年同月比については、端数処理前の指数値を用いて計算しているため、公表された指数値を用いて計算した値とは一致しない場合がある。

II 令和 7 年平均

概 況

- 総合指数は令和 2 年を 100 として 112.3 前年比は 3.5%の上昇
- 生鮮食品を除く総合指数は 111.8 前年比は 3.4%の上昇
- 生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数は 110.8 前年比は 3.5%の上昇

図 2 消費者物価指数（総合指数）の推移

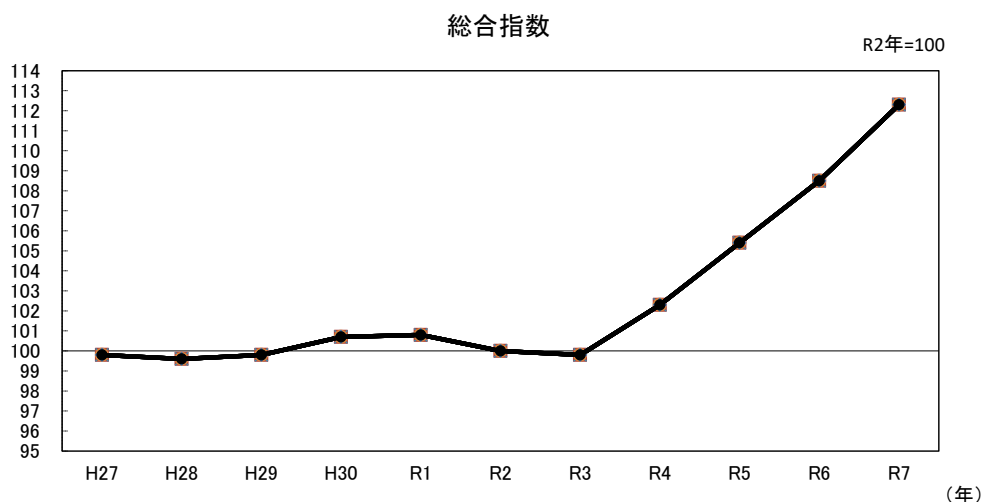


図 3 前年比の推移

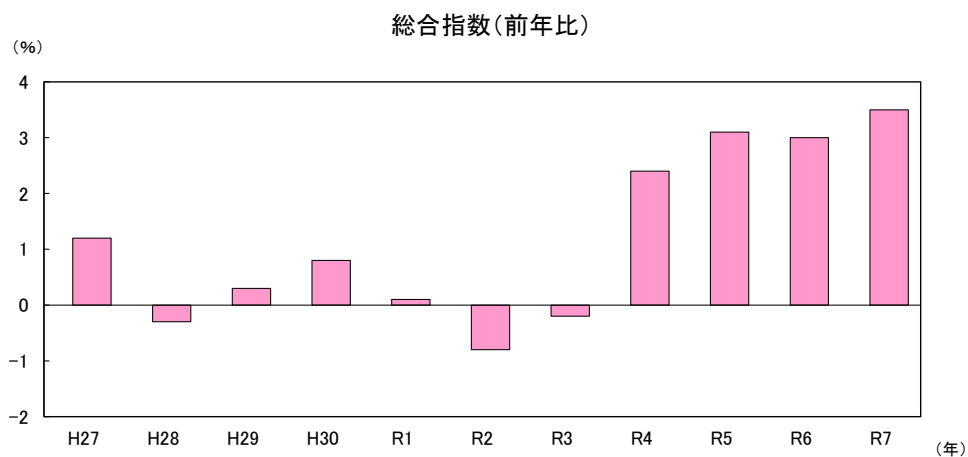


表 2 総合指数及び前年比

		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
岐 阜 市	総合指数	指数	99.8	99.6	99.8	100.7	100.8	100.0	99.8	102.3	105.4	108.5	112.3
		前年比 (%)	1.2	-0.3	0.3	0.8	0.1	-0.8	-0.2	2.4	3.1	3.0	3.5
	生鮮食品を除く 総合指数	指数	100.1	99.6	99.9	100.7	100.9	100.0	99.9	102.2	105.2	108.0	111.8
		前年比 (%)	1.0	-0.5	0.3	0.8	0.2	-0.9	-0.1	2.3	2.9	2.7	3.4
	生鮮食品及びエネルギー を除く総合指数	指数	99.7	100.3	100.3	100.6	100.6	100.0	99.6	100.5	104.2	107.1	110.8
		前年比 (%)	*	0.6	0.0	0.2	0.1	-0.6	-0.4	0.8	3.8	2.8	3.5
全国総合指数		指数	98.2	98.1	98.6	99.5	100.0	100.0	99.8	102.3	105.6	108.5	111.9
		前年比 (%)	0.8	-0.1	0.5	1.0	0.5	0.0	-0.2	2.5	3.2	2.7	3.2

注) 前年比は各基準年の公表値による。また、端数処理前の指数値を用いて計算しているため、公表された指数値を用いて計算した値とは一致しない場合がある。

* 都道府県所在市の「生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数」は、平成 27 年から公表している。

消費者物価指数の推移（全国・岐阜市）

（令和2年 = 100）

区分	全 国		岐 阜 市	
	指 数	対前年 (同月)比 (%)	指 数	対前年 (同月)比 (%)
平成20年平均	98.6	1.4		
21年平均	97.2	1.4	100.8	1.3
22年平均	96.5	0.7	100.0	1.1
23年平均	96.3	0.3	99.6	0.4
24年平均	96.2	0.0	99.6	0.0
25年平均	96.6	0.4	99.9	0.3
26年平均	99.2	2.7	103.2	3.3
27年平均	98.2	0.8	99.8	1.2
28年平均	98.1	0.1	99.6	0.3
29年平均	98.6	0.5	99.8	0.3
30年平均	99.5	1.0	100.7	0.8
平成31(令和元)年平均	100.0	0.5	100.8	0.1
令和2年平均	100.0	0.0	100.0	0.8
令和3年平均	99.8	0.2	99.8	0.2
令和4年平均	102.3	2.5	102.3	2.4
令和5年平均	105.6	3.2	105.4	3.1
令和6年平均	108.5	2.7	108.5	3.0
令和7年平均	111.9	3.2	112.3	3.5
令和8年1月	112.9	1.5	113.7	1.8
2月	112.2	1.3	113.1	1.7
3月	112.7	1.5	113.8	2.2
4月	113.0	1.4	114.3	2.4
5月	113.5	1.5	114.7	2.1

注1 指数の基準年について、令和3年7月分から令和2年平均を100とするよう切り替えられており新旧指数の接続が行われている。

注2 はマイナス。

資料出所：総務省統計局、岐阜県総合企画部統計課

連合岐阜2026春季生活闘争
第5回賃上げ集計結果【定昇込み平均賃上げ】

《本部(全国) 回答集計(第6回)》

【加重平均】

平均賃金方式	2026年(6月4日公表)			昨年度比	昨年実績(2025年6月5日公表)		
	集計組合数 集計組合員数	定昇相当込み 賃上げ計	定昇相当込み 賃上げ率		集計組合数 集計組合員数	定昇相当込み 賃上げ計	定昇相当込み 賃上げ率
	4,862 組合 2,863,436 人	16,518 円	5.02 %	119 円 △ 0.24 ポイント	4,863 組合 2,933,516 人	16,399 円	5.26 %
300人未満 (中小)	3,391 組合 329,417 人	12,929 円	4.70 %	476 円 0.00 ポイント	3,412 組合 331,702 人	12,453 円	4.70 %
300人以上	1,471 組合 2,534,019 人	16,981 円	5.06 %	49 円 △ 0.27 ポイント	1,451 組合 2,601,814 人	16,932 円	5.33 %

※昨年同時期公表比較

《岐阜県(連合岐阜) 回答集計(第5回)》

【加重平均】

平均賃金方式	2026年(6月8日現在)			昨年度比	昨年実績(2025年6月5日(第3回集計))		
	集計組合数 集計組合員数	定昇相当込み 賃上げ計	定昇相当込み 賃上げ率		集計組合数 集計組合員数	定昇相当込み 賃上げ計	定昇相当込み 賃上げ率
	95 組合 48,050 人	15,977 円	5.01 %	1,066 円 0.11 ポイント	98 組合 45,120 人	14,911 円	4.90 %
製造業	63 組合 27,866 人	18,032 円	5.58 %	1,536 円 0.27 ポイント	66 組合 25,447 人	16,496 円	5.31 %
商業流通	17 組合 11,665 人	14,133 円	4.52 %	△ 720 円 △ 0.44 ポイント	18 組合 12,150 人	14,853 円	4.96 %
交通運輸	8 組合 7,592 人	11,053 円	3.64 %	1,952 円 0.33 ポイント	9 組合 6,680 人	9,101 円	3.31 %
その他	7 組合 927 人	17,695 円	5.38 %	3,744 円 1.03 ポイント	5 組合 843 人	13,951 円	4.35 %
300人未満 (中小)	27 組合 2,396 人	14,188 円	4.95 %	993 円 0.03 ポイント	29 組合 2,945 人	13,195 円	4.92 %
300人以上	68 組合 45,654 人	16,070 円	5.02 %	1,039 円 0.12 ポイント	69 組合 42,175 人	15,031 円	4.90 %

※昨年同時期公表比較

【単純平均】

平均賃金方式	2026年(6月8日現在)			昨年度比	昨年実績(2025年6月5日(第3回集計))		
	集計組合数 集計組合員数	定昇相当込み 賃上げ計	定昇相当込み 賃上げ率		集計組合数 集計組合員数	定昇相当込み 賃上げ計	定昇相当込み 賃上げ率
	95 組合 48,050 人	14,878 円	4.82 %	955 円 0.07 ポイント	98 組合 45,120 人	13,923 円	4.75 %

【その他集計(組合別)】

昨年度比プラスor維持	67 単組	70.5 %	内中小組合	20 単組
4,500円以上獲得	91 単組	95.8 %	内中小組合	24 単組

2026年 春季労使交渉・賃金改定 調査 速報〔第10報〕
岐阜県内企業の妥結状況

現在の概況 組合員・非管理職

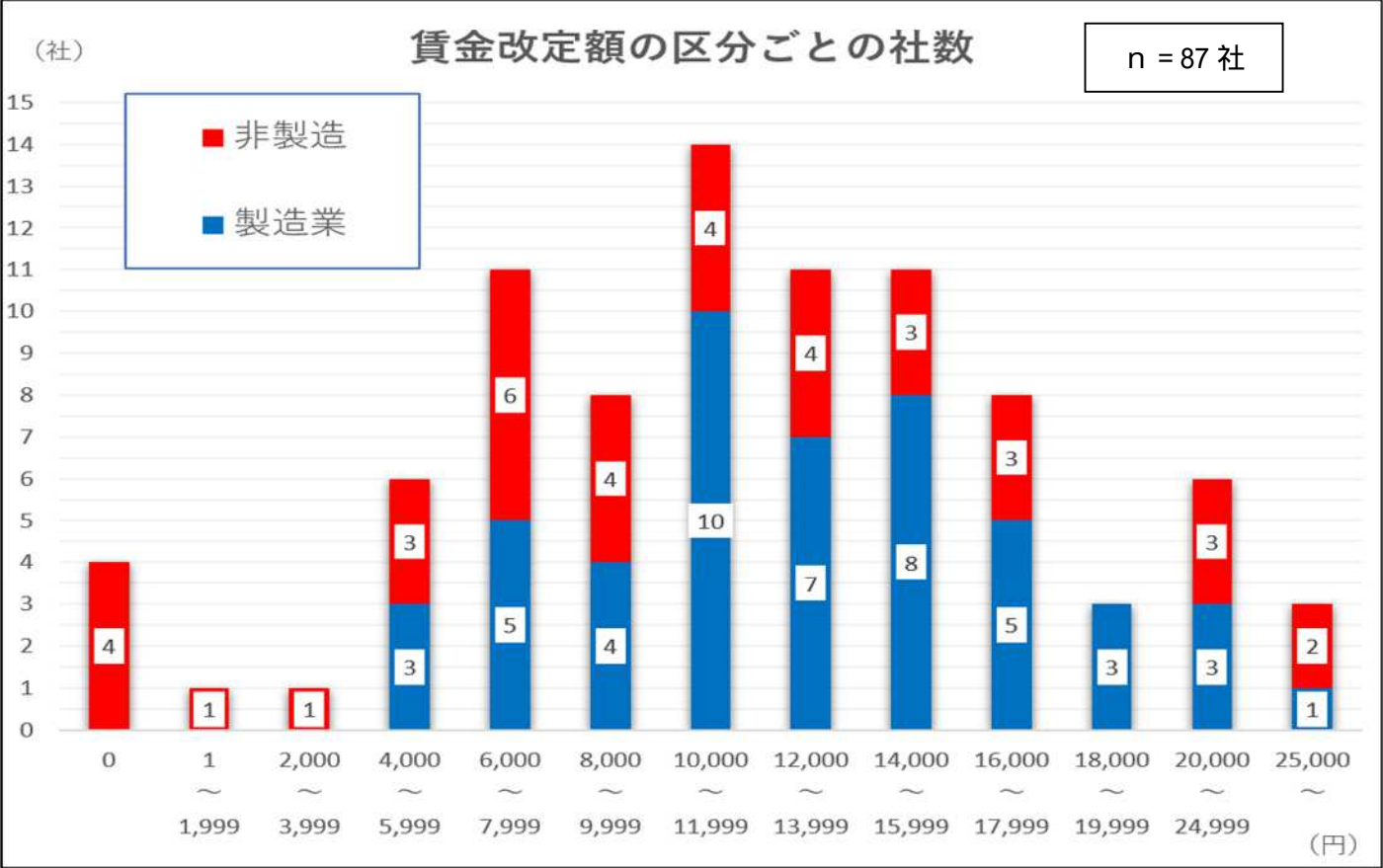
6月18日時点で89社から回答を得た。この内、集計可能であった87社の平均は下表の通り。

	集計社数	基準内賃金	平均年齢	平均勤続	妥結・結果額	増加率
今期 6月18日時点	87社	281,538円	41.3歳	14.0年	11,895円	4.17%
昨期 第10報 6月18日時点	103社	270,567円	40.9歳	13.4年	11,348円	4.22%
昨期 最終集計	116社	271,207円	40.6歳	13.2年	11,589円	4.31%

「妥結・結果額」には、定期昇給や賃金改善分（ベースアップ等）が含まれている。（以下、同じ）

妥結・結果額の分布 組合員・非管理職

上表は87社の平均値であるが、下のグラフは各社の「妥結・結果額」を2,000円きざみ(20,000円以上は20,000円～24,999円)で区分化し、該当社数を表したもの。



賃金改定（賃上げ）状況

総計（労働組合の有無問わず集計）

1. 労働組合員・非管理職

	集計社数 (社)	〈 労 務 構 成 〉			〈 要 求 〉		〈 妥 結 ・ 結 果 〉		
		基準内賃金 (円)	平均年齢 (歳)	平均勤続 (年)	額 (円)	増加率 (%)	額 (円)	増加率 (%)	
全業種	87	281,538	41.3	14.0	13,237	4.68	11,895	4.17	
業種大分類	製造業	49	276,683	40.6	14.7	14,191	5.07	12,899	4.58
	非製造業	38	287,968	42.1	12.9	11,972	4.16	10,601	3.63
地域名	岐 阜	37	278,796	41.4	13.8	12,710	4.54	10,981	3.90
	西 濃	25	289,985	42.1	15.4	14,248	4.93	13,108	4.46
	中 濃	9	277,974	39.9	14.8	14,697	5.28	13,465	4.81
	東 濃	8	272,423	40.0	11.5	13,054	4.55	12,807	4.47
	飛 騨	8	280,606	41.0	11.4	11,178	4.04	9,656	3.44
規模別	50人未満	12	294,328	49.8	15.5	10,762	3.55	10,762	3.55
	50～99人	11	261,713	38.7	10.5	10,602	4.05	8,565	3.25
	100～299人	35	276,314	40.4	13.6	13,255	4.76	11,911	4.27
	300～999人	17	275,689	40.1	15.8	13,918	5.07	12,463	4.51
	1,000人以上	12	311,511	39.9	14.3	17,459	5.69	15,230	4.85

集計は単純平均。

賃上げゼロの場合、0円（0%）で集計している。

労働組合が無い等により要求が無い場合、「要求」に「妥結・結果」の数値を入れている。

*賃金改善（ベースアップ）を実施した企業は、上記 87 社中 54社（62.1%） 平均 8,522円

ベースアップが明確に区分されている企業のみ集計。

2. 管理職

		集計社数 (社)	〈 労 務 構 成 〉			〈 妥 結 ・ 結 果 〉	
			基準内賃金 (円)	平均年齢 (歳)	平均勤続 (年)	額 (円)	増加率 (%)
全業種		77	449,422	52.5	25.0	14,180	3.14
業種 大分類	製造業	42	450,263	51.9	25.4	16,317	3.57
	非製造業	35	448,413	53.2	24.6	11,615	2.62
地域名	岐 阜	36	444,138	52.8	25.1	12,452	2.81
	西 濃	20	475,110	52.6	24.4	14,726	3.05
	中 濃	7	416,777	50.5	25.7	13,588	3.27
	東 濃	6	441,428	52.7	24.9	15,890	3.47
	飛 騨	8	443,540	52.2	25.5	19,824	4.46
規模別	50人未満	11	451,673	57.1	21.7	8,148	1.91
	50～99人	10	437,142	52.6	24.5	10,865	2.46
	100～299人	34	434,566	52.3	26.1	15,077	3.50
	300～999人	15	482,913	50.7	25.5	18,264	3.63
	1,000人以上	7	463,820	49.9	24.3	15,286	3.23

集計は単純平均。

毎月勤労統計調査結果

- 1 産業別現金給与額（令和8年4月分）
- 2 産業別常用労働者現金給与総額の推移
- 3 産業別常用労働者現金給与総額指数
- 4 産業別常用労働者きまって支給する給与の推移
- 5 産業別常用労働者きまって支給する給与指数
- 6 産業別常用労働者所定内給与の推移
- 7 産業別常用労働者所定内給与指数
- 8 実質賃金指数（現金給与総額）

産業別現金給与額 [4月分]

【事業所規模5人以上】

産 業	現金給与総額										きまって支給する給与				特別に支払われた給与					
	現金給与総額		前月比		前年同月比		実数		前月比		前年同月比		所定内給与		所定外給与		実数		前年同月差	
	実数	指数	%	%	%	%	円	%	%	円	%	%	円	%	円	%	円	円	円	円
調査業	269 902	95.3	7.1	5.0	262 439	2.8	4.3	243 658	4.0	18 781	7 463	1 869	358 680	99.2	27.4	4.0	354 632	7.5	14 007	4 647
建設業	344 564	109.0	6.3	13.8	326 442	3.6	11.6	290 481	10.1	35 961	18 122	7 794	422 236	82.5	1.6	2.0	373 956	0.6	47 183	1 009
製造業	401 147	100.3	19.3	20.4	337 657	7.1	2.0	310 766	0.3	26 891	63 490	61 282	324 330	93.8	1.5	10.6	273 311	10.1	39 823	11 196
ガス・熱供給・水道業	190 578	85.7	3.8	7.9	187 399	4.5	6.4	179 757	6.5	7 622	3 179	3 676	448 046	106.7	15.7	40.1	433 901	47.2	12 908	7 763
情報通信業	318 958	125.0	3.7	2.1	297 872	6.2	4.6	286 457	4.7	11 415	21 086	21 086	335 825	90.7	3.8	5.8	294 842	4.5	22 156	4 949
運輸業	122 199	108.0	2.7	10.5	119 256	6.0	14.8	115 486	15.4	3 770	2 943	3 694	172 529	89.1	2.5	32.1	166 800	32.0	5 267	270
卸売業	282 158	71.0	1.3	8.0	282 131	2.5	7.9	277 393	7.9	4 738	27	212	253 369	89.8	15.8	2.3	240 447	1.5	11 146	1 515
金融業	253 898	100.3	15.7	3.7	252 695	2.3	5.8	226 395	3.2	26 300	1 203	4 647	253 898	100.3	15.7	3.7	226 395	3.2	26 300	4 647

【事業所規模30人以上】

産 業	現金給与総額										きまって支給する給与				特別に支払われた給与					
	現金給与総額		前月比		前年同月比		実数		前月比		前年同月比		所定内給与		所定外給与		実数		前年同月差	
	実数	指数	%	%	%	%	円	%	%	円	%	%	円	%	円	%	円	円	円	
調査業	304 686	94.7	10.7	5.0	295 488	2.8	4.3	269 312	3.7	26 176	9 198	2 613	344 246	80.6	47.9	2.8	321 514	0.4	22 175	557
建設業	361 744	107.0	9.5	10.8	342 691	2.8	8.6	302 778	8.0	39 913	19 053	7 802	441 847	83.8	2.1	2.4	384 421	0.9	55 838	1 462
製造業	426 224	112.4	11.1	27.9	372 073	3.9	12.4	336 611	7.9	35 462	54 151	51 943	298 813	83.0	7.2	4.0	237 391	0.1	45 075	16 090
ガス・熱供給・水道業	222 040	91.4	8.0	0.6	215 402	6.2	5.5	208 106	5.4	7 296	6 638	9 828	353 959	82.4	1.6	2.8	334 899	8.2	16 591	1 630
情報通信業	343 889	146.3	4.0	12.6	339 455	5.7	11.3	324 730	13.1	14 725	4 434	4 434	346 266	84.2	5.6	5.2	300 581	5.7	32 073	8 316
運輸業	138 490	116.7	5.1	17.2	138 478	7.3	19.6	132 004	20.5	6 474	12	2 388	188 996	113.0	5.2	20.2	179 330	18.0	9 382	173
卸売業	306 284	69.8	2.6	8.2	306 240	2.7	8.1	302 209	8.0	4 031	44	95	305 420	91.9	18.7	0.7	289 667	2.0	15 229	340
金融業	253 646	123.9	21.4	8.8	253 438	2.2	11.6	219 578	7.9	33 860	208	5 915	253 646	123.9	21.4	8.8	219 578	7.9	33 860	208

注意 「調査産業計」には、調査対象事業所が少ないため公表を除外した「鉱業、採石業、砂利採取業」「複合サービス事業」を含めて算定している。

資料出所：岐阜県総合企画部統計課「毎月勤労統計調査」

産業別常用労働者現金給与総額の推移（岐阜県）

（単位：円）

産業 年月	調査 産業計	製造業	繊維 工業	木材・ 木製品	家具 装備品	パルプ・ 紙	印刷・ 同関連業	窯業・ 土石製品	金属 製品	業務用 機械器具	電子部品 デバイス	電 機 機械器具	情報通信 機械器具	輸送用 機械器具	卸売・ 小売業
平成29年	285,624	330,837	238,360	319,378	306,477	370,614	273,373	321,678	314,185	319,281	345,131	340,251	注2	414,980	208,112
30年	284,234	329,846	239,238	280,307	323,672	257,250	289,356	303,623	323,813	370,296	359,524	317,224	注2	378,534	232,090
平成31年 令和元年	286,838	326,368	209,081	273,398	285,189	301,048	297,340	328,504	338,135	345,591	368,061	263,814	注2	387,860	237,483
2年	283,457	316,762	201,444	237,287	267,158	296,128	274,343	351,327	324,636	342,517	399,833	273,233	注2	367,460	222,589
3年	277,132	323,702	211,479	276,069	282,511	288,128	271,648	296,480	316,413	416,271	434,522	266,966	注2	404,976	205,665
4年	293,537	335,374	239,125	280,898	325,868	293,033	321,030	280,998	317,995	注2	465,350	307,759	519,151	438,561	256,114
5年	298,771	348,421	249,070	303,858	349,523	324,446	299,023	264,054	327,195	477,089	注2	333,035	358,637	467,900	274,017
6年	309,422	365,066	278,298	307,536	315,996	376,275	329,097	321,579	361,536	321,760	449,738	352,591	366,385	458,690	242,384
7年	310,886	377,778	286,127	333,140	310,388	399,508	308,243	341,581	398,493	381,914	455,295	357,725	注2	471,817	229,012
令和8年1月	276,706	313,350	274,577	300,237	267,833	354,566	286,390	355,321	305,985	332,815	398,920	273,320	注2	365,379	188,948
2月	259,021	319,807	263,835	324,975	296,576	353,496	385,757	357,352	298,650	330,674	367,627	277,023	注2	373,386	184,981
3月	290,764	367,563	274,810	325,893	286,227	345,287	284,726	337,601	678,294	355,856	377,745	338,776	注2	383,486	183,615
4月	269,902	344,564	271,689	337,069	288,649	363,759	293,362	331,606	353,481	374,340	387,187	342,828	注2	433,066	190,578

注1：事業所規模は5人以上。
注2：サンプル不足のため非公表。

資料出所：岐阜県総合企画部統計課 「毎月勤労統計調査」

産業別常用労働者現金給与総額指数（岐阜県）

産業 年月	調査 産業計	製造業	繊維工業	木材・ 木製品	家具・ 装備品	パルプ・ 紙・ 紙加工品	印刷・ 同関連業	窯業・ 土石製品	金属製品	業務用 機械器具	電子部品 ・ デバイス	電 気 機 械 器 具	情報通信 機械器具	輸送用 機械器具	卸売・ 小売業
平成29年 平均	100.8	104.6	118.1	137.1	114.5	124.6	99.6	91.2	96.6	101.9	86.6	124.4	注4	112.7	93.5
平成30年	100.3	104.4	118.9	128.7	121.9	86.7	105.3	86.3	99.6	107.1	90.3	115.3	注4	102.7	104.4
平成31年 令和元年	101.2	103.2	103.7	117.3	106.6	101.6	108.2	93.3	103.9	99.6	92.6	96.6	注4	105.4	106.9
2年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	注4	100.0	100.0
3年	97.9	102.3	105.1	118.6	105.4	97.4	99.0	84.3	96.9	115.8	110.8	98.0	注4	109.7	92.6
4年	103.7	106.3	118.7	120.7	122.7	99.0	117.1	79.8	97.7	注4	116.4	112.6	135.9	119.2	115.3
5年	105.5	110.3	123.1	130.6	130.6	109.4	109.0	75.0	100.7	136.7	注4	121.9	93.5	127.1	123.1
6年	109.1	115.4	138.1	132.2	118.0	127.2	119.5	91.4	111.4	93.0	113.3	128.5	96.0	124.4	109.0
7年	109.6	119.5	141.7	143.3	116.1	134.8	112.4	97.2	122.4	108.1	114.1	130.4	注4	128.2	103.0
令和8年 1月	97.7	99.1	136.1	128.8	100.1	119.7	104.2	101.0	94.2	96.1	100.0	100.0	注4	99.3	85.0
2月	91.4	101.2	130.7	139.4	110.8	119.4	140.4	101.6	91.9	95.5	92.1	101.4	注4	101.5	83.2
3月	102.6	116.3	136.2	139.8	106.9	116.6	103.6	96.0	208.8	102.7	94.7	124.0	注4	104.2	82.6
4月	95.3	109.0	134.6	144.6	107.8	122.8	106.7	94.3	108.8	108.1	97.0	125.5	注4	117.7	85.7
対前年（同月）増減率（％）															
平成29年 平均	4.0	3.0	16.9	3.8	3.5	8.2	-2.1	20.1	-0.3	17.2	8.7	3.6	注4	-1.2	3.6
平成30年	-0.6	-0.2	0.6	-6.2	6.4	-30.3	5.8	-5.4	3.0	5.2	4.2	-7.4	注4	-8.8	11.5
平成31年 令和元年	1.0	-1.2	-12.8	-8.9	-12.5	17.0	2.7	8.1	4.3	-7.0	2.7	-16.1	注4	2.6	2.5
2年	-1.2	-3.0	-3.5	-14.7	-6.2	-1.5	-7.5	7.3	-3.7	0.3	7.9	3.5	注4	-5.1	-6.5
3年	-2.1	2.3	5.1	18.5	5.4	-2.6	-1.0	-15.8	-3.2	15.8	10.8	-2.0	注4	9.6	-7.4
4年	5.9	3.9	12.9	1.8	16.4	1.6	18.3	-5.3	0.8	注4	5.1	14.9	46.3	8.7	24.5
5年	1.7	3.8	3.7	8.2	6.4	10.5	-6.9	-6.0	3.1	4.0	注4	8.3	-31.2	6.6	6.8
6年	3.6	3.0	12.3	0.8	-8.7	12.0	9.1	13.4	7.9	-32.4	-8.3	4.5	1.4	-5.3	-6.4
7年	0.5	3.6	2.6	8.4	-1.6	6.0	-5.9	6.3	9.9	16.2	0.7	1.5	注4	3.1	-5.5
令和8年 1月	8.7	4.1	10.9	11.3	-0.1	8.4	-13.6	46.8	-4.3	59.9	7.4	-23.6	注4	4.3	-2.4
2月	2.2	7.1	-6.3	17.3	-1.4	10.7	24.5	42.9	-4.3	49.7	5.6	11.4	注4	3.2	-7.2
3月	7.8	21.7	10.7	17.8	6.4	5.8	9.4	36.4	114.8	63.5	6.4	36.3	注4	6.8	-4.2
4月	5.0	13.8	4.5	20.5	13.6	8.3	11.8	23.6	18.5	-30.3	7.1	35.4	注4	26.6	-7.9

注1：事業所規模5人以上。
 注2：「調査産業計」は日本標準産業分類の鉱業～サービス業の合計。
 注3：指数は令和2年（2020年）=100。
 注4：サンプル不足のため非公表。
 注5：基準値改訂により現時点は非公表。
 資料出所：岐阜県総合企画部統計課「毎月勤労統計調査」

産業別常用労働者きまって支給する給与の推移（岐阜県）

（単位：円）

産業 年月	調査 産業計	製造業	繊維 工業	木材・ 木製品	家具 装備品	パルプ・ 紙	印刷	窯業・ 土石製品	金属 製品	業務用 機械器具	電子部品 デバイス	電 気 機械器具	情報通信 機械器具	輸送用 機械器具	卸売・ 小売業
平成29年	239,143	272,220	215,508	275,901	270,923	292,507	240,429	277,554	254,771	262,766	283,869	263,570	注2	324,750	181,109
30年	237,765	268,925	215,318	257,229	294,642	220,836	261,077	260,743	275,495	277,181	274,221	252,175	注2	292,752	199,853
平成31年 令和元年	240,398	268,107	198,056	245,800	251,211	252,134	267,048	272,472	272,873	251,734	284,527	211,758	注2	307,895	205,188
2年	237,145	259,062	185,556	217,710	235,255	250,251	251,497	280,757	255,261	259,670	302,479	228,404	注2	292,417	191,961
3年	233,949	268,817	195,355	254,023	239,962	250,088	237,885	249,536	259,769	323,139	312,990	224,323	注2	331,673	180,696
4年	244,767	273,917	205,953	254,719	278,587	239,478	271,955	235,658	266,813	注2	321,026	253,028	362,842	338,090	215,655
5年	245,579	279,482	220,958	273,028	293,545	257,007	246,090	227,378	264,561	346,354	注2	267,408	277,613	345,371	224,292
6年	250,838	290,541	245,316	252,016	276,311	301,612	270,446	256,410	286,000	222,412	353,946	286,986	273,874	358,037	200,787
7年	252,665	299,552	259,955	278,865	262,058	330,203	258,556	262,571	316,862	247,558	358,236	261,239	注2	365,842	192,427
令和8年1月	255,404	311,367	263,806	300,237	267,833	354,478	283,642	355,145	305,985	331,990	363,786	272,839	注2	365,195	182,840
2月	256,329	316,460	263,832	324,975	296,576	353,306	282,255	357,126	297,925	330,252	367,626	276,372	注2	373,235	184,504
3月	255,378	314,921	260,307	318,433	286,227	345,202	279,164	321,648	296,658	355,494	377,728	278,623	注2	378,992	179,404
4月	262,439	326,442	269,900	337,069	288,649	360,754	287,601	331,493	313,585	372,909	387,180	319,826	注2	384,844	187,399

注1：事業所規模は5人以上。

注2：サンプル不足のため非公表。

資料出所：岐阜県総合企画部統計課「毎月勤労統計調査」

産業別常用労働者きまって支給する給与指数（岐阜県）

産業 年月	調査 産業計	製造業	繊維工業	木材・ 木製品	家具・ 装備品	パルプ・ 紙・ 紙加工品	印刷・ 同関連業	窯業・ 土石製品	金属製品	業務用 機械器具	電子部品 デバイス	電 機 機械器具	情報通信 機械器具	輸送用 機械器具	卸売・ 小売業
	指 数														
平成29年 平均	100.9	105.1	116.1	128.0	115.2	117.4	95.5	98.8	99.8	106.7	93.8	115.4	注4	111.1	94.3
平成30年	100.3	103.8	116.0	124.6	123.4	88.2	103.7	92.9	107.9	106.7	90.7	110.4	注4	100.2	104.1
平成31年 令和元年	101.4	103.5	106.7	114.1	106.8	100.7	106.1	97.0	106.9	96.9	94.3	92.7	注4	105.3	106.9
令和2年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	注4	100.0	100.0
令和3年	98.7	103.8	105.3	117.9	102.0	99.9	94.5	88.8	101.7	120.3	103.1	98.2	注4	113.4	94.1
令和4年	103.2	105.8	110.9	118.3	118.5	95.7	108.0	83.9	104.6	注4	106.1	110.8	122.9	115.6	112.3
令和5年	103.6	107.9	119.0	126.7	124.8	102.7	98.9	80.9	103.7	133.4	注4	117.1	94.0	118.1	116.8
令和6年	105.8	112.2	132.2	116.9	117.5	120.5	107.5	91.3	112.1	85.6	117.0	125.6	92.7	122.4	104.6
令和7年	106.5	115.6	140.0	129.4	111.4	131.9	102.8	93.5	124.1	95.4	118.4	114.4	注4	125.1	100.2
令和8年	107.7	120.2	142.1	139.3	113.9	141.6	112.7	126.4	119.9	127.7	120.3	119.4	注4	124.9	95.2
令和9年	108.1	122.2	142.1	150.7	126.1	141.2	112.1	127.2	116.7	127.1	121.5	121.0	注4	127.6	96.1
令和10年	107.7	121.6	140.2	147.7	121.7	137.9	110.9	114.5	116.2	136.8	124.9	122.0	注4	129.6	93.4
令和11年	110.7	126.0	145.4	156.4	122.7	144.1	114.3	118.0	122.9	143.5	128.0	140.0	注4	131.6	97.6
対前年（同月）増減率（%）															
平成29年 平均	3.9	3.3	16.3	1.5	2.6	7.2	1.4	20.8	-4.8	7.4	11.6	4.2	注4	-1.7	3.0
平成30年	-0.5	-1.3	-0.1	-2.7	7.2	-24.8	8.6	-6.0	8.1	0.0	-3.3	-4.3	注4	-9.9	10.3
平成31年 令和元年	1.1	-0.2	-8.1	-8.4	-13.5	14.2	2.4	4.5	-0.9	-9.3	3.9	-16.0	注4	5.2	2.7
令和2年	-1.4	-3.4	-6.3	-12.4	-6.3	-0.7	-5.8	3.1	-6.5	3.2	6.1	7.8	注4	-5.0	-6.4
令和3年	-1.3	3.8	5.3	17.9	2.0	-0.1	-5.4	-11.2	1.7	20.2	3.1	-1.8	注4	13.4	-5.9
令和4年	4.6	1.9	5.3	0.3	16.2	-4.2	14.3	-5.5	2.9	注4	2.9	12.8	29.9	1.9	19.3
令和5年	0.4	2.0	7.3	7.1	5.3	7.3	-8.4	-3.6	-0.9	-0.8	注4	5.7	-23.5	2.2	4.0
令和6年	2.2	2.8	11.2	-8.2	-5.3	13.3	8.3	7.7	6.4	-36.1	0.2	6.3	-3.9	0.6	-6.0
令和7年	0.7	3.0	5.9	10.7	-5.2	9.5	-4.4	2.4	10.7	11.4	1.2	-8.9	注4	2.2	-4.2
令和8年	3.5	7.9	12.6	11.4	3.0	8.4	12.6	48.2	0.3	59.4	5.6	-9.6	注4	4.4	-4.9
令和9年	2.5	7.2	5.5	17.5	10.9	10.7	5.8	42.9	-4.4	49.5	5.7	11.2	注4	3.2	-4.9
令和10年	2.2	7.6	4.9	15.2	10.7	5.8	7.3	29.8	-5.9	63.4	6.4	14.3	注4	5.6	-5.9
令和11年	4.3	11.6	4.8	20.7	13.5	10.5	9.9	23.6	5.3	52.0	7.1	29.0	注4	12.5	-6.4

注1：事業所規模5人以上。
 注2：「調査産業計」は日本標準産業分類の鉱業～サービス業の合計。
 注3：指数は令和2年（2020年）=100。
 注4：サンプル不足のため非公表。
 注5：基準値改訂により現時点は非公表。

資料出所：岐阜県総合企画部統計課「毎月勤労統計調査」

産業別常用労働者所定内給与の推移（岐阜県）

（単位：円）

産業 年月	調査 産業計	製造業	繊維 工業	木材・ 木製品	家具 装備品	パルプ・ 紙・ 紙加工品	印刷	窯業・ 土石製品	金属 製品	業務用 機械器具	電子部品 デバイス	電 気 機械器具	情報通信 機械器具	輸送用 機械器具	卸売・ 小売業
平成29年	212,875	233,359	161,658	249,775	243,902	241,543	221,053	210,593	241,280	248,778	213,122	228,166	注2	279,710	168,015
30年	221,373	239,772	187,510	253,427	250,245	256,188	227,708	249,329	230,744	250,634	227,037	238,619	注2	279,382	173,221
平成31年 令和元年	219,368	237,558	188,756	235,197	268,719	203,672	242,082	237,637	245,443	247,828	228,700	225,529	注2	257,241	189,381
2年	223,281	238,005	175,664	193,469	224,395	224,556	236,247	262,641	237,471	239,264	247,683	209,884	注2	268,704	184,348
3年	218,565	241,840	176,236	223,097	222,818	233,254	223,139	235,469	239,041	304,968	247,097	207,448	注2	289,839	173,369
4年	228,215	247,849	190,326	237,877	262,891	216,161	253,034	222,916	246,606	注2	257,096	225,442	343,381	295,502	208,580
5年	228,351	255,023	205,238	260,823	275,642	234,798	225,228	220,375	244,128	325,186	注2	246,569	264,237	303,174	214,003
6年	234,098	265,745	227,866	233,483	263,933	277,419	256,535	241,522	260,580	207,510	294,121	268,380	264,132	320,952	190,516
7年	235,530	270,958	238,506	256,759	250,380	299,059	245,575	241,830	290,332	231,156	297,649	246,632	注2	320,909	184,359
令和8年1月	238,376	281,655	228,724	269,801	262,012	308,031	264,244	321,142	286,424	304,442	295,284	256,342	注2	318,904	175,647
2月	238,888	283,391	235,328	281,945	263,864	312,439	266,329	318,452	278,164	301,892	298,243	256,848	注2	321,638	177,465
3月	237,696	281,822	226,213	278,913	261,405	302,044	259,482	294,651	275,771	321,138	305,018	260,118	注2	324,911	171,914
4月	243,658	290,481	230,667	294,523	267,994	315,120	265,590	285,495	290,812	340,164	315,064	302,734	注2	329,939	179,757

注1：事業所規模は5人以上。
注2：サンプル数が少ないため非公表。

資料出所：岐阜県総合企画部統計課「毎月勤労統計調査」

産業別常用労働者所定内給与指数（岐阜県）

産業 年月	調査 産業計	製造業	繊維工業	木材・ 木製品	家具・ 装備品	パルプ・ 紙・ 紙加工品	印刷・ 同関連業	窯業・ 土石製品	金属製品	業務用 機械器具	電子部品 デバイス	電 機 機械器具	情報通信 機械器具	輸送用 機械器具	卸売・ 小売業
	指 数														
平成29年 平均	99.1	100.7	106.8	131.1	111.5	114.5	96.3	94.8	97.2	110.0	91.6	113.7	注4	104.0	93.9
30年	98.3	99.8	107.6	126.6	118.0	90.7	102.4	90.5	103.3	103.6	92.3	107.5	注4	95.7	102.7
平成31年 令和元年	99.7	100.5	104.3	116.2	105.9	98.1	100.6	96.3	103.4	95.2	97.2	93.1	注4	99.7	105.9
2年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	注4	100.0	100.0
3年	97.9	101.6	100.4	115.5	99.3	103.9	94.4	89.6	100.6	123.3	99.3	98.8	注4	107.9	94.0
4年	102.2	104.1	108.4	123.1	116.9	96.3	107.0	84.8	103.9	注4	103.8	107.4	122.7	110.0	113.2
5年	102.3	107.1	116.9	135.0	122.8	104.5	96.4	83.8	102.8	136.1	注4	117.5	94.4	112.8	116.1
6年	104.8	111.7	129.8	120.8	117.7	123.6	108.5	91.9	109.8	86.8	118.8	127.8	94.3	119.4	103.3
7年	105.5	113.9	135.8	132.8	111.6	133.2	104.0	92.1	122.2	96.8	120.2	117.5	注4	119.4	100.0
令和8年 1月	106.8	118.3	130.2	139.6	116.8	137.2	111.8	122.2	120.6	127.2	119.2	122.1	注4	118.7	95.3
2月	107.0	119.1	134.0	145.9	117.6	139.1	112.7	121.2	117.2	126.2	120.4	122.4	注4	119.7	96.2
3月	106.5	118.4	128.8	144.3	116.5	134.5	109.8	112.1	116.1	134.2	123.1	123.9	注4	120.9	93.2
4月	109.1	122.1	131.3	152.4	119.4	140.3	112.3	108.6	122.5	142.2	127.2	144.2	注4	122.8	97.5
対前年（同月）増減率（%）															
平成29年 平均	4.0	2.8	16.0	1.4	2.6	6.4	3.0	18.3	-4.3	5.7	6.4	4.6	注4	-0.1	3.1
30年	-0.9	-0.9	0.7	-3.5	5.8	-20.8	6.3	-4.6	6.3	-5.8	0.8	-5.5	注4	-8.0	9.4
平成31年 令和元年	1.4	0.7	-3.1	-8.1	-10.3	8.2	-1.8	6.5	0.1	-8.1	5.3	-13.4	注4	4.1	3.0
2年	0.4	-0.5	-4.1	-13.9	-5.5	2.0	-0.5	3.8	-3.4	5.1	2.9	7.5	注4	0.3	-5.6
3年	-2.2	1.6	0.4	15.4	-0.8	3.8	-5.6	-10.4	0.6	23.2	-0.7	-1.2	注4	7.9	-6.0
4年	4.4	2.5	8.0	6.6	17.7	-7.3	13.3	-5.4	3.3	注4	4.5	8.7	30.3	1.9	20.4
5年	0.1	2.9	7.8	9.7	5.0	8.5	-9.9	-1.2	-1.1	-0.2	注4	9.4	-23.1	2.5	2.6
6年	2.6	3.1	11.1	-10.8	-3.6	14.0	12.1	5.1	5.6	-36.4	-1.7	8.0	-2.7	2.7	-6.4
7年	0.7	2.0	4.6	9.9	-5.2	7.8	-4.1	0.2	11.3	11.5	1.2	-8.1	注4	0.0	-3.2
令和8年 1月	3.2	7.2	1.3	8.6	5.9	3.2	9.5	47.6	1.3	48.9	2.4	-11.2	注4	5.0	-4.6
2月	2.5	6.1	-0.5	9.5	6.1	7.9	6.6	38.4	-2.7	47.8	2.6	9.8	注4	0.1	-4.8
3月	2.2	7.1	-3.1	9.2	7.6	3.0	7.3	29.7	-5.6	52.0	3.6	12.7	注4	7.4	-6.0
4月	4.0	10.1	-4.7	14.4	10.0	6.9	7.4	16.8	6.3	49.7	5.1	28.5	注4	10.0	-6.5

注1：事業所規模5人以上。
 注2：「調査産業計」は日本標準産業分類の鉱業～サービス業の合計。
 注3：指数は令和2年（2020年）=100。
 注4：サンプル不足のため非公表。
 注5：基準値改訂により現時点は非公表。
 資料出所：岐阜県総合企画部統計課「毎月勤労統計調査」

実質賃金指数（現金給与総額）

【事業所規模5人以上】

（令和2年 = 100）

区 分	調査産業計		建設業		製造業		卸売業・小売業		医療・福祉		年 月
	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比		
令和元年平均	100.3	0.9	108.6	6.7	102.3	1.3	105.9	2.4	97.0	4.5	2019年平均
2	100.0	0.2	100.0	7.9	100.0	2.1	100.0	5.6	100.0	3.3	2020
3	98.2	1.8	106.9	6.9	102.6	2.6	92.9	7.1	99.4	0.6	2021
4	101.2	3.1	103.6	3.1	103.7	1.1	112.5	21.1	101.6	2.2	2022
5	99.2	2.0	110.2	6.4	103.7	0.0	115.7	2.8	95.5	6.0	2023
6	99.1	0.1	109.1	3.3	104.8	0.5	99.0	9.5	103.1	4.2	2024
7	95.8	3.3	102.8	5.8	104.5	0.3	90.0	9.1	99.5	3.5	2025
令和7年4月	79.6	6.7	83.7	12.8	84.0	7.2	81.7	4.3	80.1	6.1	2025.4
5	81.7	0.8	87.9	0.1	88.8	4.8	81.1	6.4	82.8	4.7	5
6	132.2	7.6	146.3	13.0	130.0	1.2	101.5	17.3	150.9	7.3	6
7	118.0	2.4	114.8	7.8	151.5	2.0	121.7	13.7	112.9	20.5	7
8	79.8	4.4	88.6	16.4	85.8	0.5	76.7	12.4	80.8	4.7	8
9	78.6	3.1	88.0	2.8	83.6	2.0	75.0	9.5	80.5	5.4	9
10	80.0	2.6	86.5	2.8	87.7	0.6	76.2	11.0	81.1	4.0	10
11	84.6	1.4	87.8	2.9	93.9	1.6	77.2	7.8	92.0	6.6	11
12	175.2	0.6	168.1	4.5	198.1	5.2	158.9	1.2	179.6	9.2	12
令和8年1月	84.5	7.1	91.8	13.3	85.7	2.6	73.5	3.8	77.8	3.7	2026.1
2	79.5	0.9	85.4	3.3	88.1	5.8	72.4	8.5	77.4	4.9	2
3	89.1	6.3	118.8	0.3	101.0	20.0	71.8	5.4	92.7	1.0	3
4	82.4	3.5	85.7	2.4	94.2	12.1	74.1	9.3	77.6	3.1	4

【事業所規模30人以上】

（令和2年 = 100）

区 分	調査産業計		建設業		製造業		卸売業・小売業		医療・福祉		年 月
	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比		
令和元年平均	99.1	2.0	104.4	3.4	100.9	3.6	100.1	8.9	94.6	6.7	2019年平均
2	100.0	1.0	100.0	4.1	100.0	0.7	100.0	0.1	100.0	5.7	2020
3	99.9	0.1	97.8	2.2	106.7	6.7	95.4	4.6	101.4	1.4	2021
4	101.5	1.6	107.2	9.6	107.6	0.8	110.5	15.8	106.5	5.0	2022
5	98.1	3.3	109.3	2.0	108.6	0.9	102.1	7.6	102.7	3.6	2023
6	99.1	2.5	108.1	2.3	107.4	1.1	80.9	10.6	104.9	4.1	2024
7	97.7	1.4	98.5	8.9	107.4	0.0	87.6	8.3	101.1	3.6	2025
令和7年4月	79.1	4.7	72.6	14.5	84.7	5.3	79.7	9.3	79.9	7.2	2025.4
5	81.7	2.0	76.0	6.3	91.1	7.8	79.4	10.3	80.5	6.4	5
6	140.8	5.2	188.0	4.6	136.9	0.9	80.4	4.3	164.2	8.9	6
7	123.7	7.3	73.1	21.9	164.1	3.6	116.9	3.3	115.8	29.0	7
8	78.3	1.8	72.7	12.1	84.4	0.4	75.8	4.3	81.0	4.3	8
9	78.2	1.5	73.5	11.0	83.8	1.4	74.2	3.9	81.2	3.3	9
10	80.3	2.3	73.6	10.5	88.0	3.4	79.7	1.1	82.2	1.6	10
11	85.1	0.1	70.3	15.9	95.4	1.2	76.9	6.5	91.7	8.3	11
12	189.1	2.2	189.7	2.8	212.4	5.7	174.0	44.2	188.4	8.9	12
令和8年1月	85.4	10.8	75.9	6.6	84.7	3.5	73.7	4.1	77.9	1.4	2026.1
2	78.2	1.7	68.0	5.6	87.0	4.3	72.9	1.0	77.8	2.9	2
3	92.1	9.5	134.3	11.5	102.7	21.7	73.5	2.2	98.2	7.8	3
4	81.8	3.4	69.7	4.0	92.5	9.2	79.0	0.9	79.4	0.6	4

注意 各月の前年比は前年同月比である。

$$\text{各月の実質賃金指数} = \frac{\text{各月の（名目）賃金指数}}{\text{岐阜市の各月の消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）}} \times 100$$




岐阜県内経済情勢

令和8年4月22日

財務省東海財務局
岐阜財務事務所

1. 総論

【総括判断】「岐阜県内経済は、緩やかに回復しつつある」










項目	前回（8年1月判断）	今回（8年4月判断）	前回比較
総括判断	緩やかに回復しつつある	緩やかに回復しつつある	

（注）8年4月判断は、前回8年1月判断以降、足下の状況までを含めた期間で判断している。

（判断の要点）

個人消費は、持ち直している。生産活動は、緩やかに回復しつつある。雇用情勢は、緩やかに改善しつつある。

【各項目の判断】

項目	前回（8年1月判断）	今回（8年4月判断）	前回比較
個人消費	持ち直している	持ち直している	
生産活動	緩やかに回復しつつある	緩やかに回復しつつある	
雇用情勢	緩やかに改善しつつある	緩やかに改善しつつある	
設備投資	7年度は減少見込み	7年度は減少見込み	
企業収益	7年度は減益見込み	7年度は減益見込み	
企業の景況感	全産業の現状判断(7年10-12月期)は「下降」超	全産業の現状判断(8年1-3月期)は「下降」超	
住宅建設	前年を下回っている	前年を上回っている	
公共事業	前年を下回っている	前年を下回っている	
企業倒産	件数は前年を上回っている	件数は前年を上回っている	

【先行き】

先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待されるものの、中東情勢や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。

2. 各論

【個人消費】持ち直している

百貨店・スーパー販売は、緩やかに回復しつつある。コンビニエンスストア販売は、緩やかに持ち直しつつある。ドラッグストア販売は、堅調となっている。ホームセンター販売は、一進一退の状況にある。家電大型専門店販売は、緩やかに回復しつつある。乗用車販売は、一進一退の状況にある。

(主なヒアリング結果)

- 引き続き、割安なPB商品の販売が堅調な一方で、高単価商品も選ばれる傾向にあるなど、節約志向にある中で、消費者は濃淡をつけて購入商品を選択しており、メリハリ消費が継続している。【スーパー】
- 2月はインフルエンザが流行したこともあって、調剤部門等の売上げが増加したほか、中旬以降には気温が上がったことで外出機会が増えたためか、日焼け止めやリップクリームなどの売上げも増加した。【ドラッグストア】
- 2月中旬以降に気温が暖かくなってきたことで、園芸用品が好調となった一方、灯油など冬物の季節商品が低調となったほか、DIY用品も前年を下回るなど、全体的に厳しい状況。【ホームセンター】
- 客数が順調に伸長したことに加え、2027年の省エネ基準改正の影響により、エアコンの販売が好調だったこと等から、売上高は前年実績を上回っている。【家電大型専門店】

【生産活動】緩やかに回復しつつある

汎用・生産用・業務用機械は、弱い動きとなっている。輸送機械は、緩やかに回復している。電気機械は、緩やかに回復している。金属製品は、緩やかに回復しつつある。窯業・土石は、弱い動きとなっている。プラスチックは、持ち直しの動きがみられる。

(主なヒアリング結果)

- 足下の新設住宅着工戸数が減少傾向であることから、住宅設備メーカー向けが低調となっている。さらにこの先においては、市況が好転する材料もなく、また足下の金利上昇により、消費者の住宅購入マインドが低下することを懸念している。【汎用機械等】
- 中東情勢の影響により、取引先メーカーが減産したことに伴い、当社の売上げにも影響が出ているところ。なお、この先は生産量が増加見通しではあるが、それも今後の中東情勢次第といったところ。【輸送機械】
- AIサーバー向けは引き続き需要が強くなっていることから、生産水準は前期と比べて高く、足下では高水準となっている。【電気機械】

【雇用情勢】緩やかに改善しつつある

有効求人倍率は、おおむね横ばいで推移している。

(主なヒアリング結果)

- 慢性的な人手不足と聞いており、特に飲食業ではワンオペで営業している業者も多く、営業時間を短縮せざるを得ない状況も見受けられる。【公的機関】
- 業種に関わらず求人の手控えが発生しており、特に製造業では、人手不足よりも物価高騰に対する声の方が多く、採用に踏み切れていない先が多い印象。また、採用したくても求めるような人材がおらず採用を見送るケースも見られるなど、この点も含めて採用に慎重さが見受けられる。【公的機関】
- なかなか人が集まりにくい状況に変わりはない。これから生産量が増えていく段階で人が集まらないため、残業の増加で対応するしかない。【製造業】
- 中長期でみると、現業作業員の新卒採用において、地元高校生の進学率が高くなっているほか、他県の大手企業による求人が拡大している影響もあり、計画した採用人数を満たせていない。【製造業】

1. 本調査結果に関する問い合わせは下記にお願いします。

財務省東海財務局 岐阜財務事務所 財務課

TEL (058)247-4112 (ダイヤルイン)

2. 本調査結果の概要は下記ホームページでもご覧頂けます。

<https://lfb.mof.go.jp/tokai/gifu.htm>




最近の岐阜県内の経済情勢

令和8年4月22日

東海財務局 岐阜財務事務所




1. 岐阜県内の経済情勢（令和8年4月判断）

項目	前回（8年1月判断）	今回（8年4月判断）	前回比較	総括判断の要点
総括判断	緩やかに回復しつつある	緩やかに回復しつつある 【令和6年10月判断以来、7期連続で同じ判断】		個人消費は、持ち直している。生産活動は、緩やかに回復しつつある。雇用情勢は、緩やかに改善しつつある。

〔先行き〕

先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待されるもの、中東情勢や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。

23

項目	前回（8年1月判断）	今回（8年4月判断）	前回比較
個人消費	持ち直している	持ち直している 【令和5年10月判断以来、11期連続で同じ判断】	
生産活動	緩やかに回復しつつある	緩やかに回復しつつある 【令和6年10月判断以来、7期連続で同じ判断】	
雇用情勢	緩やかに改善しつつある	緩やかに改善しつつある 【令和4年10月判断以来、15期連続で同じ判断】	

※8年4月判断は、前回8年1月判断以降、足下の状況までを含めた期間で判断している。

※掲載した経済指標等については速報値を含む

1. 岐阜県内の経済情勢（令和8年4月判断）

【前回との比較（個人消費、生産活動、雇用情勢）】

	前回（8年1月判断）	今回（8年4月判断）	前比較
総括判断	緩やかに回復しつつある	緩やかに回復しつつある	↑

個人消費	持ち直している	持ち直している	↑
（百貨店・スーパー）	緩やかに回復しつつある。	緩やかに回復しつつある。	↑
（コンビニエンスストア）	緩やかに持ち直しつつある。	緩やかに持ち直しつつある。	↑
（ドラッグストア）	堅調となっている。	堅調となっている。	↑
（ホームセンター）	一進一退の状況にある。	一進一退の状況にある。	↑
（家電）	持ち直している。	緩やかに回復しつつある。	↗
（乗用車）	一進一退の状況にある。	一進一退の状況にある。	↑

生産活動	緩やかに回復しつつある	緩やかに回復しつつある	↑
（汎用機械等）	弱い動きとなっている。	弱い動きとなっている。	↑
（輸送機械）	緩やかに回復している。	緩やかに回復している。	↑
（電気機械）	緩やかに回復しつつある。	緩やかに回復している。	↗
（金属製品）	緩やかに回復しつつある。	緩やかに回復しつつある。	↑
（窯業・土石）	弱い動きとなっている。	弱い動きとなっている。	↑
（プラスチック）	持ち直しの動きがみられる。	持ち直しの動きがみられる。	↑

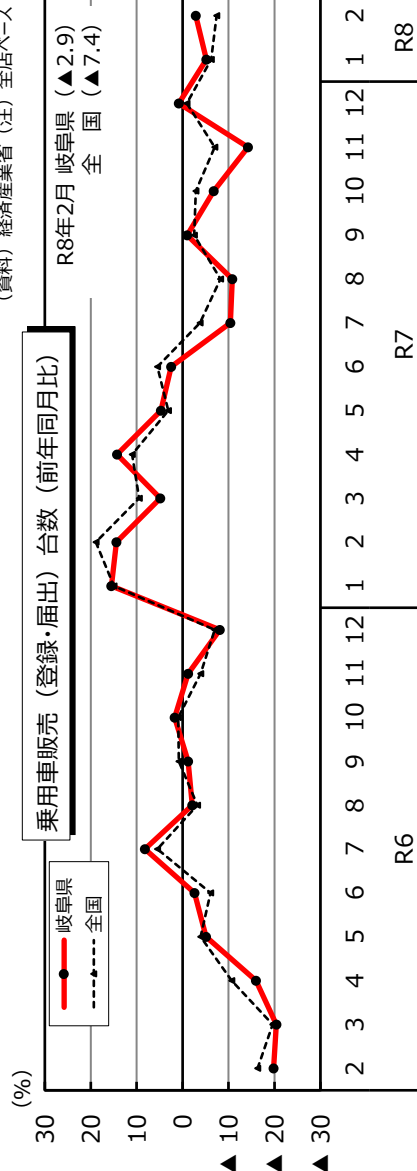
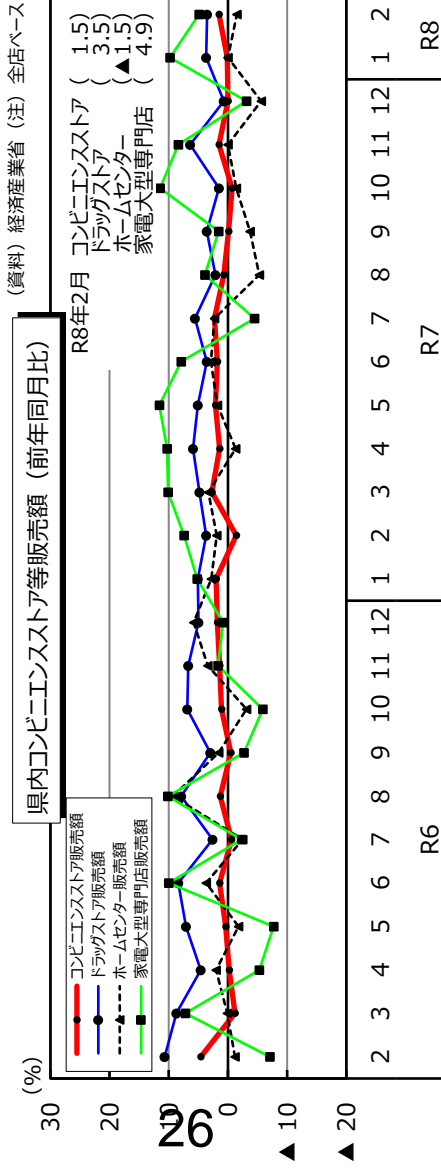
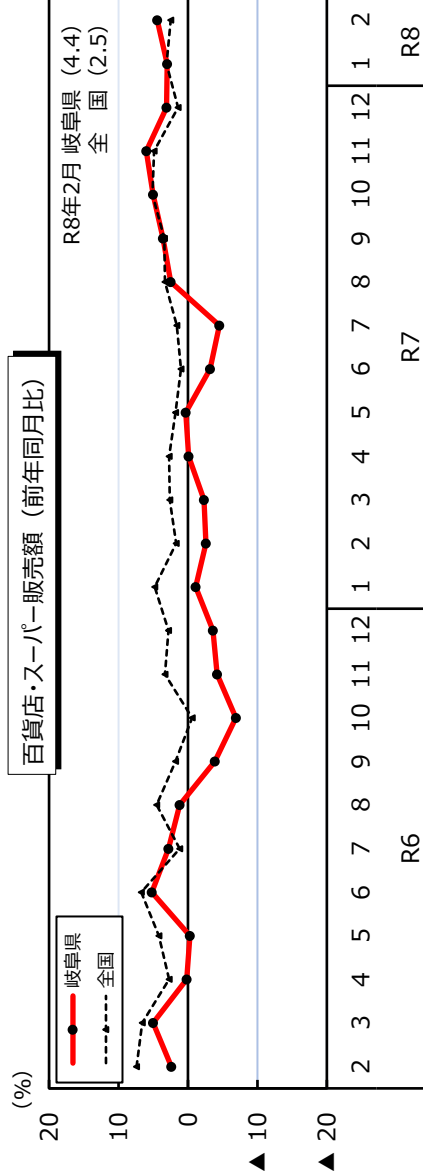
雇用情勢	緩やかに改善しつつある	緩やかに改善しつつある	↑
（有効求人倍率）	おおむね横ばいで推移している。	おおむね横ばいで推移している。	↑

1. 岐阜県内の経済情勢（令和8年4月判断）

【前回との比較（設備投資、企業収益等）】

	前回（8年1月判断）	今回（8年4月判断）	前比較
設備投資	7年度は減少見込み	7年度は減少見込み	↑
企業収益	7年度は減益見込み	7年度は減益見込み	↑
企業の景況感	全産業の現状判断（7年10-12月期）は「下降」超	全産業の現状判断（8年1-3月期）は「下降」超	↑
住宅建設	前年を下回っている	前年を上回っている	↘
公共事業	前年を下回っている	前年を下回っている	↑
企業倒産	件数は前年を上回っている	件数は前年を上回っている	↑

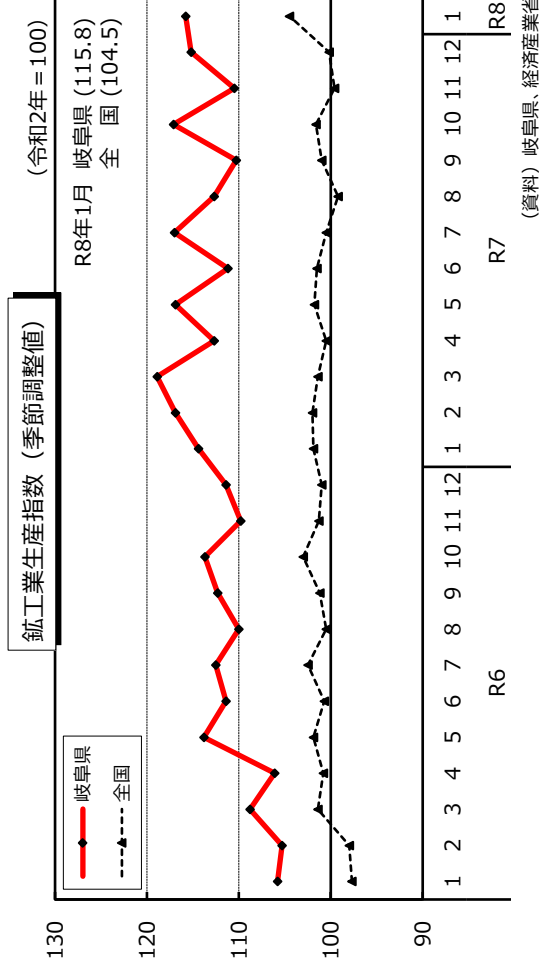
2.個人消費 ～持ち直している～



- 百貨店・スーパー販売は、緩やかに回復しつつある。
- コンビニエンスストア販売は、緩やかに持ち直しつつある。
- ドラッグストア販売は、堅調となっている。
- ホームセンター販売は、一進一退の状況にある。
- 家電大型専門店販売は、緩やかに回復しつつある。
- 乗用車販売は、一進一退の状況にある。

- 引き続き、割安なPB商品の販売が堅調な一方で、高単価商品も選ばれる傾向にあるなど、節約志向にある中で、消費者は濃淡をつけて購入商品を選択しており、メリハリ消費が継続している。 【スーパー】
- 2月はインフルエンザが流行したこともあって、調剤部門等の売上げが増加したほか、中旬以降には気温が上がったことで外出機会が増えたためか、日焼け止めやリッブクリームなどの売上げも増加した。 【ドラッグストア】
- 2月中旬以降に気温が暖かくなってきたことで、園芸用品が好調となった一方、灯油など冬の季節商品が低調となったほか、DIY用品も前年を下回るなど、全体的に厳しい状況。 【ホームセンター】
- 客数が順調に伸長したことに加え、2027年の省エネ基準改正の影響により、エアコンの販売が好調だったことから、売上高は前年実績を上回っている。 【家電大型専門店】

3.生産活動 ～緩やかに回復しつつある～



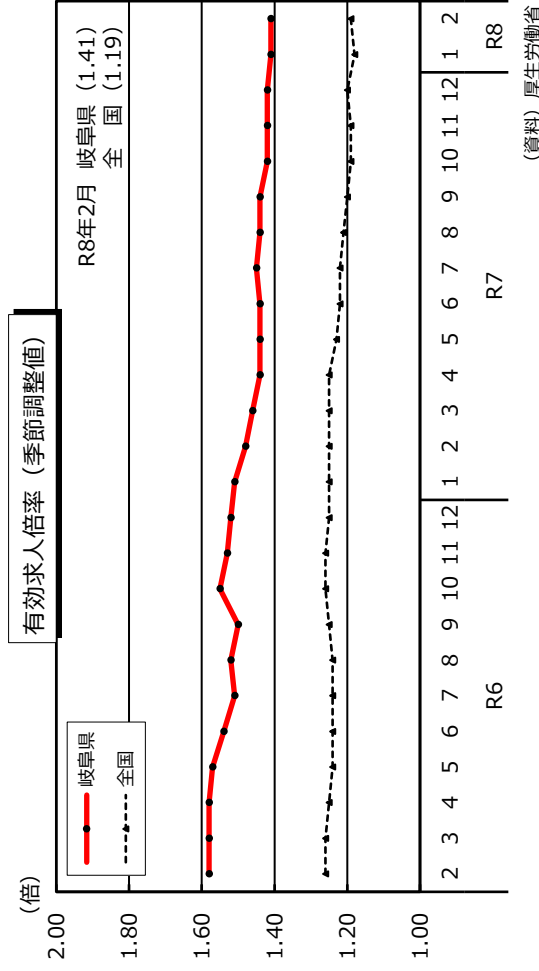
- ・ 汎用・生産用・業務用機械は、弱い動きとなっている。
- ・ 輸送機械は、緩やかに回復している。
- ・ 電気機械は、緩やかに回復している。
- ・ 金属製品は、緩やかに回復しつつある。
- ・ 窯業・土石は、弱い動きとなっている。
- ・ プラスチックは、持ち直しの動きがみられる。

➢ 足下の新設住宅着工戸数が減少傾向であることから、住宅設備メーカー向けが低調となっている。さらにこの先においては、市況が好転する材料もなく、また足下の金利上昇により、消費者の住宅購入マインドが低下することを懸念している。【汎用機械等】

➢ 中東情勢の影響により、取引先メーカーが減産したことに伴い、当社の売上げにも影響が出ているところ。なお、この先は生産量が増加見通しではあるが、それも今後の中東情勢次第といったところ。【輸送機械】

➢ AIサーバー向けは引き続き需要が強くなっていることから、生産水準は前期と比べて高く、足下では高水準となっている。【電気機械】

4.雇用情勢 ～緩やかに改善しつつある～



- ・ 有効求人倍率は、おおむね横ばいで推移している。

➢ 慢性的な人手不足と聞いており、特に飲食業ではワンオペで営業している業者も多く、営業時間を短縮せざるを得ない状況も見受けられる。【公的機関】

➢ 業種に関わらず求人の手控えが発生しており、特に製造業では、人手不足よりも物価高騰に対する声の方が多く、採用に踏み切れていない先が多い印象。また、採用したくても求めるような人材がおらず採用を見送るケースも見られるなど、この点も含めて採用に慎重さが見受けられる。【公的機関】

➢ なかなか人が集まりにくい状況に変わりはない。これから生産量が増えていく段階で人が集まらないため、残業の増加で対応するしかない。【製造業】

➢ 中長期でみると、現業作業員の新卒採用において、地元高校生の進学率が高くなってきているほか、他県の大手企業による求人拡大している影響もあり、計画した採用人数を満たせていない。【製造業】

1.本調査結果に関する問い合わせは下記にお願いいたします。

財務省東海財務局 岐阜財務事務所 財務課

TEL (058)247-4112 (ダイヤルイン)

2.本調査結果の概要は下記ホームページでもご覧頂けます。

<https://lfb.mof.go.jp/tokai/gifu.htm>

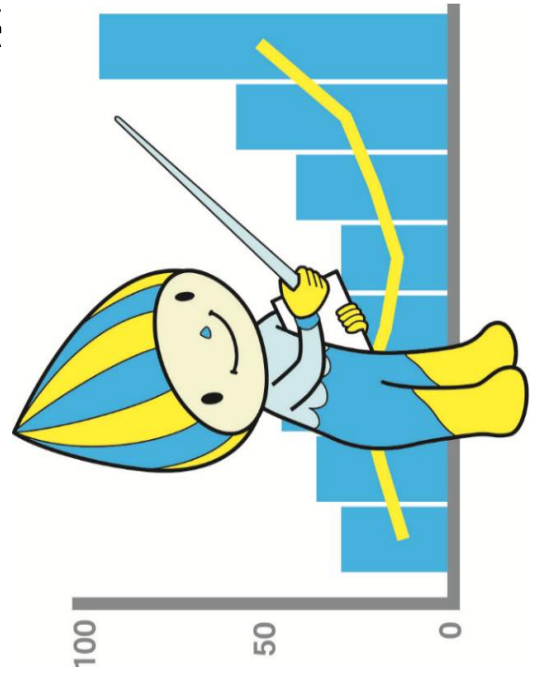


2026/6/22

全国・岐阜県の

経済指標

～ 景気を見る統計データ ～



令和8年6月
岐阜県 総合企画部 統計課

《利用上のご注意》

1 表中の記号等

- (1) 数字の単位未満は原則として四捨五入です。したがって、年(四半期)計と月別の合計とは必ずしも一致しません。
 (2) 表の符号の用法は次のとおりです。
 [―] 該当数値なし […] 不詳 [―] 速報数値 [O] 単位未満 [B] 不連続
 (3) 増減率は、対前年(期、月)に対する伸び率を表します。

2 当資料は各機関が公表した全国、岐阜県の主要経済指標を収録しています。季節調整替え、基準改定、速報の確報化、誤計数の判明等により、計数が過去に遡って訂正される可能性がありますので、利用の際には、資料出所等で数値の確認をお願いします。

3 資料の出所等

(1) 全国

項目	摘要	資料出所
景気動向指数	景気動向指数	内閣府
鉱工業指数	鉱工業生産・出荷・在庫指数	経済産業省
第3次産業活動指数	第3次産業総合	経済産業省
消費支出	家計調査(二人以上の世帯、名目増減率)	総務省
百貨店・スーパー販売額	商業動態統計	経済産業省
コンビニエンスストア販売額	新車車種別登録台数	(一社)日本自動車販売協会連合会
新車販売台数(除く軽)	軽自動車新車販売速報	(一社)全国軽自動車協会連合会
現金給与総額(平均賃金)	毎月勤労統計調査(30人以上事業所、調査産業計)	厚生労働省
新設住宅着工戸数	住宅着工統計	国土交通省
公共工事請負金額	公共工事前払金保証統計	東日本建設業保証(株)
機械受注	機械受注統計(船舶・電力を除く民需)	内閣府
企業物価指数	国内企業物価指数(総平均)	日本銀行
消費者物価指数	消費者物価指数	総務省
有効求人倍率	一般職業紹介状況(新規学卒者を除きパートタイムを含む)	厚生労働省
完全失業率	労働力調査	総務省
常用雇用	毎月勤労統計調査(30人以上事業所、製造業)	厚生労働省
所定外労働時間	全国企業倒産状況	(株)東京商工リサーチ
企業倒産件数、負債総額	通貨関連統計	日本銀行
マネーストック(M2)	貿易統計	財務省

(2) 岐阜県

項目	摘要	資料出所
人口、世帯、社会増減数	岐阜県人口動態統計調査	統計課
景気動向指数	岐阜県景気動向指数	統計課
中小企業景況D I	県内中小企業の景況動向	岐阜県中小企業団体中央会
鉱工業指数	岐阜県鉱工業指数	統計課
消費支出	総務省「家計調査」(二人以上の世帯)の岐阜市分。名目増減率。消費水準は実質値。	総務省
消費水準	商業動態統計	経済産業省
百貨店・スーパー販売額	車種別新車販売台数	(一社)日本自動車販売協会連合会岐阜支部
新車販売台数(除く軽)	軽自動車新車新規車種別・銘柄別・都道府県別検査(販売)台数	(一社)全国軽自動車協会連合会
現金給与総額(平均賃金)	毎月勤労統計地方調査(30人以上事業所、調査産業計、増減率は指数比較)	統計課
新設住宅着工戸数	建築着工統計	国土交通省
公共工事請負金額	前払金保証取扱高	東日本建設業保証(株)岐阜支店
着工建築物床面積	建築着工統計	国土交通省
消費者物価指数	消費者物価指数(岐阜市)	総務省
有効求人倍率	一般職業紹介状況(学卒を除きパートを含む)	岐阜労働局
新規求人倍率	労働力調査(モデル推計値)	総務省
完全失業率	労働マトリックス	岐阜労働局
常用雇用	毎月勤労統計地方調査(30人以上事業所、製造業)	統計課
所定外労働時間	岐阜県企業倒産状況	(株)東京商工リサーチ岐阜支社
企業倒産件数、負債総額	預金・貸出関連統計(都道府県別預・貸出金。国内銀行)	日本銀行

1. 全国

区分	景況		生産				第3次産業活動指数				個人消費					
	景気動向指数		鉱工業指数(生産)				季調済指数				消費支出 (二人以上の世帯)		百貨店・スーパー販売額		百貨店販売額	
	(CI一致)	(DI一致)	※季調済指数は対前月・前年同期比較 ※原指数は対前年同月・前年同期比較				※季調済指数は対前月・前年同期比較 ※原指数は対前年同月・前年同期比較				実額		増減率		増減率	
	指数	2年=100	前月比	原指数	前年比	季調済指数	前月比	原指数	前年比	増減率	増減率	(既存店)	増減率	増減率	(既存店)	増減率
単位	2年=100	2年=100	%	%	2019-2020年平均=100	%	2019-2020年平均=100	%	%	円	%	%	%	%	%	
令和5年	115.1	65.0	103.9	▲ 1.3	104.0	1.3	104.3	1.7	1.9	293,997	4.6	4.2	8.1	9.3		
令和6年	114.6	75.0	101.2	▲ 2.6	104.7	0.7	102.6	2.5	1.3	300,243	3.6	3.4	6.3	6.7		
令和7年	115.4	35.0	100.9	▲ 0.3	105.0	0.3	104.9	2.0	2.0	314,001	2.8	1.5	▲ 1.8	▲ 1.5		
(令和7年)	116.2	35.0	101.8	0.0	104.0	1.3	104.3	1.7	1.7	311,755	3.1	2.0	▲ 0.4	0.1		
1～3月	115.7	50.0	101.3	▲ 0.5	104.7	0.7	102.6	2.5	2.5	312,407	1.8	0.6	▲ 6.8	▲ 6.5		
4～6月	114.7	40.0	100.2	▲ 1.1	105.0	0.3	104.9	2.0	2.0	307,629	2.7	1.4	▲ 1.4	▲ 1.1		
7～9月	115.1	35.0	100.5	0.3	105.2	0.2	106.8	2.2	2.2	324,212	3.6	1.9	0.8	1.0		
10～12月	117.1	80.0	103.0	2.5	106.1	0.9	106.5	2.1	2.1	310,558	2.2	1.7	2.0	2.7		
(令和8年)	116.2	40.0	101.9	0.9	103.9	1.1	99.5	2.8	2.8	305,521	4.8	3.6	4.4	5.0		
1月	116.5	50.0	102.0	0.1	104.4	0.5	99.1	0.3	0.3	290,511	1.7	0.7	▲ 2.0	▲ 1.7		
2月	115.8	35.0	101.4	▲ 0.6	103.6	▲ 0.8	114.2	1.8	1.8	339,232	2.6	1.7	▲ 3.2	▲ 2.9		
3月	115.7	25.0	100.5	▲ 0.9	104.5	0.9	102.1	2.2	2.2	325,717	2.7	1.5	▲ 4.9	▲ 4.5		
4月	115.8	25.0	101.8	1.3	104.7	0.2	100.8	1.9	1.9	316,085	1.8	0.6	▲ 7.2	▲ 7.0		
5月	115.7	50.0	101.5	▲ 0.3	104.8	0.1	104.8	3.1	3.1	295,419	1.0	▲ 0.1	▲ 8.0	▲ 7.7		
6月	115.0	40.0	100.5	▲ 1.0	104.8	0.0	106.0	1.5	1.5	305,694	1.6	0.4	▲ 6.6	▲ 6.1		
7月	113.9	10.0	99.2	▲ 1.3	105.1	0.3	102.0	1.9	1.9	313,977	3.3	1.8	2.4	2.5		
8月	115.1	40.0	101.0	1.8	105.1	0.0	106.8	2.9	2.9	303,214	3.4	1.9	1.2	1.4		
9月	115.7	70.0	101.6	0.6	105.8	0.7	105.9	3.2	3.2	306,872	5.1	3.4	4.0	4.2		
10月	114.9	80.0	99.6	▲ 2.0	105.3	▲ 0.5	103.1	1.5	1.5	314,242	4.9	3.2	0.7	0.9		
11月	114.6	35.0	100.2	0.6	104.6	▲ 0.7	111.4	2.0	2.0	351,522	1.4	▲ 0.1	▲ 1.2	▲ 1.1		
12月	117.9	80.0	104.5	4.3	106.7	2.0	101.7	2.2	2.2	307,584	3.1	2.6	2.2	2.4		
(令和8年)	116.5	65.0	102.4	▲ 2.0	105.9	▲ 0.7	100.6	1.5	1.5	289,391	2.1	1.4	1.6	2.0		
1月	116.8	80.0	102.0	▲ 0.4	105.7	▲ 0.2	117.2	2.6	2.6	334,701	1.5	1.1	2.3	3.5		
2月	117.9	43.8	102.8	0.8	102.1	2.3	102.1	328,969	1.0	2.4	2.0	4.5	5.6			
3月																
4月																
5月																

1. 全国

区分	個人消費 (続き)										賃金		住宅		公共工事			
	スーパー販売額					コンビニ販売額					新車販売台数		現金給与総額		新設住宅着工戸数		公共工事請負金額	
	(既存店)					(除く軽)					(軽自動車)		(産業計30人以上)		新設住宅着工戸数		公共工事請負金額	
	増減率 %	増減率 %	増減率 %	増減率 %	増減率 %	増減率 %	増減率 %	増減率 %	増減率 %	増減率 %	増減率 %	増減率 %	増減率 %	増減率 %	増減率 %	増減率 %	増減率 %	増減率 %
令和5年	3.3	2.4	4.4	18.4	1,744,919	6.5	105.9	1.8	▲ 4.6	819,623	▲ 4.6	14,740,516	5.3					
令和6年	2.6	2.2	1.2	▲ 5.6	1,557,868	▲ 10.7	108.9	3.3	▲ 3.3	792,195	▲ 3.3	15,205,442	3.2					
令和7年	4.7	2.7	3.4	1.2	1,667,360	7.0	111.7	2.6	▲ 6.5	740,667	▲ 6.5	16,849,502	10.8					
(令和7年)																		
1～3月	4.5	2.8	2.9	11.3	831,579	18.1	91.2	2.6	2.6	206,519	13.3	2,979,500	▲ 3.6					
4～6月	5.2	3.5	4.2	2.7	668,150	13.4	118.9	2.8	▲ 25.6	155,381	▲ 25.6	6,285,048	9.5					
7～9月	4.2	2.3	3.3	▲ 5.6	704,181	▲ 2.4	104.5	2.8	▲ 8.9	185,254	▲ 8.9	10,495,927	9.1					
10～12月	4.8	2.4	3.0	▲ 3.5	694,507	1.0	132.2	2.4	▲ 2.1	193,513	▲ 2.1	13,353,764	9.2					
(令和8年)																		
1～3月	2.3	1.4	2.1	▲ 6.4	474,879	4.7	94.4	3.5	▲ 14.3	177,023	▲ 14.3	16,849,502	10.8					
(令和7年)																		
1月	5.0	3.0	4.1	10.1	238,906	16.4	89.7	2.2	▲ 4.6	56,134	▲ 4.6	12,792,126	4.6					
2月	3.2	1.6	0.3	15.9	262,755	24.2	88.7	3.3	2.4	60,583	2.4	13,483,480	2.8					
3月	5.1	3.6	4.1	8.8	329,918	14.6	95.1	2.1	39.6	89,802	39.6	15,205,442	3.2					
4月	5.6	3.9	3.4	4.6	217,064	22.4	92.7	2.4	▲ 26.6	56,188	▲ 26.6	2,725,431	12.0					
5月	5.4	3.6	4.2	0.9	203,523	8.8	92.6	1.2	▲ 34.4	43,237	▲ 34.4	4,379,499	8.9					
6月	4.8	3.1	5.1	2.5	247,563	10.3	171.3	3.8	▲ 15.6	55,956	▲ 15.6	6,285,048	9.5					
7月	4.9	3.1	3.6	▲ 4.2	252,196	▲ 2.6	130.5	3.6	▲ 9.7	61,409	▲ 9.7	7,961,545	9.5					
8月	3.6	1.6	3.3	▲ 10.6	186,594	▲ 4.3	91.1	1.7	▲ 9.8	60,275	▲ 9.8	9,061,143	8.6					
9月	4.2	2.1	3.0	▲ 3.3	265,391	▲ 0.9	91.8	2.6	▲ 7.3	63,570	▲ 7.3	10,495,927	9.1					
10月	5.6	3.0	2.6	▲ 4.3	247,883	2.9	92.5	2.9	3.2	71,871	3.2	11,828,663	10.1					
11月	6.7	4.2	3.9	▲ 6.1	234,715	▲ 3.4	96.3	2.0	▲ 8.5	59,524	▲ 8.5	12,573,850	8.9					
12月	2.6	0.3	2.5	0.6	211,909	3.8	207.9	2.4	▲ 1.3	62,118	▲ 1.3	13,353,764	9.2					
(令和8年)																		
1月	3.4	2.7	1.8	▲ 4.2	228,832	1.1	92.2	2.8	▲ 0.4	55,898	▲ 0.4	13,971,737	9.2					
2月	2.2	1.1	2.2	▲ 7.3	243,670	3.2	92.4	4.2	▲ 4.9	57,630	▲ 4.9	14,826,404	10.0					
3月	1.3	0.2	2.3	▲ 7.3	305,976	8.7	98.5	3.6	▲ 29.3	63,495	▲ 29.3	16,849,502	10.8					
4月	1.7	0.8	0.8	17.6	255,370	▲ 5.7	96.5	4.1	11.4	62,569	11.4	2,854,075	4.7					
5月				5.6	118,003	▲ 2.1												

1. 全国

区分	設備投資 機械受注 (除船舶 ・電力)		物価 企業物価指数		消費者物価指数 (総合) (原数値)		雇用・労働 有効求人 倍率 (季調済)		新規求人 倍率 (季調済)		完全失業 率 (季調済)		常用雇用 (製造業30人以上)		所定外労働時間 (製造業30人以上)		企業倒産 企業倒産件数 (負債総額1千万円以上)		負債総額 (負債総額1千万円以上)	
	増減率 %	指数 2年=100	増減率 %	指数 2年=100	増減率 %	指数 2年=100	倍	倍	%	増減率 %	指数 2年=100	増減率 %	増減率 %	指数 2年=100	増減率 %	件	増減率 %	実額 百万円	増減率 %	増減率 %
	単位																			
令和5年	▲ 3.6	119.9	4.4	105.6	3.2	1.31	2.29	2.6	0.2	113.3	▲ 5.3	8,690	35.1	2,402,645	3.0					
令和6年	1.5	122.8	2.4	108.5	2.7	1.25	2.25	2.5	0.1	109.1	▲ 3.5	10,006	15.1	2,343,538	▲ 2.4					
令和7年	6.6	126.7	3.2	111.9	3.2	1.22	2.20	2.5	0.0	110.8	1.6	10,300	2.9	1,592,190	▲ 32.0					
(令和7年)																				
1～3月	5.6	125.8	4.2	111.0	3.8	1.25	2.29	2.5	▲ 0.1	109.4	2.2	2,457	5.9	391,312	8.4					
4～6月	6.3	126.5	3.3	111.7	3.4	1.23	2.21	2.5	0.0	108.2	2.4	2,533	▲ 3.0	298,894	▲ 16.9					
7～9月	6.6	126.7	2.6	112.0	2.9	1.21	2.16	2.5	0.1	109.0	0.3	2,639	6.2	393,878	▲ 61.2					
10～12月	8.1	127.9	2.6	113.0	2.7	1.19	2.14	2.6	0.1	116.4	1.3	2,671	3.0	508,106	▲ 16.3					
(令和8年)																				
1～3月	12.6	128.9	2.5	112.6	1.4	1.19	2.12	2.7	0.1	112.7	3.0	2,662	8.3	367,837	▲ 5.9					
(令和7年)																				
1月	4.4	125.5	4.2	111.2	4.0	1.25	2.30	2.5	▲ 0.1	103.7	3.0	840	19.8	121,449	53.4					
2月	1.5	125.8	4.3	110.8	3.7	1.25	2.31	2.4	▲ 0.1	111.9	2.7	764	7.3	171,277	22.6					
3月	8.4	126.2	4.3	111.1	3.6	1.25	2.27	2.5	0.0	112.7	1.3	853	▲ 5.8	98,586	▲ 30.6					
4月	6.6	126.6	3.9	111.5	3.6	1.25	2.26	2.5	0.0	112.7	3.4	828	5.7	102,802	▲ 9.3					
5月	4.4	126.5	3.1	111.8	3.5	1.23	2.18	2.5	0.0	103.7	2.2	857	▲ 15.0	90,389	▲ 33.9					
6月	7.6	126.4	2.8	111.7	3.3	1.22	2.18	2.5	0.0	108.2	1.4	848	3.4	105,703	▲ 3.8					
7月	4.9	126.7	2.5	111.9	3.1	1.22	2.18	2.3	▲ 0.2	112.7	1.3	961	0.8	167,035	▲ 78.6					
8月	1.6	126.4	2.6	112.1	2.7	1.21	2.15	2.6	0.1	104.5	0.0	805	11.3	114,373	12.8					
9月	11.6	127.0	2.8	112.0	2.9	1.20	2.13	2.6	0.2	109.7	▲ 0.6	873	8.1	112,470	▲ 15.2					
10月	12.5	127.6	2.7	112.8	3.0	1.19	2.12	2.6	0.1	116.4	0.6	965	6.1	127,521	▲ 49.5					
11月	▲ 6.4	128.0	2.7	113.2	2.9	1.19	2.14	2.6	0.2	117.9	1.3	778	▲ 7.4	82,403	▲ 48.5					
12月	16.8	128.1	2.4	113.0	2.1	1.20	2.14	2.6	0.2	114.9	2.0	928	10.2	298,182	53.6					
(令和8年)																				
1月	13.7	128.5	2.4	112.9	1.5	1.18	2.11	2.7	0.1	106.7	2.9	887	5.5	119,815	▲ 1.3					
2月	24.7	128.5	2.1	112.2	1.3	1.19	2.10	2.6	0.1	114.2	2.1	851	11.3	133,160	▲ 22.2					
3月	5.9	129.7	2.8	112.7	1.5	1.18	2.15	2.7	0.0	117.2	4.0	924	8.3	114,862	16.5					
4月		133.3	5.3	113.0	1.4	1.18	2.11	2.5	0.1	115.7	2.7	883	6.6	111,896	8.8					
5月		134.5	6.3									780	▲ 8.9	121,199	34.0					

1. 全国

区分	金融 輸出入			
	マネーストック 輸出 (M2)		通関実績(原価) 輸入	
	増減率 %	金額 百万円	増減率 %	金額 百万円
令和5年	2.5	100,873,049	2.7	110,395,119 ▲ 6.8
令和6年	1.7	107,087,511	6.2	112,715,961 2.1
令和7年	1.2	110,400,455	3.1	113,330,099 0.5
(令和7年)				
1～3月	1.1	26,906,192	7.4	28,575,868 6.1
4～6月	0.7	26,441,767	▲ 0.1	27,131,488 ▲ 3.1
7～9月	1.3	27,169,731	0.3	27,897,808 ▲ 3.1
10～12月	1.7	29,882,764	4.9	29,724,935 2.6
(令和8年)				
1～3月	1.8	29,726,056	10.5	30,224,058 5.8
(令和7年)				
1月	1.3	7,864,845	7.3	10,623,511 16.4
2月	1.2	9,189,795	11.4	8,630,614 ▲ 0.6
3月	0.8	9,851,552	4.0	9,321,743 2.1
4月	0.5	9,149,898	1.9	9,299,420 ▲ 2.1
5月	0.6	8,129,542	▲ 1.8	8,792,011 ▲ 7.5
6月	0.8	9,162,327	▲ 0.5	9,040,057 0.5
7月	1.0	9,344,799	▲ 2.8	9,501,083 ▲ 7.3
8月	1.3	8,420,078	▲ 0.1	8,714,168 ▲ 5.1
9月	1.5	9,404,854	4.1	9,682,557 3.3
10月	1.6	9,766,185	3.6	10,009,095 0.8
11月	1.7	9,708,885	6.1	9,402,894 1.4
12月	1.7	10,407,694	5.1	10,312,945 5.4
(令和8年)				
1月	1.6	9,185,076	16.8	10,350,880 ▲ 2.6
2月	1.7	9,559,614	4.0	9,523,046 10.3
3月	2.0	10,981,366	11.5	10,350,131 11.0
4月	2.3	10,506,425	14.8	10,207,153 9.8
5月	2.5			

2. 岐 阜 県

区 分	人口・世帯		世帯		社会増減数		景 況		生 産					
	人口 ※年数値は10 月1日現在	世帯 人 / 世帯	世帯		景気動向指数		中小企業 景況DI		鉱工業指数(生産)		金属製品			
			世帯人員	外国人	(CI一致)	(DI一致)	※期未値 指数	※期未値 指数	※季調済指数は対前月・前期比較 ※原指数は対前年同月・前年同期比較 ウェイト=10000.0	※季調済指数は対前月・前期比較 ウェイト=10000.0	増減率 %	原指数 2年=100	季調済指数 2年=100	前月比 %
単位	人	世帯	人	人	指数	指数	指数	指数	季調済指数 2年=100	前月比 %	原指数 2年=100	増減率 %	季調済指数 2年=100	前月比 %
令和5年 1～3月	1,929,669	792,325	2.44	▲ 5,080	4,793	117.9	12.5	▲ 20	116.7	4.6	112.7	▲ 1.7	104.9	▲ 0.4
令和6年 4～6月	1,913,076	797,299	2.40	▲ 5,658	5,008	117.9	18.8	▲ 18	113.6	▲ 2.7	110.4	▲ 2.0	104.7	▲ 0.2
令和7年 7～9月	1,891,489	792,017	2.39	▲ 5,197	6,071	117.7	68.8	▲ 22	113.3	▲ 0.3	114.1	1.7	99.3	▲ 5.2
(令和7年) 10～12月	1,890,101	793,125	2.38	▲ 195	1,469	116.8	68.8	▲ 22	114.3	0.9	118.6	2.1	98.1	▲ 1.2
(令和8年) 1～3月	1,884,891	793,205	2.38	▲ 4,600	56	117.2	50.0	▲ 23	120.4	5.3	118.4	3.1	99.1	1.0
(令和7年) 1月	1,910,511	799,011	2.39	▲ 286	194	119.3	62.5	▲ 22	114.4	2.7	105.1	8.1	104.1	▲ 0.1
2月	1,908,060	798,892	2.39	▲ 616	602	119.7	75.0	▲ 21	116.9	2.2	112.1	9.0	106.5	2.3
3月	1,906,407	799,363	2.38	▲ 3,346	132	120.1	81.3	▲ 24	118.9	1.7	127.2	9.3	104.2	▲ 2.2
4月	1,901,558	800,075	2.38	438	673	118.4	37.5	▲ 23	112.7	▲ 5.2	110.2	6.2	100.5	▲ 3.6
5月	1,901,240	801,733	2.37	▲ 293	352	118.8	50.0	▲ 22	116.9	3.7	108.1	0.7	110.4	9.9
6月	1,900,087	802,086	2.37	▲ 158	364	115.5	0.0	▲ 23	111.2	▲ 4.9	113.7	1.9	103.2	▲ 6.5
7月	1,899,238	802,593	2.37	▲ 357	606	117.9	68.8	▲ 26	117.0	5.2	124.0	4.0	99.6	▲ 3.5
8月	1,898,428	803,193	2.36	▲ 313	596	117.3	31.3	▲ 30	112.7	▲ 3.7	101.7	0.4	96.4	▲ 3.2
9月	1,897,676	803,787	2.36	▲ 206	924	115.6	50.0	▲ 20	110.3	▲ 2.1	116.5	0.3	101.8	5.6
10月	1,891,489	792,017	2.39	▲ 84	938	117.8	37.5	▲ 25	117.1	6.2	124.1	3.0	105.7	3.8
11月	1,891,234	792,987	2.38	▲ 93	259	115.5	18.8	▲ 27	110.5	▲ 5.6	111.1	▲ 2.4	94.4	▲ 10.7
12月	1,890,101	793,125	2.38	▲ 18	272	117.0	68.8	▲ 22	115.2	4.3	120.6	5.6	94.2	▲ 0.2
(令和8年) 1月	1,888,967	793,367	2.38	▲ 407	124	117.4	37.5	▲ 23	115.8	0.5	104.2	▲ 0.9	94.8	0.6
2月	1,886,843	793,271	2.38	▲ 404	18	119.4	50.0	▲ 19	128.4	10.9	123.1	9.8	102.3	7.9
3月	1,884,891	793,205	2.38	▲ 3,789	▲ 86	114.9	50.0	▲ 23	117.0	▲ 8.9	127.8	0.5	100.3	▲ 2.0
4月	1,879,539	793,615	2.37	176	1,232			▲ 27						
5月	1,879,789	795,666	2.36											

2. 岐阜県

区分	生産(続き)																			
	鉱工業指数(生産)(続き)																			
	機械工業			汎用			電気機械		輸送機械		窯業土石		化学工業		ガラス		繊維工業			
単位	季調指数	前月比	季調指数	前月比	季調指数	前月比	季調指数	前月比	季調指数	前月比	季調指数	前月比	季調指数	前月比	季調指数	前月比	季調指数	前月比	季調指数	前月比
	2年=100	%	2年=100	%	2年=100	%	2年=100	%	2年=100	%	2年=100	%	2年=100	%	2年=100	%	2年=100	%	2年=100	%
令和5年	4329.3	1736.8	1170.9	1421.6	1073.0	766.2	898.7	273.8												
令和6年																				
令和7年																				
(令和7年)																				
1～3月	126.2	9.5	125.2	▲ 2.0	153.6	16.7	105.1	20.9	82.7	▲ 3.8	207.7	5.1	90.0	10.6	108.7	6.5				
4～6月	122.9	▲ 2.6	118.5	▲ 5.4	155.7	1.4	103.7	▲ 1.3	80.9	▲ 2.2	190.3	▲ 8.4	86.9	▲ 3.4	103.6	▲ 4.7				
7～9月	123.8	0.7	122.5	3.4	143.2	▲ 8.0	107.6	3.8	83.4	3.1	189.8	▲ 0.3	82.9	▲ 4.6	102.7	▲ 0.9				
10～12月	120.9	▲ 2.3	111.5	▲ 9.0	154.7	8.0	105.8	▲ 1.7	82.3	▲ 1.3	230.0	21.2	81.2	▲ 2.1	96.5	▲ 6.0				
(令和8年)																				
1～3月	134.7	11.4	115.4	3.5	197.4	27.6	110.2	4.2	83.3	1.2	223.8	▲ 2.7	88.1	8.5	100.1	3.7				
(令和7年)																				
1月	128.1	10.9	127.4	▲ 0.8	153.1	16.0	109.3	25.9	84.6	1.0	166.0	▲ 18.6	90.8	13.5	108.1	6.3				
2月	125.2	▲ 2.3	120.5	▲ 5.4	161.7	5.6	98.5	▲ 9.9	83.1	▲ 1.8	207.2	24.8	92.8	2.2	112.3	3.9				
3月	125.3	0.1	127.6	5.9	146.1	▲ 9.6	107.6	9.2	80.3	▲ 3.4	249.9	20.6	86.5	▲ 6.8	105.8	▲ 5.8				
4月	121.0	▲ 3.4	114.6	▲ 10.2	171.8	17.6	88.9	▲ 17.4	82.1	2.2	207.1	▲ 17.1	85.1	▲ 1.6	101.9	▲ 3.7				
5月	130.0	7.4	123.5	7.8	172.9	0.6	109.7	23.4	79.9	▲ 2.7	171.7	▲ 17.1	90.2	6.0	103.2	1.3				
6月	117.7	▲ 9.5	117.3	▲ 5.0	122.4	▲ 29.2	112.6	2.6	80.8	1.1	192.0	11.8	85.4	▲ 5.3	105.6	2.3				
7月	122.4	4.0	121.8	3.8	138.3	13.0	111.1	▲ 1.3	83.6	3.5	246.5	28.4	84.9	▲ 0.6	104.9	▲ 0.7				
8月	127.7	4.3	128.4	5.4	149.2	7.9	108.4	▲ 2.4	82.5	▲ 1.3	179.4	▲ 27.2	79.4	▲ 6.5	95.9	▲ 8.6				
9月	121.4	▲ 4.9	117.3	▲ 8.6	142.1	▲ 4.8	103.3	▲ 4.7	84.1	1.9	143.4	▲ 20.1	84.5	6.4	107.3	11.9				
10月	120.4	▲ 0.8	117.0	▲ 0.3	139.6	▲ 1.8	108.1	4.6	83.3	▲ 1.0	240.6	67.8	85.8	1.5	101.0	▲ 5.9				
11月	113.9	▲ 5.4	110.1	▲ 5.9	133.3	▲ 4.5	103.0	▲ 4.7	81.5	▲ 2.2	239.5	▲ 0.5	78.6	▲ 8.4	95.0	▲ 5.9				
12月	128.4	12.7	107.4	▲ 2.5	191.1	43.4	106.3	3.2	82.1	0.7	209.9	▲ 12.4	79.1	0.6	93.4	▲ 1.7				
(令和8年)																				
1月	134.9	5.1	111.6	3.9	188.1	▲ 1.6	122.6	15.3	84.8	3.3	177.4	▲ 15.5	85.1	7.6	99.3	6.3				
2月	135.8	0.7	116.2	4.1	193.6	2.9	109.9	▲ 10.4	85.2	0.5	314.2	77.1	90.6	6.5	103.7	4.4				
3月	133.4	▲ 1.8	118.4	1.9	210.5	8.7	98.0	▲ 10.8	79.9	▲ 6.2	179.7	▲ 42.8	88.7	▲ 2.1	97.4	▲ 6.1				
4月																				
5月																				

2. 岐阜県

区分	生産(続き)			個人消費			消費水準(二人以上世帯実質)			百貨店・スーパー販売額			新車販売台数(除く軽)			(軽自動車)						
	鉱工業指数(出荷)			鉱工業指数(在庫)			消費支出(岐阜市：二人以上世帯)			消費水準(二人以上世帯実質)			百貨店・スーパー販売額			新車販売台数(除く軽)			(軽自動車)			
	増減率			増減率			増減率			増減率			増減率			増減率			増減率			
	原指数	増減率	%	原指数	増減率	%	実額	増減率	%	指数	2年=100	実額	増減率	%	実額	増減率	%	実数	増減率	%	実数	増減率
令和5年	111.0	▲ 0.2	115.5	▲ 1.4	320,779	2.4	99.1	282,223	▲ 0.6	▲ 1.5	61,135	19.7	41,266	8.7								
令和6年	106.5	▲ 4.1	115.7	0.2	286,430	▲ 10.7	85.4	281,717	▲ 0.2	2.9	56,977	▲ 6.8	37,561	▲ 9.0								
令和7年	110.2	3.5	115.0	▲ 0.7	291,230	1.7	83.5	283,169	0.5	1.6	56,269	▲ 1.2	38,902	3.6								
(令和7年)	111.2	8.3	115.8	0.1	287,970	6.1	83.2	68,394	▲ 2.0	1.4	15,743	9.0	10,284	13.8								
1～3月	106.7	1.4	113.9	▲ 0.9	304,100	7.8	87.3	68,966	▲ 1.0	1.9	13,560	1.7	9,285	10.2								
4～6月	109.6	1.6	114.3	▲ 2.1	295,267	3.4	84.6	71,069	0.4	0.8	13,348	▲ 9.8	9,982	▲ 4.3								
7～9月	113.4	2.8	115.8	0.2	277,584	▲ 9.5	79.1	74,740	4.5	2.2	13,618	▲ 5.5	9,351	▲ 3.2								
10～12月	114.2	2.7	113.7	▲ 1.8	280,335	▲ 2.7	80.0	70,025	2.4	0.9	15,115	▲ 4.0	10,701	4.1								
(令和8年)	114.2	2.7	113.7	▲ 1.8	280,335	▲ 2.7	80.0	70,025	2.4	0.9	15,115	▲ 4.0	10,701	4.1								
(令和7年)	100.8	6.2	116.7	0.8	281,474	5.9	81.1	24,252	▲ 1.1	2.1	4,429	8.0	3,220	18.9								
1月	108.5	11.9	115.5	▲ 0.7	254,644	1.4	73.8	21,186	▲ 2.6	0.5	4,942	9.3	3,421	20.8								
2月	124.3	6.9	115.1	0.1	327,793	10.2	94.8	22,956	▲ 2.3	1.6	6,372	9.4	3,643	4.2								
3月	104.9	2.6	114.7	0.2	306,990	4.4	88.5	22,731	▲ 0.1	2.8	4,597	6.8	3,055	25.3								
4月	103.5	▲ 1.6	113.6	▲ 0.3	319,856	15.0	91.6	23,305	0.3	2.2	4,139	1.8	2,782	7.0								
5月	111.6	3.1	113.5	▲ 2.3	285,455	4.3	81.9	22,930	▲ 3.2	0.6	4,824	▲ 2.7	3,448	1.7								
6月	119.2	3.8	114.2	▲ 2.9	289,675	5.7	82.9	23,569	▲ 4.5	2.6	4,605	▲ 10.4	3,200	▲ 13.2								
7月	96.6	1.0	114.0	▲ 2.9	307,044	3.2	88.0	25,364	2.5	▲ 0.3	3,674	▲ 15.1	2,714	▲ 2.5								
8月	113.1	▲ 0.2	114.7	▲ 0.3	289,083	1.5	82.9	22,136	3.6	0.3	5,069	▲ 4.9	4,068	2.7								
9月	119.0	3.7	115.5	0.4	280,528	▲ 17.1	80.2	22,796	5.0	1.7	4,812	▲ 8.8	3,332	▲ 2.2								
10月	105.8	▲ 1.1	116.8	▲ 0.5	245,859	▲ 4.4	69.9	23,627	6.0	4.4	4,666	▲ 8.5	2,898	▲ 13.5								
11月	115.3	5.6	115.1	0.7	306,365	▲ 5.7	87.2	28,317	3.1	0.8	4,140	2.9	3,121	7.4								
12月	101.2	0.4	114.3	▲ 2.1	256,757	▲ 8.8	73.0	24,981	3.0	1.8	4,529	2.3	3,055	▲ 5.1								
(令和8年)	116.4	7.3	115.0	▲ 0.4	239,063	▲ 6.1	68.4	21,740	2.6	1.4	4,879	▲ 1.3	3,582	4.7								
1月	125.0	0.6	111.8	▲ 2.9	345,184	5.3	98.6	23,304	1.5	▲ 0.4	5,707	▲ 10.4	4,064	11.6								
2月	111.8	▲ 2.9	111.8	▲ 2.9	291,474	▲ 5.1	82.8	22,840	0.5	▲ 1.2	5,345	16.3	2,703	▲ 11.5								
3月	111.8	▲ 2.9	111.8	▲ 2.9	291,474	▲ 5.1	82.8	22,840	0.5	▲ 1.2	5,345	16.3	2,703	▲ 11.5								
4月	111.8	▲ 2.9	111.8	▲ 2.9	291,474	▲ 5.1	82.8	22,840	0.5	▲ 1.2	5,345	16.3	2,703	▲ 11.5								
5月	111.8	▲ 2.9	111.8	▲ 2.9	291,474	▲ 5.1	82.8	22,840	0.5	▲ 1.2	5,345	16.3	2,703	▲ 11.5								

2. 岐阜県

区分	賃金		住宅		公共工事		建設		物価			
	現金給与総額 (産業計30人以上) ※増減率は指数比較		新設住宅着工戸数		公共工事請負金額 ※会計期間を4月1日～3月31日として集計 ※工事場所ベース		着工建築物床面積		消費者物価指数 (岐阜市：総合)			
	実額 円	指数 2年=100	実数 戸	増減率 %	単月実数 百万円	単月増減率 %	年度累計実数 百万円	累計増減率 %	実数 ㎡	増減率 %	指数 2年=100	増減率 %
令和5年	335,911	104.4	9,550	▲ 12.7		232,668	▲ 2.3	1,525,135	▲ 29.1	105.4	3.1	
令和6年	351,209	109.1	8,887	▲ 6.9		272,198	17.0	1,543,927	1.2	108.5	3.0	
令和7年	360,264	111.8	8,162	▲ 8.2		244,365	▲ 10.2	1,522,122	▲ 1.4	112.3	3.5	
(令和7年)												
1～3月		90.2	2,346	9.1	37,800	272,198	17.0	336,977	▲ 14.8	111.4	4.3	
4～6月		115.1	1,690	▲ 21.4	108,496	108,496	▲ 0.8	561,012	47.0	112.1	3.8	
7～9月		107.2	1,964	▲ 10.7	58,432	166,928	▲ 15.0	307,456	▲ 15.4	112.3	3.1	
10～12月		134.8	2,162	▲ 9.5	36,926	203,855	▲ 13.0	316,677	▲ 21.5	113.6	2.9	
(令和8年)												
1～3月		98.2	2,162	▲ 7.8	40,511	244,365	▲ 10.2	345,297	2.5	113.5	1.9	
(令和7年)												
1月	282,753	87.9	636	24.0	10,253	244,651	▲ 9.7	104,627	9.9	111.7	4.6	
2月	280,770	87.2	734	▲ 18.8	4,664	249,315	▲ 72.2	118,413	▲ 35.0	111.2	4.2	
3月	307,208	95.5	976	33.2	22,883	272,198	17.0	113,937	▲ 3.5	111.3	4.1	
4月	290,160	90.2	700	▲ 21.3	52,600	52,600	12.5	152,609	▲ 4.7	111.7	3.6	
5月	301,796	93.8	363	▲ 38.6	28,519	81,119	▲ 0.9	80,571	▲ 28.6	112.3	4.0	
6月	519,195	161.3	627	▲ 6.1	27,377	108,496	▲ 0.8	327,832	202.1	112.2	3.6	
7月	457,267	142.1	673	▲ 10.1	22,520	131,016	▲ 10.3	95,019	▲ 23.4	112.4	3.6	
8月	288,978	89.8	713	▲ 12.1	14,255	145,272	▲ 12.2	107,950	▲ 16.5	112.3	2.9	
9月	288,398	89.6	578	▲ 9.7	21,657	166,928	▲ 15.0	104,487	▲ 5.0	112.1	2.8	
10月	297,527	92.4	772	▲ 22.3	18,340	185,268	▲ 14.4	125,688	▲ 23.4	113.3	3.1	
11月	316,762	98.4	740	1.0	8,344	193,612	▲ 14.0	102,709	▲ 12.2	113.8	3.1	
12月	687,635	213.7	650	▲ 1.8	10,243	203,855	▲ 13.0	88,280	▲ 27.9	113.6	2.4	
(令和8年)												
1月	317,664	98.7	747	17.5	9,833	213,688	▲ 12.7	117,924	12.7	113.7	1.8	
2月	288,929	89.8	703	▲ 4.2	11,121	224,808	▲ 9.8	114,420	▲ 3.4	113.1	1.7	
3月	341,272	106.0	712	▲ 27.0	19,557	244,365	▲ 10.2	112,953	▲ 0.9	113.8	2.2	
4月			691	▲ 1.3	43,990	43,990	▲ 16.4	93,918	▲ 38.5	114.3	2.4	
5月												

2. 岐阜県

区分	雇用・労働															
	有効求人倍率 (季調済, 除学卒, 含パート)		新規求人倍率 (季調済, 除学卒, 含パート)		月間有効求職者数 (除学卒, 含パート)		月間有効求職者数 (除学卒, 含パート)		完全失業率 (モデル推計値)		雇用保険受給者		常用雇用 (製造業30人以上)		所定外労働時間 (製造業30人以上)	
	倍	倍	実数 人	増減率 %	実数 人	増減率 %	実数 人	増減率 %	率 %	実数 人	増減率 %	実数 時間	指数 2年=100	増減率 %	実数 時間	指数 2年=100
令和5年	1.59	2.67	28,058	2.3	44,657	▲ 0.9	1.8	6,184	6.8	101.5	▲ 3.6	14.8	109.1	▲ 12.6		
令和6年	1.55	2.64	28,594	1.9	44,135	▲ 1.2	1.8	6,503	5.2	104.5	3.0	15.1	110.9	1.6		
令和7年	1.45	2.54	28,442	▲ 0.5	41,114	▲ 6.8	1.9	6,776	4.2	104.9	0.4	18.0	132.0	19.0		
(令和7年)																
1～3月	1.48	2.58	27,554	▲ 0.7	43,203	▲ 6.5	1.9	6,045	2.2	104.5	0.4		123.8	19.7		
4～6月	1.44	2.53	30,040	▲ 0.2	40,243	▲ 8.0	1.9	6,305	▲ 0.4	105.2	0.4		128.9	25.5		
7～9月	1.44	2.57	28,495	▲ 1.0	40,347	▲ 5.4	1.8	7,709	7.8	105.3	0.5		139.5	22.4		
10～12月	1.42	2.49	27,681	▲ 0.2	40,663	▲ 7.6	1.9	7,043	6.4	104.6	0.2		135.8	10.0		
(令和8年)																
1～3月	1.40	2.49	27,778	0.8	41,301	▲ 4.4	2.1	6,524	7.9	103.3	▲ 1.1		117.1	▲ 5.4		
(令和7年)																
1月	1.51	2.58	26,945	0.3	44,300	▲ 2.7		6,372	4.3	105.2	0.4	15.2	111.8	18.8		
2月	1.48	2.65	27,374	▲ 2.0	42,866	▲ 8.8		5,956	0.7	104.5	0.8	18.6	136.8	22.4		
3月	1.46	2.50	28,342	▲ 0.4	42,444	▲ 7.8		5,808	1.6	103.8	0.1	16.7	122.8	17.6		
4月	1.44	2.50	29,991	0.2	40,559	▲ 8.3		5,857	▲ 1.6	105.3	0.6	18.2	133.8	24.6		
5月	1.44	2.51	30,317	▲ 0.5	40,227	▲ 8.3		6,383	▲ 2.4	104.8	▲ 0.3	17.2	126.5	36.6		
6月	1.44	2.58	29,812	▲ 0.3	39,942	▲ 7.2		6,675	2.8	105.5	0.9	17.2	126.5	17.0		
7月	1.45	2.50	28,931	▲ 1.1	40,695	▲ 4.7		7,827	6.1	105.8	0.7	19.0	139.7	18.0		
8月	1.44	2.60	28,190	▲ 1.3	39,684	▲ 7.0		7,593	7.0	105.7	0.9	19.0	139.7	31.9		
9月	1.44	2.61	28,364	▲ 0.7	40,663	▲ 4.4		7,708	10.4	104.3	▲ 0.2	18.9	139.0	18.2		
10月	1.42	2.40	28,803	0.3	40,956	▲ 7.7		7,434	6.5	104.4	▲ 0.2	21.0	154.4	26.5		
11月	1.42	2.56	27,661	▲ 1.4	40,296	▲ 8.1		6,850	5.3	105.2	1.2	17.1	125.7	0.6		
12月	1.42	2.50	26,579	0.4	40,736	▲ 6.8		6,845	7.5	104.3	▲ 0.4	17.3	127.2	3.0		
(令和8年)																
1月	1.41	2.38	27,124	0.7	41,818	▲ 5.6		6,624	4.0	102.8	▲ 2.3	14.3	105.1	▲ 6.0		
2月	1.41	2.58	27,660	1.0	41,363	▲ 3.5		6,285	5.5	101.9	▲ 2.5	15.4	113.2	▲ 17.3		
3月	1.39	2.51	28,551	0.7	40,721	▲ 4.1		6,663	14.7	105.1	1.3	18.1	133.1	8.4		
4月	1.39	2.40	29,984	0.0	39,247	▲ 3.2		6,471	10.5							
5月																

区分	企業倒産			金融			貸出残高 (国内銀行)			
	企業倒産件数 (負債総額1千万円以上)			負債総額 (負債総額1千万円以上)			預金残高 (国内銀行)			
	実数	増減率 %	実額 百万円	増減率 %	実額 百万円	増減率 %	実額 億円	増減率 %	実額 億円	増減率 %
令和5年	137	38.3	18,471	7.4	90,225	0.7	35,424	3.1		
令和6年	122	▲10.9	12,247	▲33.6	91,709	1.6	36,587	3.3		
令和7年	134	9.8	18,564	51.5	92,212	0.5	36,699	0.3		
(令和7年)										
1～3月	27	0.0	1,785	▲38.0	91,034	0.3	36,180	0.9		
4～6月	28	▲12.5	6,474	117.0	92,899	0.0	36,071	0.7		
7～9月	43	38.7	6,753	186.0	91,115	▲0.3	35,967	0.1		
10～12月	36	12.5	3,552	▲11.6	92,212	0.5	36,699	0.3		
(令和8年)										
1～3月	66	144.4	4,864	172.4	91,891	0.9	36,225	0.1		
(令和7年)										
1月	10	0.0	698	▲46.3	90,821	1.1	36,672	3.5		
2月	9	50.0	482	249.2	90,688	1.0	36,647	3.0		
3月	8	▲27.2	605	▲58.0	91,034	0.3	36,180	0.9		
4月	7	0.0	697	274.7	91,631	0.1	35,980	1.0		
5月	10	▲16.6	943	▲46.7	91,754	0.6	36,008	1.1		
6月	11	▲15.3	4,834	371.6	92,899	0.0	36,071	0.7		
7月	15	15.3	1,272	▲9.4	91,685	▲0.1	36,060	1.2		
8月	14	16.6	4,535	574.8	91,558	0.0	36,082	0.5		
9月	14	133.3	946	231.9	91,115	▲0.3	35,967	0.1		
10月	13	85.7	1,185	21.5	90,827	▲0.1	36,109	▲0.5		
11月	11	▲21.4	1,309	▲29.1	91,325	▲0.4	36,088	▲1.5		
12月	12	9.0	1,058	▲11.6	92,212	0.5	36,699	0.3		
(令和8年)										
1月	37	270.0	2,466	253.2	91,306	0.5	36,667	0.0		
2月	13	44.4	1,532	217.8	91,584	1.0	36,402	▲0.7		
3月	16	100.0	866	43.1	91,891	0.9	36,225	0.1		
4月	14	100.0	1,525	118.7	92,004	0.4	35,907	▲0.2		
5月	11	10.0	964	2.2						

2-2. 主要業種生産指数(原指数、前年同月比増減率)

区分	鉱工業指数(生産)(R2=100)											
	鉱工業総合											
	製造工業			金属製品工業			機械工業			窯業土石製品工業		
	10000.0	9997.1	1165.4	4329.3	1736.8	1170.9	1421.6	1073.0				
ウエイ卜	112.7 ▲ 1.7	112.7 ▲ 1.7	112.2 ▲ 6.8	124.0 ▲ 1.0	131.7 ▲ 1.9	132.1 ▲ 14.4	107.8 ▲ 12.2	96.4 ▲ 1.2				
令和5年	110.4 ▲ 2.0	110.4 ▲ 2.0	105.4 ▲ 6.1	115.9 ▲ 6.5	126.2 ▲ 4.2	126.4 ▲ 4.3	94.6 ▲ 12.2	89.3 ▲ 7.4				
令和6年	114.5 ▲ 3.7	114.5 ▲ 3.7	101.7 ▲ 3.5	123.5 ▲ 6.6	119.2 ▲ 5.5	150.9 ▲ 19.4	106.1 ▲ 12.2	82.2 ▲ 8.0				
(令和7年)												
1~3月	114.8	114.8	101.9	126.0	125.7	143.5	111.8	79.5 ▲ 10.5				
4~6月	110.7	110.7	102.0 ▲ 4.7	119.5	117.0 ▲ 7.5	151.9	96.0 ▲ 4.4	81.5 ▲ 10.1				
7~9月	114.1	114.1	100.5 ▲ 4.5	125.0	121.0 ▲ 1.9	152.4	107.6	81.8 ▲ 6.3				
10~12月	118.6	118.6	102.5 ▲ 7.0	123.2	113.1 ▲ 12.9	155.7	109.0	86.0 ▲ 4.9				
(令和8年)												
1~3月	118.4	118.4	96.5 ▲ 5.3	134.6	116.2 ▲ 7.6	184.8	115.9	80.1 ▲ 0.8				
(令和7年)												
1月	105.1	105.1	98.0	117.1	121.6	139.8	92.8	74.6 ▲ 3.2				
2月	112.1	112.1	100.2 ▲ 0.7	122.4	118.8 ▲ 8.1	149.1	104.9	78.8 ▲ 13.3				
3月	127.2	127.2	107.5 ▲ 0.6	138.5	136.8	141.7	137.8	85.0 ▲ 13.6				
4月	110.2	110.2	103.1 ▲ 4.6	118.3	116.4 ▲ 9.8	163.5	83.5 ▲ 6.9	85.3 ▲ 10.1				
5月	108.1	108.1	98.1 ▲ 8.4	120.8	113.7 ▲ 9.9	168.5	90.1 ▲ 17.9	75.6 ▲ 15.0				
6月	113.7	113.7	104.7 ▲ 1.0	119.5	120.9 ▲ 2.6	123.8	114.3	83.6 ▲ 5.4				
7月	124.0	124.0	109.6 ▲ 6.1	131.1	129.2 ▲ 3.1	153.5	115.0	88.5 ▲ 7.0				
8月	101.7	101.7	84.6 ▲ 7.5	116.1	110.6 ▲ 1.0	155.6	90.5	70.6 ▲ 8.0				
9月	116.5	116.5	107.3	127.9	123.1 ▲ 1.5	148.1	117.2	86.2 ▲ 4.2				
10月	124.1	124.1	113.5 ▲ 0.6	125.4	121.0 ▲ 9.2	147.2	112.9	91.2 ▲ 5.8				
11月	111.1 ▲ 2.4	111.1 ▲ 2.4	96.0 ▲ 13.8	114.3 ▲ 2.6	106.5 ▲ 15.4	143.0 ▲ 0.6	100.3	83.6 ▲ 8.1				
12月	120.6	120.6	98.0 ▲ 6.8	130.0	111.8 ▲ 14.4	176.8	113.9	83.2 ▲ 0.1				
(令和8年)												
1月	104.2 ▲ 0.9	104.2 ▲ 0.9	86.5 ▲ 11.7	121.2	104.1 ▲ 14.4	171.8	100.4	73.4 ▲ 1.6				
2月	123.1	123.1	96.2 ▲ 4.0	132.7	114.5 ▲ 3.6	178.5	117.1	80.7 ▲ 2.4				
3月	127.8	127.8	106.8 ▲ 0.7	150.0	129.9 ▲ 5.0	204.0	130.1 ▲ 5.6	86.2 ▲ 1.4				

2. 岐阜県

(単位：％)

区分	鉱工業指数(生産)(R2=100) (続き)									
	化学工業		プラスチック製品工業		パルプ・紙・紙加工品工業		繊維工業		食料品	
	766.2	898.7	382.9	273.8	170.3					
ウエイト	133.9	15.9	81.3	▲ 28.5	97.6	▲ 3.3	110.4	6.2	75.1	▲ 14.6
令和5年	172.5	28.8	82.3	1.2	96.6	▲ 1.0	104.1	▲ 5.7	81.4	8.4
令和6年	203.4	17.9	85.2	3.5	94.6	▲ 2.1	102.8	▲ 1.2	75.7	▲ 7.0
令和7年										
(令和7年)	196.3	24.5	84.3	8.4	94.4	▲ 1.7	107.2	3.2	71.6	▲ 4.7
1～3月	174.2	29.4	84.6	4.3	93.6	▲ 2.8	101.7	▲ 1.1	80.7	▲ 1.7
4～6月	194.6	8.1	84.8	2.2	96.9	▲ 1.5	101.3	▲ 1.4	69.5	▲ 12.0
7～9月	248.7	14.1	87.0	▲ 0.5	93.5	▲ 2.2	101.1	▲ 5.6	81.1	▲ 9.5
10～12月										
(令和8年)	208.0	6.0	82.8	▲ 1.8	95.2	0.8	98.7	▲ 7.9	68.8	▲ 3.9
1～3月										
(令和7年)	147.6	▲ 2.1	79.5	14.7	91.4	▲ 0.7	102.7	3.9	61.0	▲ 1.9
1月	184.1	21.4	85.7	9.3	91.9	▲ 4.2	108.5	4.6	72.8	▲ 10.2
2月	257.1	50.7	87.7	2.5	100.0	0.0	110.4	1.0	81.0	▲ 1.1
3月	165.4	70.2	84.1	3.1	95.3	▲ 1.3	102.5	2.2	80.8	▲ 8.1
4月	160.6	12.3	80.5	6.6	95.6	▲ 1.3	93.6	▲ 3.8	78.1	4.6
5月	196.6	20.2	89.2	3.5	90.0	▲ 5.7	108.9	▲ 1.7	83.2	▲ 0.6
6月	239.6	49.5	92.8	1.0	99.4	▲ 2.6	109.1	0.6	75.0	▲ 3.6
7月	163.1	▲ 2.3	70.3	3.1	94.3	▲ 1.9	85.8	▲ 6.8	62.0	▲ 13.9
8月	181.0	▲ 14.9	91.3	2.8	97.1	0.0	109.1	1.6	71.6	▲ 18.0
9月	270.5	17.5	95.5	2.6	87.0	▲ 4.4	106.5	▲ 2.6	77.2	▲ 10.2
10月	214.8	16.2	84.5	▲ 4.2	96.3	▲ 1.9	100.8	▲ 7.1	86.5	▲ 5.9
11月	260.7	9.3	81.0	0.0	97.3	▲ 0.3	95.9	▲ 7.3	79.6	▲ 12.3
12月										
(令和8年)	148.6	0.7	73.7	▲ 7.3	92.0	0.7	93.4	▲ 9.1	58.8	▲ 3.6
1月	279.1	51.6	83.7	▲ 2.3	92.1	0.2	100.2	▲ 7.6	73.7	1.2
2月	196.3	▲ 23.6	90.9	3.6	101.5	1.5	102.6	▲ 7.1	73.8	▲ 8.9
3月										

《 主要指標の全国比較 》 参 考

○ 鉱工業指数（生産）（原指数、前年同月比、％）

	R8年1月	2月	3月	4月	5月
岐阜県	▲ 0.9 (0.5)	9.8 (10.9)	0.5 (▲8.9)	—	—
全 国	0.7 (4.3)	0.4 (▲2.0)	2.4 (▲0.4)	2.3 (0.8)	—

() は季節調整済指数の前月比。

○ 百貨店・スーパー販売額（既存店ベース、前年同月比、％）

	R8年1月	2月	3月	4月	5月
岐阜県	1.8 (3.0)	1.4 (2.6)	▲ 0.4 (1.5)	▲ 1.2 (0.5)	—
全 国	2.6 (3.1)	1.4 (2.1)	1.1 (1.5)	2.0 (2.4)	—

() は全店舗ベース。

○ 新車販売台数（軽を除く、前年同月比、％）

	R8年1月	2月	3月	4月	5月
岐阜県	2.3	▲ 1.3	▲ 10.4	16.3	—
全 国	▲ 4.2	▲ 7.3	▲ 7.3	17.6	5.6

出所：日本自動車販売協会連合会

○ 新設住宅着工戸数（前年同月比、％）

	R8年1月	2月	3月	4月	5月
岐阜県	17.5	▲ 4.2	▲ 27.0	▲ 1.3	—
全 国	▲ 0.4	▲ 4.9	▲ 29.3	11.4	—

○ 公共工事請負金額（前年同月比、％）

	R8年1月	2月	3月	4月	5月
岐阜県	▲ 4.1	138.4	▲ 14.5	▲ 16.4	—
全 国	9.1	23.6	17.5	4.7	—

出所：東日本建設業保証(株)「公共工事前払金保証統計」

○ 有効求人倍率（倍）

	R8年1月	2月	3月	4月	5月
岐阜県	1.41	1.41	1.39	1.39	—
全 国	1.18	1.19	1.18	1.18	—

○ 完全失業率（％）

	R8年1月	2月	3月	4月	5月
岐阜県	2.1	2.1	2.1	—	—
全 国	2.7	2.6	2.7	2.5	—

岐阜県は四半期のモデル推計値

○ 企業倒産件数（前年同月比、％）

	R8年1月	2月	3月	4月	5月
岐阜県	270.0	44.4	100.0	100.0	10.0
全 国	5.5	11.3	8.3	6.6	▲ 8.9

出所：東京商工リサーチ（負債総額1千万円以上）

雇用失業情勢 有効求人倍率の状況

求人・求職・求人倍率の状況

区分	有効求人数		有効求職者数		有効求人倍率		新規求人倍率	
	(季節調整値) (人)	前月比 (%)	(季節調整値) (人)	前月比 (%)	(季節調整値)	前月比 (P)	(季節調整値)	前月比 (P)
令和7年5月	41,149		28,531		1.44		2.51	
8年4月	39,800	0.5	28,556	0.3	1.39	0.00	2.40	-0.11
8年5月	41,353	3.9	28,405	△ 0.5	1.46	0.07	2.82	0.42

資料出所：岐阜労働局職業安定課

⑤

厚生労働省発基 0626 第1号
令和8年6月26日

中央最低賃金審議会

厚生労働大臣 上野 賢一郎

令和8年度地域別最低賃金額改定の目安について、貴会の調査審議を求める。

令和7年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理

令和8年6月23日

1 令和7年度の地域別最低賃金の審議結果と課題

令和7年度の地域別最低賃金については、令和7年9月5日までに全ての地方最低賃金審議会で答申が出され、全国加重平均で1,121円、過去最大66円の引上げとなった。

令和7年度は、中央最低賃金審議会において、A・Bランク63円、Cランク64円と、昭和53年度に目安制度が始まって以降、最も高い引上げ額の目安（以下「目安額」という。）が提示された。また、この目安額を踏まえ、地域ごとに異なる経済状況等も考慮の上、各地方最低賃金審議会における審議の結果、39道府県で目安額を上回る答申が出され、うち11県では、目安額を10円以上上回る高い引上げ額となった。

また、発効日についても、11月以降を発効日とする地域が27府県に達し、令和8年1月1日以降を発効日とする地域も6県あった。

これら令和7年度の地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえると、

- ・ 目安額を大幅に上回る答申は、近隣県等との競争や最下位回避の意識の下、地域の実態と乖離した引上げとなったのではないかといった、審議に対する疑義がメディア等から呈されたこと
- ・ 地域ごとに発効日に大きなばらつきが生じ、一時的に地域間格差が拡大するほか、年度ごとに発効時期が大幅に変動することで、労使双方の予見可能性が損なわれるおそれがあること

等の課題があったと考えられる。

そこで、今般、中央最低賃金審議会「目安制度の在り方に関する全員協議会（以下「全員協議会」という。）」において、令和8年度以降の審議に向けて、主にこれら2つの事項について課題の整理と対応方針の整理を行うこととした。

2 近隣県等との過度な競争意識や最下位回避の意識による地域の実態と乖離した引上げについての考え方

(1) 課題

- 最低賃金法（昭和34年法律第137号）第9条第2項において、「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない」と規定されており、法定3要素のデータに基づく審議が原則である。また、「中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告」（令和5年4月6日）においても、「最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導

くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきであることについて合意が得られた」とされたところ。

- 一方で、令和7年度の地方最低賃金審議会では、近隣県等の答申が出た後で審議を行うために、審議会日程を後ろ倒しにする動きも一部に見られ、近隣県等や同じランク内での過度な競争意識や最下位回避の意識の中で、高い引上げ額となったのではないかと指摘がある。
- また、全員協議会の議論の中では、目安額に大幅な上乘せをする地域が多数生じる状況が今後も続くのであれば、目安制度の在り方自体を議論する必要があるのではないかと、この意見もあった一方、これらの審議結果の背景には、目安を超える最低賃金の引上げが行われた場合の特別な対応として、補助金等による政府の支援が示されたことなど、令和7年度の特事情があったのではないかと、この意見も出された。

(2) 対応方針

- 令和5年に開催された全員協議会では、「最低賃金法第9条第2項¹の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきであること」を確認し、合意が得られたところであり、今後も、この基本的な考え方に基づいて、中央及び地方最低賃金審議会での審議を行うべきである。
- とりわけ、近隣県等との金額のみの比較だけで当該地域の最低賃金額を決めることや、最下位を避けたいという動機から、地域の実態と乖離した引上げ額を導き出すことは適切でなく、法定3要素のデータを総合的に考慮して地域別最低賃金額を決定すべきである。
- 審議の結果、示された最低賃金額だけを捉えて「高すぎる」「低すぎる」との批判が生じることは適当でなく、目安額に大幅な上乘せをするのであれば、その判断理由を地方最低賃金審議会の公益委員見解等で明らかにすべきである。
- なお、令和7年度の審議では、一部で、地方最低賃金審議会の開催を予定していたものの、審議せずに審議日程を延期する動きも見られたが、これが仮に他地域の審議結果のみをもって当該地域の最低賃金額を決めたいとの意向によるものだとすれば、法定3要素のデータに基づく審議という最低賃金額の決め方そのものへの疑義を生じかねないことに留意が必要である。
- また、特に前年度、例年以上に高い引上げを行った場合、翌年度の審議では、その影響等を公労使委員間で確認した上で、当該年度の審議を行うべき

¹ 地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。(最低賃金法第9条第2項)

である。

- 地方最低賃金審議会において、総合指数など様々な指標を活用し、全国における当該地域の位置づけを踏まえて地域別最低賃金額を決める事例も見られる。総合指数などの様々な指標を活用することは、地域の法定3要素の状況を勘案する際の一つの方法だと考えられるが、可能な限り最新のデータを用いて、法定3要素それぞれのデータを確認すべきである。その上で、他地域との比較を行う上では、当該地域の日本全体での位置づけを総合的に考慮すべきである。
- また、中央最低賃金審議会で用いられた指標のうち、一部について都道府県別データがなく、地方最低賃金審議会委員が対応に苦慮しているという意見があった。厚生労働省は、当該年度の中央最低賃金審議会の審議で用いたデータのうち、都道府県別データがないものについて、利用可能な資料やデータの参考事例等の丁寧な情報提供に努めることとする。

3 発効日についての考え方

(1) 課題

- 金額改正の発効日について、最低賃金法第14条第2項では、「公示の日から起算して30日を経過した日（公示の日から起算して30日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から」とされている。従前は、多くが「公示日から起算して30日を経過した日」から発効する法定発効であり、指定日発効について議論するケースは少なかった。
- 令和7年度は、中央最低賃金審議会の「令和7年度地域別最低賃金額改定の日安に関する公益委員見解」（令和7年8月4日）に「引上げ額とともに発効日についても十分に議論を行う」との記載が盛り込まれた。これを踏まえ、地方最低賃金審議会でも、引上げ額だけでなく発効日についても議論が行われた結果、特に、中央最低賃金審議会が示した目安額に10円以上の上乗せをするなど、地域別最低賃金額の大幅な引上げがあった11県において、指定日発効とした結果、発効日が例年に比べ大幅に後ろ倒しされる傾向が見られた。
- 令和7年度は指定日発効が急増し、過半数の27府県で11月以降の発効となったほか、10月1日発効の栃木県から令和8年3月31日発効の秋田県まで発効日に大きなばらつきが生じた。
- さらに、6県において発効日が令和8年1月以降となったが、これらの県では、地方最低賃金審議会において、
 - ・地域別最低賃金引上げに伴う影響率が他地域と比べて高いこと
 - ・これまで目安額どおりの引上げが続いてきたことから、令和7年度の大幅引上げは県内企業にとってインパクトが大きいことなどの点について公労使委員間で議論が行われた結果、発効日が例年と比べて

大幅に後ろ倒しされることとなったものである。

- 一方で、地域間の発効日の極端なばらつきは、最低賃金制度の全国的な整合性の観点のほか、一時的に地域間格差が拡大することや、仮に年度ごとに発効時期が大幅に変わるのであれば、労使双方の予見可能性を損なうおそれがあることなどの課題があるものと考えられる。
- 発効日の在り方については、一部の地方最低賃金審議会から、
 - ・ 地方に委ねることなく、法律の中立性、斉一性を踏まえ、中央において責任をもって結論を導き出すよう要望する
 - ・ 中央最低賃金審議会において、発効日の在り方や留意すべき点などについて考え方を示した上で、地方最低賃金審議会において議論を深めることが適当である
 - ・ 発効日の後ろ倒しを当該地域のみで実施した場合、他地域とのバランスの問題が生じるため、制度改正を含め、中央最低賃金審議会で議論すべき等の意見や要望が出されている。
- 全員協議会の議論において、次のような課題意識が示された。
 - ・ 地方から、発効日をどのように決めれば良いのか分からないという声が多く上がっており、一定の目安を示してほしいという意見も聞かれる。地方最低賃金審議会の委員が考えるべき方向性や考慮要素をある程度明確に示す必要があるのではないか。
 - ・ 発効日の決め方について、地方最低賃金審議会の委員の中に迷いや混乱が生じているように思う。中央最低賃金審議会として地方最低賃金審議会に対し、期待していることをメッセージとして改めて示すべきではないか。
 - ・ 「支払い準備」の解釈が過度に柔軟に広がると発効日の後ろ倒しの歯止めがきかなくなるため、一定程度定義し、メッセージとして発出する必要があるのではないか。

(2) 発効日の後ろ倒しの背景と影響の確認

- 地域の実情を把握するため、まずは令和7年度の審議において、越年発効となった6県を含め発効日が後ろ倒しとなった府県の背景と賃上げへの影響を確認した。
(越年発効となった背景)
- 越年発効となった背景については、参考資料1のとおり、県により様々ではあるものの、熊本県を除く5県が、高い引上げ額に言及していた。
(発効日の後ろ倒しや越年発効の影響(企業や事業所への調査))
- 発効日が越年した県における求人賃金の状況について、ハローワークで受理したパートタイムの新規求人賃金を用いて確認したところ、3月発効の群

馬県・秋田県の両県において、令和7年度改定後の地域別最低賃金額を下回る求人の割合（未達求人割合）は、令和7年7月時点では約6割（群馬県：54.0%、秋田県：66.0%）であったところ、同年12月時点で約4割に減少し、令和8年1月時点で3割弱、2月時点で約1割となった（参考資料2）。

同じ企業を対象に継続して調査したものではないことに留意が必要であるが、本データを令和7年7月の未達求人割合に対する各月の未達求人割合の比率で見ると、群馬県（令和8年3月1日発効）の場合、令和7年12月で約7割（70.7%）、令和8年1月で5割、令和8年2月で1割弱（8.3%）に、秋田県（令和8年3月31日発効）の場合、令和7年12月で6割強（62.6%）、令和8年1月で約4割（40.6%）、令和8年2月で3割弱（28.9%）、令和8年3月に5%台（5.6%）となった。なお、本データはハローワークで受理した新規求人賃金に関するものであり、求人を出した企業が自社従業員の最低賃金近傍労働者の賃上げを行った時期を表したものではないことに留意する必要がある。

- 発効日が例年より後ろ倒しされたことの中小企業への影響に関して、独立行政法人労働政策研究・研修機構の調査を用いた厚生労働省の集計によると、必ずしも地域別最低賃金額の改定による賃上げではない点に留意が必要²だが、令和7年度の地域別最低賃金の発効日が例年より後ろ倒しされ令和7年11月から令和8年3月までの間であった27府県に本社のある中小企業のうち、約8割の企業が「賃金の引上げ時期に影響はない」と回答した一方、約2割の企業は「引上げ時期を遅らせた（遅らせる予定である）」と回答し、その割合は発効日が遅いほど高くなった。また、発効日が後ろ倒しされたことによる企業経営等への様々な影響について、約8割の企業が「特に影響はない」と回答した一方、約1割の企業は「賃金引上げに向けて準備期間が確保できた」と回答し、同じくその割合は発効日が遅いほど高くなった。（参考資料3）
- さらに、令和7年度の地域別最低賃金の発効日が令和8年1月から3月までの間であった6県の労働局において、地域別最低賃金の引上げの影響率が高い6業種³の中小企業・小規模事業者に対し、発効日が後ろ倒しになったことによる賃上げ時期への影響や、その受止め等についてヒアリングを行った。発効日の後ろ倒しを踏まえて賃上げ時期を遅らせたか否かについては、いずれの県でも、「例年より遅らせた」とする事業者もいれば「例年どおり」とする事業者もいた。「遅らせた」事業者の理由として、「賃上げ原資の確保」等

² 発効日が例年より後ろ倒しされたことの労働者への影響に関する厚生労働省の委託調査についても同様の点に留意が必要

³ ①製造業②運輸業・郵便業③卸売業・小売業④宿泊業・飲食サービス業⑤生活関連サービス業・娯楽業⑥サービス業（他に分類されないもの）

の準備期間のほか、「例年、最低賃金の発効時期に合わせている」との回答も多くあった。一方、「例年どおり」とする事業者の中には、「毎年決まった時期に賃上げを行うこととしている」との回答が多く、他に、「10月発効の他県の支社と合わせて賃上げを行った（福島県、飲食業等）」、「四国4県に支社があるので、一番早いところに合わせて賃上げしている（徳島県、運輸業）」、「（賃上げ時期に期限のある）県の補助金を利用するため（群馬県、製造業）」、「これまでと同じ時期に賃上げがあるという労働者の期待があった（福島県、運輸業）」などの回答があった。また、発効時期が例年より後ろ倒しされたことの受止めとして、「賃上げ原資の確保などの準備期間を確保することができた（熊本、生活関連サービス業）」、「人件費を削減できてありがたい（群馬、小売業等）」などの意見がある一方で、「3月末まで遅らせる必要はなく、10月末や11月初旬であれば準備は整う（秋田、飲食業）」、「他県から大幅に遅れるのは問題。地域内の事業所が足並みをそろえて賃上げできるようにした方が良い（徳島県、サービス業）」などの意見があった。（参考資料4）

（発効日の後ろ倒しや越年発効の影響（労働者への調査））

- 他方、発効日が例年より後ろ倒しされたことの労働者への影響に関して、厚生労働省の委託調査によれば、令和7年度の地域別最低賃金の発効日が令和8年1月から3月までの間であった6県に主な仕事の勤務先がある最賃近傍雇用者（ここでは、時間当たり賃金が勤務地の地域別最低賃金の1.1倍未満の非正規雇用労働者で1年以上勤務している者を指す。）のうち、約4割の労働者が「例年と変わらない時期に時間あたりの賃金の上昇があった」と回答した一方、3割台半ばの労働者が「遅れた」と回答した。また、地域別最低賃金の引上げ時期が遅れたことによる影響について、6割台半ばの労働者が「特に影響はなかった」と回答した一方、約2割の労働者が「時間あたり賃金が上昇する時期が遅れたため、仕事に対するモチベーションが下がった」、約1割の労働者が「時間あたり賃金が上昇する時期が遅れたため、家計に悪影響が生じた」と回答した。（参考資料5）
- また、同調査において、過去1年間で時間当たり賃金が上昇した最賃近傍雇用者について、賃金が上昇した時期を確認したところ、「わからない」を除いて、「2025年10月」が3割台半ばと最も多く、「2026年4月」が1割台半ばと次いで多かった。これを令和7（2025）年度の地域別最低賃金の発効日別にみると、令和8（2026）年1月に発効した4県に勤務地のある者では「2026年1月」が4割弱と最も多く、令和8年3月に発効した2県に勤務地がある者では「2026年4月」が約3割と最も多く、「2026年3月」が3割弱と次いで多くなった。（参考資料6）

(3) 全員協議会における議論

- 発効日は、法的強制力を伴う地域別最低賃金の実効性を確実に担保する観点から、発効の時点を規定する最低賃金法第14条第2項に「公示の日から起算して30日を経過した日（公示の日から起算して30日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）」とされている。
- こうした中で、望ましい発効日の時期や地方最低賃金審議会での審議における考慮要素等に関しては、未組織労働者にも春闘における賃上げ結果を速やかに波及させるといふ地域別最低賃金の改定の趣旨を踏まえると、引上げ額と引き換えに発効日が後ろ倒しされるのは本末転倒であり、早期発効が重要であるという意見があった。また、法定発効が基本であり、指定日発効は特別な理由がある場合に限り公労使で十分に議論した上で決定することを明確にすべきという意見があった。さらに、就業調整の問題など他制度の課題を最低賃金法の枠組みの中に持ち込むことは、最低賃金法の本来の趣旨を歪めるおそれもあるため、できる限り最低賃金法の目的に即して運用することが望ましいとの意見があった。
- 他方で、特に令和7年度においては、事業者の予想を大きく上回る高い引上げ幅となった地域もある中で、発効日が後ろ倒しされたことは、企業にとって、賃金原資の確保、給与規程の見直し、就業調整の抑制等の観点から一定の意義があったと考えられるという意見があった。また、発効日のばらつき自体が直ちに問題なのではなく、決定理由についての議論と説明が不十分だった点に課題があり、引上げ額と同程度の重みをもって発効日についても議論を尽くし、その理由を対外的に丁寧に説明することで納得性を高めることが重要であるという意見があった。さらに、地方最低賃金審議会が発効日について議論されたことは大きな進展だが、年度ごとに発効日が大幅に変動すると、労使ともに予見可能性を欠くとともに、年度によっては次の発効日までの期間が短くなることによるデメリットについても踏まえるべきであるという意見もあった。
- さらに、引上げ額と発効日の関係について、次の意見があった。
 - ・ 地方最低賃金審議会の審議では、金額と発効日を分けて議論するプロセスを踏むべきである。最低賃金法上も、地域別最低賃金額の決定原則（第9条第2項）と発効時期の規定（第14条第2項）が明確に分けられている。
 - ・ 中央最低賃金審議会の「令和7年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」（令和7年8月4日）で「引上げ額とともに発効日についても十分に議論を行う」と示した趣旨は、発効日を交渉材料にして良いということではなく、引上げ額についてしっかり議論し、引上げを着実に実行できる発効日を地方最低賃金審議会の公労使委員間であわせて議論して決めてほしいという趣旨である。

- ・発効日の設定次第で、額では最下位を回避しつつ、企業側の準備期間を確保するなど、発効日がいわば「交渉材料」として扱われている。発効日が後ろ倒しされることで、名目の引上げ額と実際の引上げ効果との乖離が生じる状況となることは共通の認識とすべきである。物価上昇局面で発効日が遅れると、実質的な引上げ効果は更に低くなる。

(4) 対応方針

- 公労使委員それぞれが、発効日が引上げ額との間で「交渉材料」となっていることへの課題意識や、地方最低賃金審議会における公労使委員間の建設的な議論につながる基盤や指針を示すべきではないかとの認識を示した。そこで、議論を踏まえて、発効日の在り方について、次の基本的考えを確認した。
 - ・発効日は、法的強制力を伴う地域別最低賃金の実効性を確実に担保する観点から、発効の時点を規定する最低賃金法第14条第2項に「公示の日から起算して30日を経過した日（公示の日から起算して30日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）」とされており、指定日発効⁴とする場合は、その必要性について広く理解を得られるかなどの観点から、各地方最低賃金審議会の公労使委員間で、十分に議論して決定すること。
 - ・発効日について、大幅な引上げ額を確保するための過度な交渉材料とするべきではない。発効日に関する主な考慮要素として、全員協議会で示された課題、労働者の生活や企業経営に与える影響、例えば災害など様々な地域の事情について、公労使委員間で十分に議論した上で、発効日について判断すること。特に企業の支払いのための準備期間を主な理由として指定日発効とする場合、企業が賃金原資の確保や給与規程の見直し等に要する具体的な期間について、公労使委員間で十分に議論を行うこと。また、指定日発効とする場合には、その判断理由を地方最低賃金審議会の公益委員見解等で、できる限り明らかに示した上で決定すべきこと。
 - ・指定日発効とした地方最低賃金審議会においては、その影響等を把握した上で、翌年度の審議を行うべきであること。

4 その他

その他、ランク区分の見直しや、EU指令についての考え方に関して、委員から以下のような意見が出された。

⁴ 曜日の都合等により1日～数日程度ずらすようなケースは除く。

(1) ランク区分の見直し

- 今後の議論に向けて次のような意見が出されたが、一定の時間をかけて議論を尽くす必要があるとされた。
 - ・現在のランク区分は、額差の幅が大きいBランクと、ほとんど幅のないCランクという構造になっており、目安の示し方として、現在のABC区分が妥当なのか改めて検討の余地がある。次の見直しでは、現在のABC区分を前提とした入替えにとどまらず、ランク制度のフレームそのものの在り方について幅広く検討する必要がある。
 - ・ランク区分そのものが、地域間格差を生む一つの要因になっている側面がある。次の見直しでは、どのような指標や考え方に基づいてランクを区分するか、その手法自体についても検証する必要がある。

(2) EU指令についての考え方

- 今後の議論に向けて次のような意見が出されたが、一定の時間をかけて議論を尽くす必要があるとされた。
 - ・EU指令で示された賃金の中央値の60%や平均値の50%等の水準について議論する際は、均等待遇の見地から、所定内給与だけでなく特別給与も加味して見る必要がある。
 - ・物価や賃金が大きく変動する時代における合理性のある最低賃金の水準について、労働者の生計費や通常の事業の賃金支払能力の観点から、名目上の水準値がどれほど実質的な意味を持つのかについて、今後の議論の中で意識する必要がある。
 - ・日本と諸外国の賃金制度の違いや、OECDによる国際比較において各国のデータに含まれる賃金の範囲等を精査した上で議論を尽くす必要がある。

5 今後の取組について

- 中央最低賃金審議会は地方最低賃金審議会に対し、令和8年度以降、2及び3の考え方を踏まえた審議を行うことを要望する。
- 4(1)及び(2)について、全員協議会で引き続き議論を行うことで合意した。

発効日を令和8年1月1日以降に指定した県の根拠

都道府県名

発効日指定の根拠

<p>秋田県 (令和8年3月31日) 【1,031円、 +16円 (+8.4%)】 (参考) 影響率：29.3%</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度の引上げ額は県内企業にとって予想を大きく上回るものであることや、最賃引上げの影響率は全国でも高い水準にあり(令和6年度全国3位)、令和7年度の引上げで更に影響率が高まることが想定。 ・このような状況から、企業の準備期間を十分に確保する必要性が他県と比較しても高く、制度上可能な最大限の準備期間を確保。
<p>群馬県 (令和8年3月1日) 【1,063円、 +15円 (+7.9%)】 (参考) 影響率：18.5%</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで目安を大幅に超える改定を行っていないなかったことを受け、企業の準備期間を十分確保する必要性がある一方、企業における給料の締め日の状況や「1日」という県民への分かりやすさの観点を踏まえて、最大限の準備期間を確保。
<p>福島県 (令和8年1月1日) 【1,033円 +15円 (+8.2%)】 (参考) 影響率：21.9%</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・過去に例を見ない大幅な引上げであること、官公需を含めた価格転嫁などの見直しが必要になること、年内発効とした場合、11～12月に「年収の壁」を超えないための働き控えが生じかねないことから、1月1日発効としたもの。
<p>徳島県 (令和8年1月1日) 【1,046円 +3円 (+6.7%)】 (参考) 影響率：27.4%</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2年間で150円という全国でも例のない大幅引上げとなるため、十分な準備期間を確保する必要があること、年内発効とした場合、11～12月に「年収の壁」を超えないための働き控えが生じかねないことから、1月1日発効としたもの。
<p>熊本県 (令和8年1月1日) 【1,034円、 +18円 (+8.6%)】 (参考) 影響率：21.6%</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・8月10日からの大雨で県内に大きな被害が生じたため、使側は復旧に時間を要するとして令和7年度は例年よりも指定日発効を強く要望した。労側は当初、最賃と今回の大雨被害は別の問題として早期発効を求めたものの、被害状況を踏まえて令和7年度に限った特殊事情として最終的に同意し、答申時期も考慮して発効日を1月1日とすることで労使が合意。
<p>大分県 (令和8年1月1日) 【1,035円、 +17円 (+8.5%)】 (参考) 影響率：27.6%</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度の引上げ額は県内企業にとって予想を大きく上回るものであること、最賃引上げの影響も令和6年度時点で27.6%と高い水準であったが、令和7年度の引上げで更に高まること、年内発効とした場合、11～12月に「年収の壁」を超えないための働き控えが生じかねないことから、1月1日発効としたもの。

2 発効日について

引上げ後の最低賃金を下回ることとなるパートタイム求人割合 (2025年7月～26年3月、新規求人、一般パートタイム、全国平均)

参考資料 2

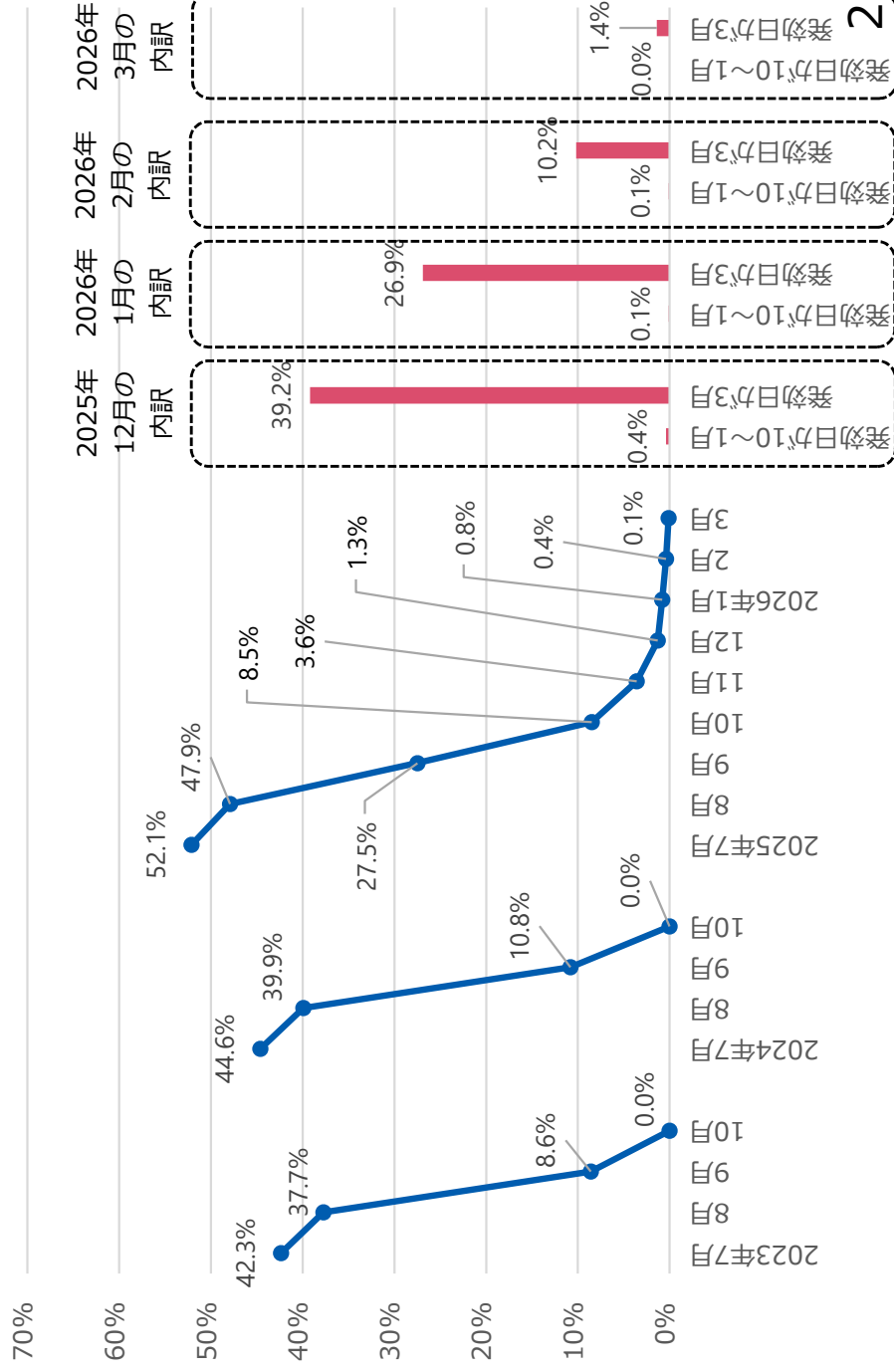
○ ハローワークで受理したパートタイムの求人賃金を下回ることとなる求人の割合 (以下、「未達人割合」という。) を特別集計した。最低賃金との比較に用いる求人賃金は、各求人に記載された「支給額 (基本給 + 定額給 + 定額給に支払われる手当)」における「下限額」を用いた。

○ 令和7年度の全国平均の未達人割合は、2025年7月は52.1%、8月は47.9%、9月は27.5%、10月は8.5%、11月は3.6%、12月は0.0%、2026年1月は0.8%、2月は0.4%、3月は0.1%となっている。発効日が3月の2県の未達人割合についてみると、2025年12月は39.2% (発効日が10～1月の45都道府県では0.4%)、2026年1月は26.9% (同0.1%)、2月は10.2% (同0.1%)、3月は1.4% (同0.0%) となっている。

※ 既に引上げ後の最低賃金が発効している都道府県であっても、月の後半に発効する場合や夜間の守衛など断続的労働に関する減額特例のケースも含まれることから、割合が0%になっていない場合もあることに留意。

	新規パート 求人数 (全体)	支給額 (下限額) が引上げ後の最低 賃金を下回ること となる求人数
2023年7月	320,100	135,536
8月	332,922	125,572
9月	326,980	28,052
10月	361,178	351
2024年7月	322,866	144,038
8月	296,312	118,324
9月	311,026	33,628
10月	362,915	600
2025年7月	315,590	164,322
8月	277,463	132,797
9月	297,333	81,833
10月	333,179	28,240
11月	273,522	9,807
12月	295,966	3,842
うち発効日10月～1月	288,901	1,069
うち発効日3月	7,065	2,773
2026年1月	347,209	2,667
うち発効日10月～1月	338,240	253
うち発効日3月	8,969	2,414
2026年2月	308,324	1,084
うち発効日10月～1月	300,350	272
うち発効日3月	7,974	812
2026年3月	306,624	263
うち発効日10月～1月	298,527	146
うち発効日3月	8,097	117

未達人割合 (全国) の推移



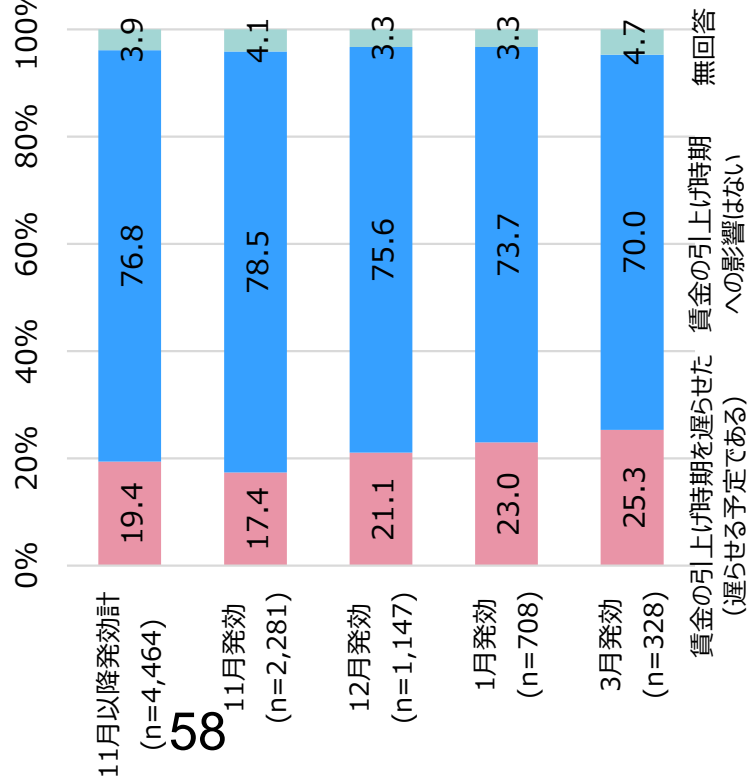
2 発効日について

2025年度の地域別最低賃金の発効日が例年より遅くなったことの中小企業への影響

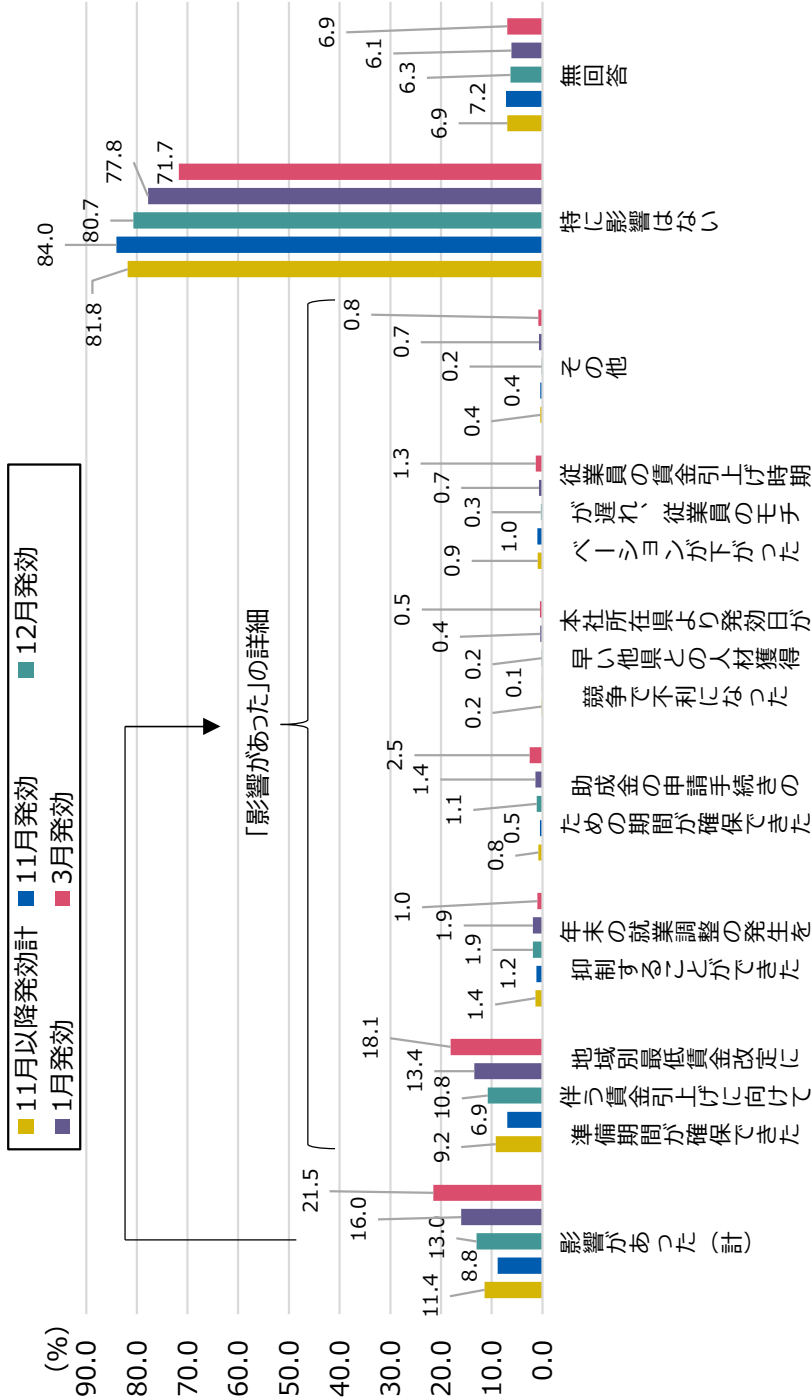
- 2025年度の地域別最低賃金の発効日が例年より遅く11月から翌3月までの間であった27府県に本社のある企業のうち、「発効日の遅れに伴い賃金の引上げ時期を遅らせた（または遅らせる予定である）」と回答した企業の割合は約2割であり、その割合は、発効日が遅いほど高い。
- 発効日が遅くなったことによる影響については、約8割の企業が「特に影響はない」と回答した。「影響があった」と回答した企業は約1割であり、発効日が遅いほどその割合は高い。何らかの影響があったと回答した企業の中では、「賃金引上げに向けて準備期間が確保できた」と回答した企業が全体の約1割と最も多く、さらに、発効日が遅いほどその割合は高い。

発効日が遅くなったことに伴い

賃金の引上げ時期が遅れたか



発効日が遅くなったことによる影響 (複数回答)



(資料出所) JILPT「最低賃金の引上げと企業行動に関する調査」(2025年)の速報値をもとに、厚生労働省労働基準局で作成。速報値であるため、数値が改訂される可能性がある。
調査対象は従業員規模1人以上300人未満の企業。調査期間は2026年1月23日～2月20日(3月末までに到着した調査票を集計)。

(注) 集計対象企業(8,754社)のうち、本社所在地が、2025年度の地域別最低賃金の発効日が2025年11月1日以降であった、青森、埼玉、静岡、三重、京都、奈良、和歌山、島根、広島、福岡、佐賀、宮崎、鹿児島(以上、11月発効)、岩手、山形、山梨、岡山、愛媛、高知、長崎、沖縄(以上、12月発効)、福島、徳島、熊本、大分(以上、1月発効)、秋田、群馬(以上、3月発効)のいずれかである企業(4,464社)について集計。「発効日が遅くなったことによる影響(複数回答)」(右図)の影響があった(計)は、合計から「特に影響はない」「無回答」を控除したもの。なお、「発効日が遅くなったことに伴い賃金の引上げ時期が遅れたか」の「賃金の引上げ時期への影響はない」は、必ずしも、最低賃金の改定による賃上げではない点に留意が必要。

▶ 発効日が越年した6県（秋田、群馬、福島、徳島、熊本、大分）において、最低賃金引上げの影響率が高い6業種（※）の従業員数概ね300人未満の中小・零細事業者（又は各事業所の人事労務責任者）に対し、発効日が後ろ倒しされたことによる賃上げへの影響等についてヒアリングを行った（1県当たり30～40事業所）。

（※）①製造業、②運輸業・郵便業、③卸売業・小売業、④宿泊業・飲食サービス業、⑤生活関連サービス業・娯楽業、⑥サービス業（他に分類されないもの）

（ヒアリングを行った事業所）

- 従業員規模20～49人、50～99人の事業所を中心に、約40の事業所にヒアリングを行った。

（賃上げ時期）

- 発効日の後ろ倒しの賃上げ時期への影響について、賃上げを「例年より遅らせた」とする事業所と「例年どおり」とする事業所があった。
- 「遅らせた」とする事業所の理由として、「賃上げ原資の確保」等の準備期間のほか、「例年、最低賃金の発効時期に合わせている」との回答も複数あった。
- 賃上げ時期を遅らせたメリットとして、準備期間のほか、「約半年分、賃上げ分の支払いがなかったことはありがたい（生活関連サービス業・娯楽業）」、「業績の低迷を抑えられた（同）」等の意見があった。また、「価格転嫁がすぐにできない業種なので、準備期間が長く取れてよかった（運輸業）」等の意見もあった。
- 一方で、「例年遅れると、県内でも体力のある企業とそうでない企業に差が生じ、体力のない企業はますます採用が厳しくなる（宿泊業）」など、メリットとともにデメリットを指摘する意見もあった。
- 「例年どおり」とした事業所は、「毎年決まった時期に賃上げを行うこととしている」とする答えが多かった。

（発効時期が後ろ倒しになったこととの受止め）

- 「引上げ幅が大きいため、（発効日が後ろ倒しになったことで）対策を取ることができた（生活関連サービス業）」とする意見がある一方で、「3月末まで遅らせる必要はなく、10月末や11月初旬であれば準備は整う（飲食業）」、「令和8年度の発効時期を考えると、3月末まで遅らせる必要はなかった（卸売業・小売業）」とする意見もあった。

群馬県（発効日：令和8年3月1日）

（ヒアリングを行った事業所）

- 従業員規模「1～4人」、「5～9人」の事業所を中心に、約50の事業所にヒアリングを行った。

（賃上げ時期）

- 発効日の後ろ倒しの賃上げ時期への影響について、賃上げを「例年より遅らせた」とする事業所と「例年どおり」とする事業所があった。
- 「遅らせた」とする事業所の理由として、「賃上げ原資の確保」等の準備期間のほか、「例年、最低賃金の発効時期に合わせている」との回答も複数あった。また、「遅らせた」とする事業所の中には、「群馬県の賃上げ補助金を利用するため例年より1か月だけ遅らせた（製造業）」（※）との意見もあった。当該事業所は、「県の補助のおかげで大幅な賃上げだという気持ちにならず対策を練れた」と回答。

（※）当初、令和7年11月末までに賃上げを行った事業所が対象となっていた。

- ① 「例年どおり」とした事業所の中には、「毎年決まった時期に賃上げを行うこととしている」とする回答が多く、ほかに、「群馬県の賃上げ補助金を利用するため（製造業）」、「早期の賃上げが社員のやる気につながる（卸売業・小売業）」などの意見があった。

（発効時期が後ろ倒しになったことの受止め）

- 「人件費を削減できてありがたい（小売業等）」、「提供するサービスの単価を上げるなど賃上げ原資確保に向けた対応ができた（生活関連サービス業）」、「取引先によっては人件費上昇分の価格転嫁にすぐに対応してもらえないので、交渉期間があった（製造業）」などの意見があった。一方で、「会社としては助かるが、従業員からは不満が出ると感じる（卸売業・小売業）」などの意見があった。

福島県（発効日：令和8年1月1日）

（ヒアリングを行った事業所）

- 従業員規模「20～49人」、「50～99人」の事業所を中心に、約30の事業所にヒアリングを行った。

（賃上げ時期）

- 発効日の後ろ倒しの賃上げ時期への影響について、賃上げを「例年より遅らせた」とする事業所と「例年どおり」とする事業所があった。
- 「遅らせた」とする事業所の理由として、「例年、最低賃金の発効時期に合わせている」との回答が多くあった。遅らせたメ리트として、「人件費を抑制できた」とする意見が多かったが、「10月発効の県にも事業所があるため、会社として2度の対応が必要になった（運輸業）」ことを課題として挙げる事業所もあった。
- 「例年どおり」とした事業所については、「毎年決まった時期に賃上げを行うこととしている」とする回答が多かったが、ほかに、「10月発効の他県の支社と合わせて賃上げを行った（飲食業等）」、「これまでと同じ時期に賃上げがあるという労働者の期待があった（運輸業）」などの意見もあった。

（発効時期が後ろ倒しになったことの受止め）

- 「引上げ幅が大きかったので、（発効日まで）余裕ができたのは利点だが、10月発効の県に所在する事業所は10月に賃上げを行ったため、2度の対応が煩雑だった（運輸業）」等の意見があった。

（ヒアリングを行った事業所）

- 従業員規模「10～19人」、「20～49人」の事業所を中心に、約30の事業所にヒアリングを行った。

（賃上げ時期）

- 発効日の後ろ倒しの賃上げ時期への影響について、賃上げを「例年より遅らせた」とする事業所と「例年どおり」とする事業所があった。
- 「遅らせた」事業所の理由として、「例年、最低賃金の発効時期に合わせている」との意見が多くあった。遅らせたメリットとして、「事務的な準備期間のほか、人件費抑制の面でも助かった（飲食業）」、「パート労働者の就業調整を避けられた（製造業）」等の意見があった。また、「県内の下請けとの関係で、1月1日の発効日に合わせて価格転嫁に応じることで（まとめて）対応した（製造業）」との意見もあった。
- 「例年どおり」とした事業所については、「毎年決まった時期に賃上げを行うこととしている」とする回答が多かったが、ほかに、「香川が本社で四国4県に支社があるので、金額が一番高いところ、発効日は一番早いところに合わせて賃上げしている（運輸業）」との意見があった。

（発効時期が後ろ倒しになったことの受止め）

- 「賃金改定の手続きに要する時間が確保できた（製造業）」、「決定から発効まで3か月程度あった方が良いので、今回の1月はよかった（運輸業）」と評価する意見があった一方で、「四国4県に支店があるため、県ごとにはばらばらにならない方が良い（卸売業、小売業）」、「他県から大幅に遅れるのは問題。地域内の事業所が足並みをそろえて賃上げできるようにした方が良い（サービス業）」との意見もあった。

熊本県（発効日：令和8年1月1日）

（ヒアリングを行った事業所）

- 従業員規模「10～19人」、「20～49人」、「50～99人」の事業所を中心に、約40の事業所にヒアリングを行った。

（賃上げ時期）

- 発効日の後ろ倒しの賃上げ時期への影響について、賃上げを「例年より遅らせた」とする事業所と「例年どおり」とする事業所があった。
- 「遅らせた」理由として、「例年、最低賃金の発効時期に合わせている」との回答が多くあった。その他、「賃金規程の見直しのため（卸売業・小売業等）」や「発注先と契約料金アップの交渉を行ったため（サービス業（他に分類されないもの）」、「新年度の契約更新時に人件費等の価格転嫁を行うため、10月に賃上げすると半年分の人件費増加分を自社で先行負担する必要があるが、その先行負担分を減らすため（同）」などの回答があった。
- 「例年どおり」とする企業の中には、「毎年決まった時期に賃上げを行うこととしている」とする回答が多かった。

②発効時期が後ろ倒しになったことの受止め

- 「賃上げ原資の確保などの準備期間を確保することができた（生活関連サービス業）」、「人件費支出を3か月分抑制できたため、収益にプラスとなった（小売業）」、「価格転嫁や契約見直しの準備期間を確保できた（サービス業（他に分類されないもの）」との意見があった一方で、「『最低賃金改定済み』と他県のニュースが先行して流れるので、従業員への説明が必要になった（生活関連サービス業）」などの意見もあった。
- 他県よりも後ろ倒しになったことについて、「佐賀県にも事業所があるので、発効時期を統一してほしい（運輸業）」、「（全国に店舗があるが）賃金計算は本社一括で対応するため、発効日がばらばらだと担当者の業務が煩雑になる。発効日又は月を統一してほしい（小売業）」との意見があった。

（その他）

- 発効日の周知に関して、「今回、例年の10月から後ろ倒しとなった正式な理由もよくわからない。毎年変わるなら、企業側への説明も必要ではないか（製造業）」との意見があった。

（ヒアリングを行った事業所）

- 従業員規模「10～19人」、「20～49人」の事業所を中心に、約30の事業所にヒアリングを行った。

（賃上げ時期）

- 発効日の後ろ倒しの賃上げ時期への影響について、賃上げを「例年より遅らせた」とする事業所と「例年どおり」とする事業所があった。
- 「遅らせた」理由として、「最低賃金の発効時期に合わせた」との回答が多かったが、ほかに、「上げ幅が大きかったのでバランスを取るため全社的な賃上げを行ったことから準備期間が必要だった（製造業）」等の意見があった。
- 「遅らせた」利点として、「資金繰りなどの準備ができた（製造業）」、「（発効日の前日までが申請期限となっている）業務改善助成金を有効に活用できた（生活関連サービス業）」等の意見が出された。他方で、「（発効時期が異なる）他県にも支店があるため、従業員同士で不公平感が生まれる可能性がある（運輸業）」等の意見もあった。
- 「例年どおり」とする企業の中には、「毎年決まった時期に賃上げを行うこととしている」とする回答が多かった。

（発効時期が後ろ倒しになったことの受止め）

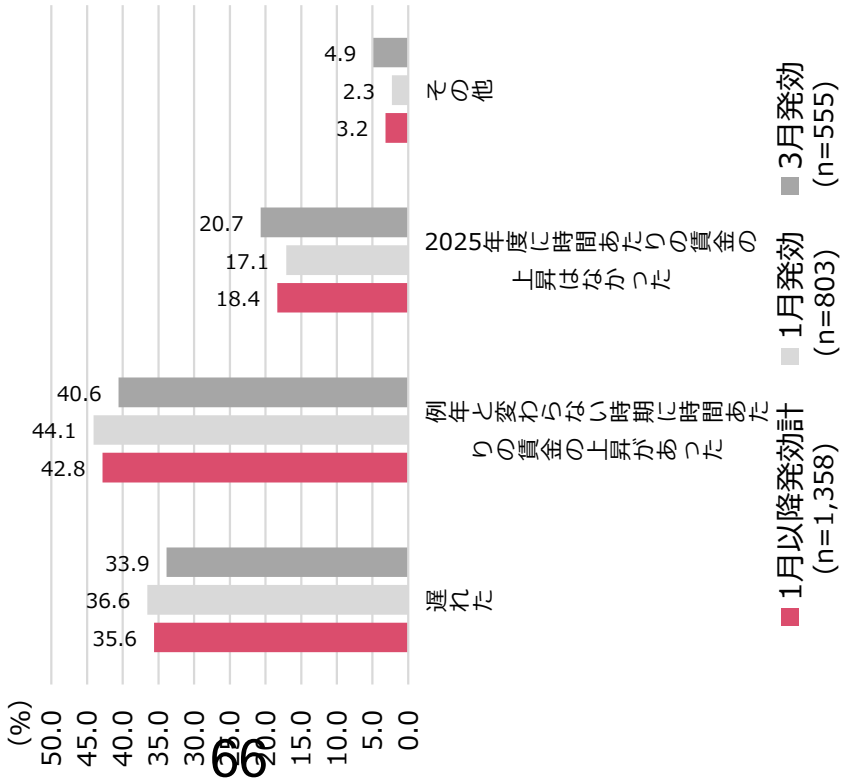
- 「利点があるので、もっと遅らせても良い（製造業）」、「上がり幅が大きいのので、中小・零細企業の資金繰りを考えると納得（製造業）」などの意見がある一方で、「他県に営業所があるので、できれば発効日は全国一律にしてほしい（運輸業）」、「（複数県で事業展開しているため、）都道府県によって発効日が異なると賃上げのタイミングが何度もあり、担当部署にとって負担（飲食業）」、「他県と発効日が異なる場合には余裕をもって周知してほしい」等の意見もあった。

2 発効日について

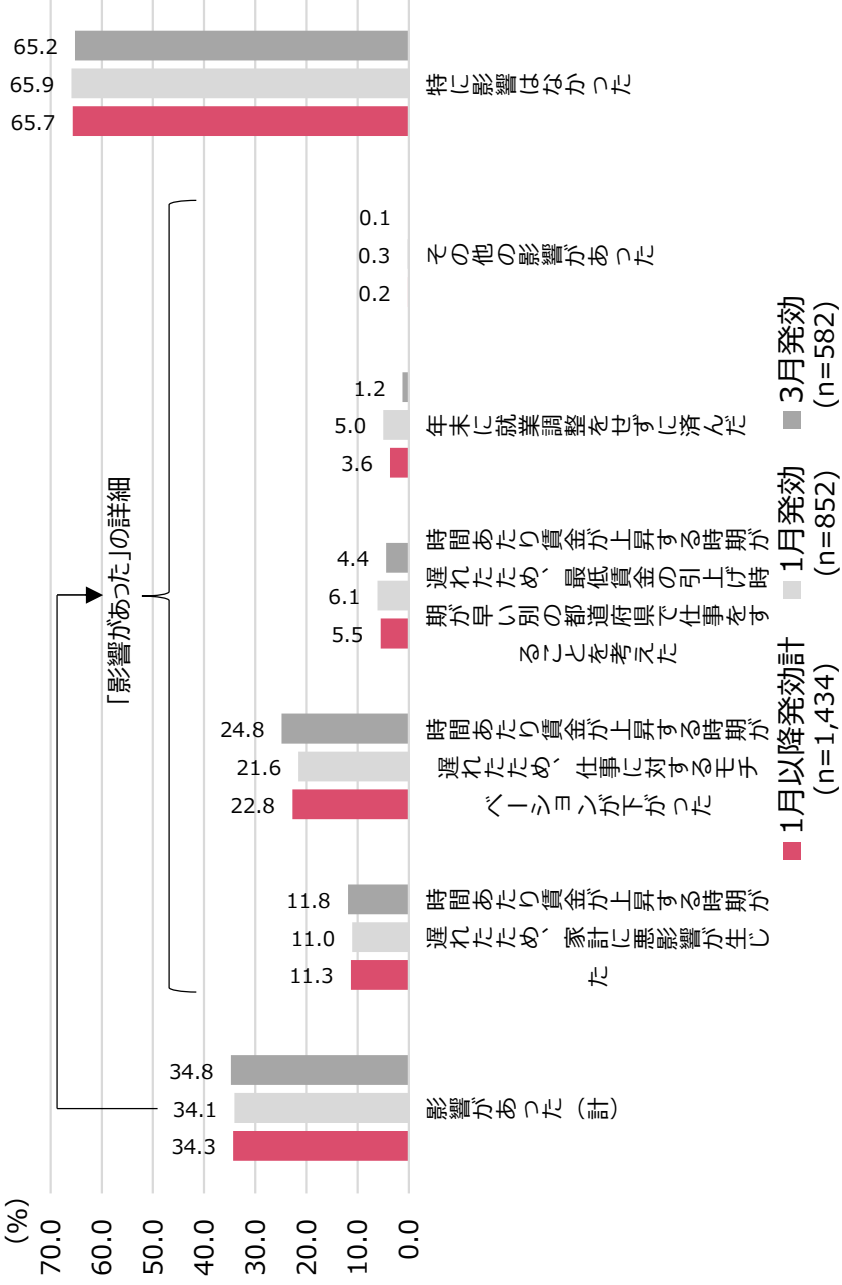
2025年度の地域別最低賃金の発効日が例年より遅くなったことの影響

- 2025年度の地域別最低賃金の発効日が例年より遅く2026年1月から3月までの間であった6県（2026年1月：福島、徳島、熊本、大分、2026年3月：秋田、群馬）に主な仕事の勤務先がある労働者に対し、最低賃金の引上げ時期が遅れたことにより時間あたり賃金の上昇時期は遅れたかを尋ねたところ、「例年と変わらない時期に時間あたりの賃金の上昇があった」が42.8%、「遅れた」が35.6%であった。
- 最低賃金の引上げ時期が遅れたことによる影響を尋ねたところ、「特に影響はなかった」が65.7%、「影響があった」は34.3%であった。何らかの影響があったと回答した中では、「時間あたり賃金の上昇する時期が遅れたため、仕事に対するモチベーションが下がった」が最も多く22.8%、次いで「時間あたり賃金の上昇する時期が遅れたため、家計に悪影響が生じた」が11.3%となっている。

時間あたり賃金の上昇時期が遅れたか



最低賃金の引上げ時期が遅かったことによる影響（複数回答）



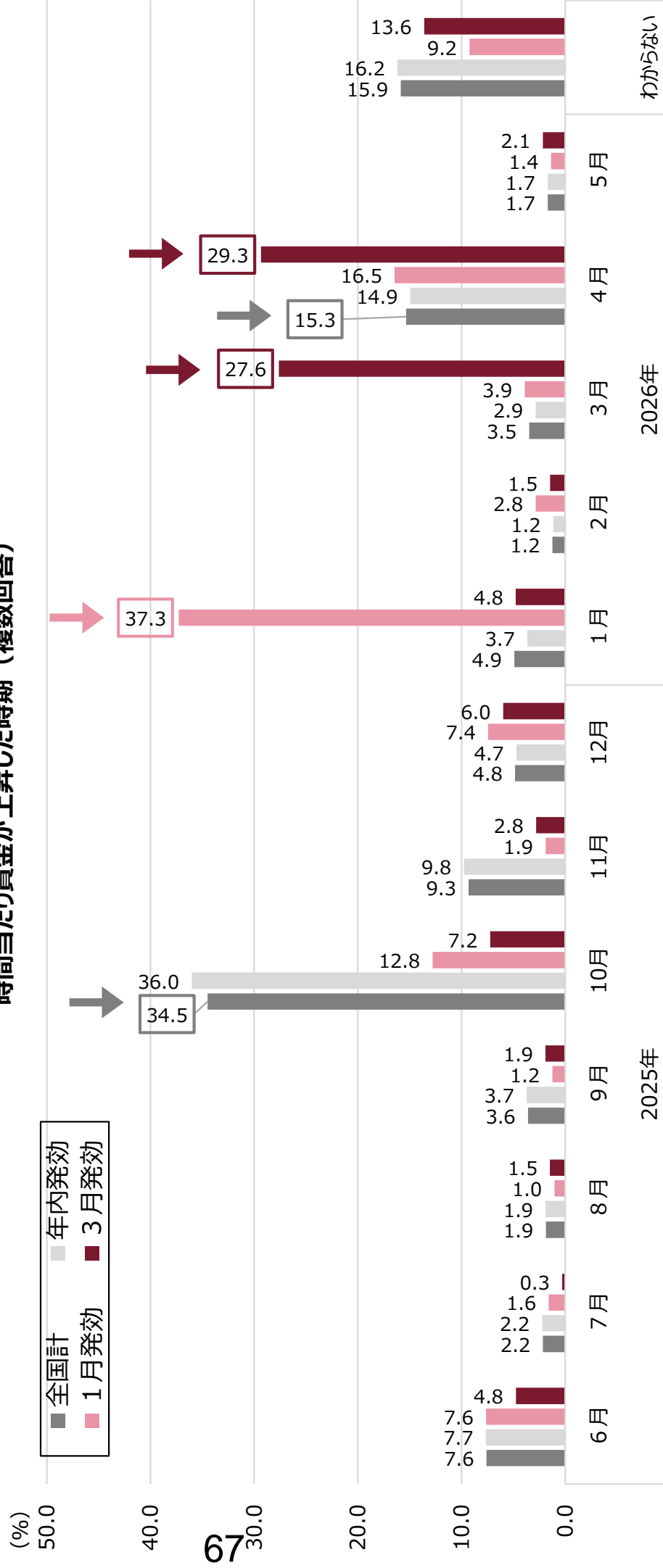
(資料出所) 株式会社クロスマーケティング「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に関する実態把握のための調査」(2026年、厚生労働省委託事業)の速報値をもとに、厚生労働省労働基準局で作成。速報値であるため、数値が改訂される可能性がある。
 調査対象は時間あたり賃金が勤務地の地域別最低賃金の1.1倍未満の非正規雇用労働者で1年以上勤務している者(最賃近傍雇用者)。調査期間は2026年5月1日～15日。WEB上でのモニター調査。
 集計にあたっては、「令和7年賃金構造基本統計調査」の調査票情報から集計した性別、年齢階級、勤務地の地域区分別の最賃近傍雇用者の構成比と同様となるよう、復元処理を行っている。
 (注) 2025年度における最低賃金の引上げが例年より遅く2026年1月から3月までの間であった6県(2026年1月：福島、徳島、熊本、大分、2026年3月：秋田、群馬)に主な仕事の勤務先がある労働者について集計。
 ()内は集計に用いたサンプル数を示す。「時間あたり賃金の上昇時期が遅れたか」については、本調査内での設問間の回答内容が整合的であった回答者(1,434サンプル中76)を除いて集計した。「最低賃金の引上げ時期が遅かったことによる影響(複数回答)」(右図)は、合計から「特に影響はなかった」を控除したものである。

2 発効日別にみた最賃近傍雇用の時間当たり賃金が上昇した時期

参考資料6

○ 過去1年間で時間当たり賃金が上昇した最賃近傍雇用者について、賃金が増加した時期は、「わからない」を除いて、「2025年10月」(34.5%)が最も多く、「2026年4月」(15.3%)が次いで多い。これを2025年度の最低賃金の発効日別にみると、2026年1月に発効した4県に勤務地のある者では「2026年1月」(37.3%)が最も多く、2026年3月に発効した2県に勤務地がある者では「2026年4月」(29.3%)が最も多く、「2026年3月」(27.6%)が次いで多くなっている。

時間当たり賃金が増加した時期（複数回答）



(資料出所) 株式会社ロスマーケティング「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に関する実態把握のための調査」(2026年、厚生労働省委託事業)の速報値をもとに、厚生労働省労働基準局で作成。速報値であるため、数値が改訂される可能性がある。調査対象は時間当たり賃金が勤務地の地域別最低賃金の1.1倍未満の非正規雇用労働者で1年以上勤務している者(最賃近傍雇用者)。調査期間は2026年5月1日～15日。WEB上でのモニター調査。

集計にあたっては、「令和7年賃金構造基本統計調査」の調査票情報から集計した性別、年齢階級、勤務地、勤務地の地域区分別の最賃近傍雇用者の構成比と同様となるよう、復元処理を行っている。「1月発効」は福島、徳島、熊本、大分の各県(集計に用いたサンプル数は復元前510)、「3月発効」は秋田、群馬の各県(同389)、「年内発効」はそれ以外の41都道府県に勤務地の所在する者を指す。複数回答であるため、年に2回以上賃金の上昇があった場合には、複数の時期を回答しているケースも存在する。このため、回答割合の合計は100%を超える。

特定（産業別）最低賃金の改正決定に関する申出書

- 1 岐阜県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- 2 岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金
- 3 岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金

2026年6月12日

岐阜労働局長 殿

岐阜県電気機械器具等
関係単組最賃連絡会議
議長 仲野 利明

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、岐阜県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

岐阜県において岐阜県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者。

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

岐阜県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金。

3. 申し出の内容

上記2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

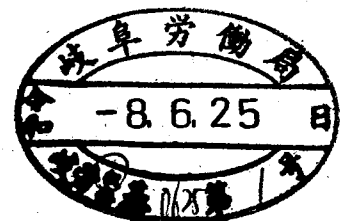
4. 申し出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が、概ね3分の1以上に達していること。

・賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数	5,802名
岐阜県内の電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業の労働者数	16,188名
・最も低い労働協約の金額	= 1,232円/時間
・現在適用されている法定最低賃金額	= 1,065円/時間

5. 添付書類

- ① 賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数
- ② 所定労働日数、所定労働時間数に基づく時間額
- ③ 申し出団体の会則
- ④ 申出合意書及び委任状
- ⑤ 労働協約の写し



令和 8年 6月 15日

岐阜労働局長 殿

岐阜県自動車関係
単組最賃連絡会議
議長 亀井 潤

申 出 書

最低賃金法第15条の1の規定により、岐阜県自動車・同附属品製造業の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

岐阜県において自動車・同附属品製造業を営む使用者に使用される労働者。

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金。

3. 申し出の内容

上記2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申し出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が、概ね3分の1以上に達していること。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数	6,377人
岐阜県内の自動車・同附属品製造業の労働者数	17,763人
最も低い労働協約の金額 =	1,226円/時間
現在適用されている法定最低賃金額 =	1,117円/時間

5. 添付書類

- ①労働協約の写し。
- ②申出合意書及び委任状。
- ③賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数。
- ④所定労働時間数及び所定労働日数。
- ⑤申し出団体の会則。



令和 8 年 6 月 15 日

岐阜労働局長 殿

岐 阜 県 航 空 機
関 係 単 組 最 賃 連 絡 会 議
議 長 足 立 昌 哉

申 出 書

最低賃金法第15条の1の規定により、岐阜県航空機・同附属品製造業の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

岐阜県において岐阜県航空機・同附属品製造業を営む使用者に使用される労働者。

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金。

3. 申し出の内容

上記2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申し出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が、概ね3分の1以上に達していること。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数	3, 874人
岐阜県の航空機・同附属品製造業の労働者数	5, 836人
最も低い労働協約の金額＝	1, 408円/時間
現在適用されている法定最低賃金額＝	1, 049円/時間



特定（産業別）最低賃金の新設決定に関する申出書

1 岐阜県総合スーパーマーケット最低賃金

令和8年6月24日

岐阜労働局長 殿

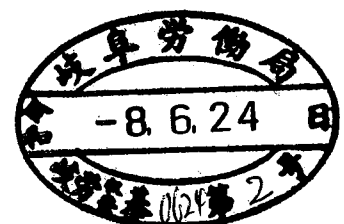
岐阜県流通関係
単組最賃連絡会議
議長 田中 あさ子

申 出 書

最低賃金法第15条の1の規定により、岐阜県総合スーパーマーケットの最低賃金の改正（新設）の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲
岐阜県に於いて、総合スーパーマーケットを営む使用者に使用される労働者。
(4,274名)
2. 改正（新設）の決定を申し出る最低賃金の件名
岐阜県総合スーパーマーケット最低賃金
3. 申し出の内容
上記2の最低賃金の改正（新設）を求める。尚、最低賃金額は、最低賃金法第15条の2に基づく最低賃金審議会の決定による。
4. 申し出の理由
 - (1) 賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が基幹的労働者の概ね2分の1以上に達していること。
 - (2) 賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者 4,274名
(最も低い) 労働協約の金額=1,095円/時間額(日額・月額)
現在適用されている法定最低賃金額=1,065円/時間額(日額・月額)
5. 添付書類
 - (1) 労働協約の写し
 - (2) 申出合意書及び委任状
 - (3) 労働協約の適用労働者数
 - (4) 申し出団体の会則



岐阜県下における総合スーパーマーケットの事業所数と労働者の概数及び合意の効力の及ぶ労働者の範囲

1. 岐阜県下における総合スーパーマーケットの事業所数と労働者の概数

令和8年4月1日現在

産業小分類	事業所数	労働者数
I562	20 事業所	2,137 人

2. 1のうち最低賃金の必要性に合意する労働者数

合意のケース	事業所数	労働者数
労使協定	2 事業所	2514 人
機関決定	事業所	人
合計	2 事業所	2514 人

3. 2の合意する者の内訳

(1) 賃金の最低額の定めに関する労使間の協定、申し合わせ等の適用労働者数の内訳

労働組合等名称		適用労働者数
1	イオンリテールワーカーズユニオン	1663 人
2	全ユニー労働組合	851 人
計	2 組合	2514 人

以上

特定(産業別)最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数

(令和7年12月1日現在)

区分 最低賃金の件名	適用産業分類	適用使用者数	適用労働者数	申出必要者数 (1/3)
岐阜県電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業 最低賃金	E28 E29(E294を除く) E30	368	13,683	4,561
岐阜県自動車・同附属品 製造業最低賃金	E311	317	17,631	5,877
岐阜県航空機・同附属品 製造業最低賃金	E314	70	6,361	2,120

令和3年経済センサス活動調査結果を基に岐阜労働局労働基準部賃金室において推計したものを。

特定(産業別)最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数

(令和8年4月1日現在)

区分 最低賃金の件名	適用産業分類	適用使用者数	適用労働者数	申出必要者数 (1/2)
岐阜県総合スーパーマーケット 最低賃金	I562	20	4,274	2,137
岐阜県ドラッグストア最低賃金	I564	164	2,276	1,138
岐阜県ホームセンター最低賃金	I565	108	3,041	1,521
岐阜県食料品スーパーマーケット 最低賃金 (注)	I5811	241	10,604	5,302
岐阜県電気機械器具小売業 最低賃金	I5931	227	2,072	1,036

令和3年経済センサス 活動調査結果を基に岐阜労働局労働基準部賃金室にて推計したもの。

(注)

食料品スーパーマーケット(I5811)の数値は、推計の基となる令和3年経済センサスが旧日本標準産業分類(以下「旧分類」。)によるものであり、令和5年改訂の日本標準産業分類(以下「新分類」。)の「食料品スーパーマーケット(I5811)」と「その他の各種食料品小売業(I5819)」を判別することが出来ないため、新分類の(I5819)を含んでいる。

2026年6月11日

岐阜労働局長 原田浩一 様

岐阜地方最低賃金審議会 会長 栗山 知 様

全労連東海北陸地方協議会

議 長 平野竜也

(公印省略)

物価高騰のもと最低賃金をただちに1700円以上へ引き上げ、 全国一律最低賃金制度の実現を求める要請書

日頃より、労働行政の推進にご尽力されていることに敬意を表します。

長期にわたる物価高騰のもと、食料品、エネルギー、住宅費など生活必需費の上昇が続
き、労働者のくらしは深刻さを増しています。最低賃金近傍で働く労働者は、ダブルワー
ク、トリプルワークを余儀なくされるなど、「働いても人間らしく暮らせない」実態に置
かれています。

2025年度の最低賃金改定では、全国加重平均は1121円となりましたが、この水
準では、現在の物価高騰のもとで人間らしい生活を営むことは困難です。東京1226円
と最低額1023円との差は依然として203円あり、同じ仕事をして、住む地域によ
って大きな賃金格差が生じています。こうした格差は、地方から都市部への人口流出を促
し、地域経済の疲弊をさらに進める要因となっています。

また、2025年度改定では、多くの地方で中央最低賃金審議会の目安を上回る改定が行われ、地域間格差の是正を求める地方の強い意思が示されました。その一方で、発効日の先送りや分散化が広がったことは重大です。物価高騰が全国共通に労働者の生活を直撃しているにもかかわらず、賃上げの効力発生だけが地域によって遅れることは、最低賃金制度への信頼を損ない、新たな不公平を生み出すものです。

さらに、国際情勢の緊張も看過できません。ホルムズ海峡封鎖などにより、原油価格や輸送費、電力料金、原材料費がさらに高騰すれば、労働者の生活と地域経済に深刻な影響を及ぼします。すでに物価高に苦しむ家計にとって、これ以上の生活費上昇は耐えがたい負担であり、最低賃金審議においても、こうした情勢変化を十分に踏まえる必要があります。

一方で、中小企業・小規模事業者も、原材料費、エネルギー費、人件費の上昇に加え、価格転嫁の困難さに直面しています。地域経済を支える中小企業が賃上げに踏み出せる環境を整えることは、最低賃金の大幅引き上げと一体の課題です。労働者の生活改善と中小企業経営を対立的にとらえるのではなく、賃金を底上げし、消費を温め、地域経済を循環させる政策へと転換することが求められています。

全労連・地方組織がとりくんできた最低生計費試算調査では、健康で文化的な生活に必要な生計費には地域による大きな差がなく、直近の試算では時給1700円以上が必要であることが示されています。現在の最低賃金水準と労働者の生活実態との隔たりは大きく、最低賃金制度を、生計費にもとづいて生活を保障する制度として立て直すことが急務です。

最低賃金は、労働者の生活、地域経済、人口流出、社会の持続可能性にかかわる重要な

社会的基準です。物価高騰が長期化し、地域間格差と生活不安が深刻化する今こそ、すべての働く人が全国どこでも人間らしく暮らせる賃金水準へ、大きく転換することが求められています。

以上の情勢を踏まえ、2026年度の最低賃金改定審議にあたり、下記の事項について強く要請します。

記

1. 中央最低賃金審議会の目安額に縛られることなく、労働者の生活の安定を図るため、最低賃金をただちに1700円以上に引き上げ、2000円をめざすこと。
2. 2025年度改定における発効日の先送り・分散化は、新たな地域間格差を生み出した。最低賃金法における「決定において別に定める日があるときは、その日」との規定を削除するよう国に求めること。また、2026年度の改定にあたっては、発効日について「公示の日から起算して30日を経過した日」という原則を遵守すること。
3. すべての働く人に人間らしい生活を保障するため、最低賃金法を改正し、生計費原則にもとづく「全国一律最低賃金制度」を実現し、地域間格差を是正するよう国に求めること。

4. 審議会には、最低賃金法にもとづく三要素を踏まえた審議ができるよう労働局から資料が提出されているが、「事業の賃金支払能力」に関わる資料が多く、偏りがある。もっとも重視されるべきは、憲法25条にもとづく「労働者の生計費」であり、憲法の要請に応えられる資料を整えるとともに、審議において「労働者の生計費」に関わる議論を充実させること。あわせて、単身者の生計費を審議するに足る資料が提出できるよう、国に調査の実施を求めること。

5. ホルムズ海峡封鎖の影響などにより、さらなる物価高騰が予想されるもとで、より「労働者の生計費」に重点を置いた慎重な議論が求められる。審議会としても、この点を十分に踏まえて検討を行うこと。

6. 審議会や専門部会において、女性労働者、非正規労働者、アルバイト学生、外国人労働者・技能実習生など、最低賃金近傍で働く労働者の労働と生活の実態を審議に反映させるため、当事者が意見陳述を行う機会を設けること。

7. 専門部会では、いわゆる二者協議や休会中の協議が多く、県民が理解し納得できる審議が行われているとは言いがたい。公開の場での審議を充実させること。専門部会を非公開としている地方においては、直ちに公開すること。

8. すべての審議・協議について議事録を作成し、その全文を公開すること。

9. これまで、東海4県の審議会答申には結論のみが示され、根拠・理由等が記載されておらず、最低賃金法第9条のいわゆる三要素をどのように考慮して決定されたのか明らかではない。労働局長は審議会に対し、審議経過とともに答申額の根拠・理由を記載するよう求めること。審議会は、審議経過とともに答申額の根拠・理由を記載すること。あわせて、国に対する意見を答申に記載し、要望すること。

10. 大幅な物価上昇や経済情勢の変動が生じた場合には、年1回に限らず最低賃金の改定を行うこと。

11. 社会保険料の減免をはじめ、最低賃金の大幅引き上げに欠かせない中小企業支援策を抜本的に拡充するよう国に求めること。

12. 最低賃金審議会の日程や委員の改選などの「公示・公告」情報について、求める者に適宜提供すること。労働者委員が任期途中で辞任し、それに伴う推薦・任命が行われる場合も同様とすること。

13. 大幅に増加する労働行政の需要に対応するため、公共職業安定所や労働基準監督署など、都道府県労働局の正規職員を大幅に増員し、労働行政の体制拡充・強化を行うこと。

以上

<全労連東海北陸地方協議会加盟組織>

富山県労働組合総連合 議長 中山 洋一

石川県労働組合総連合 議長 岡本 晃嘉

福井県労働組合総連合 議長 鈴木 孝典

岐阜県労働組合総連合 議長 廣瀬 政美

静岡県労働組合評議会 議長 菊池 仁

愛知県労働組合総連合 議長 西尾美沙子

三重県労働組合総連合 議長 新家 忠文

全労連東海北陸ブロック 2026年最賃キャラバン資料

 全労連東海北陸地方協議会

最低賃金マップ 2025年10月以降改定

全国平均 1,121円 (加重)

前年比 66円増 (6.3%増)

最高額 東京 1,226円

最低額 宮崎、高知、沖縄 1,023円

地域間格差は、昨年より9円縮小

203円 16.6%差

39道府県 (83.0%) が中央最低賃金審議会目安上回る

大幅な発効日の先送りが急増

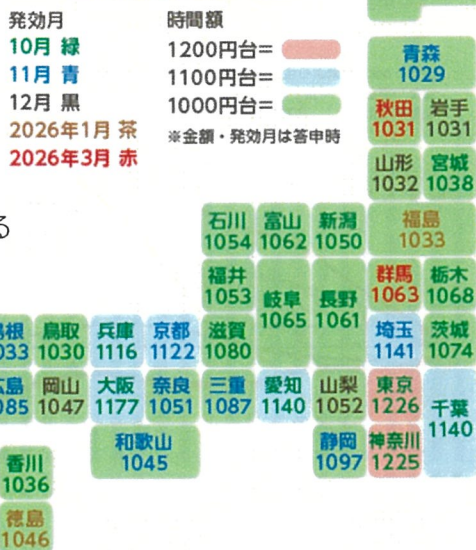
秋田3/31、群馬3/1

半年間、地域間格差は

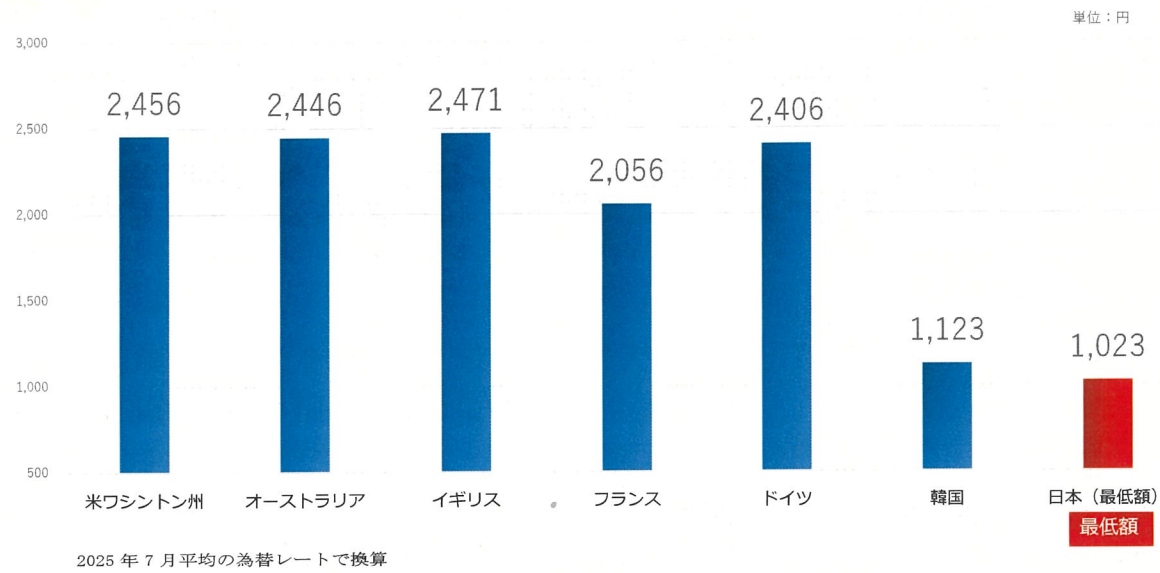
275円に拡大

(22.4%差)

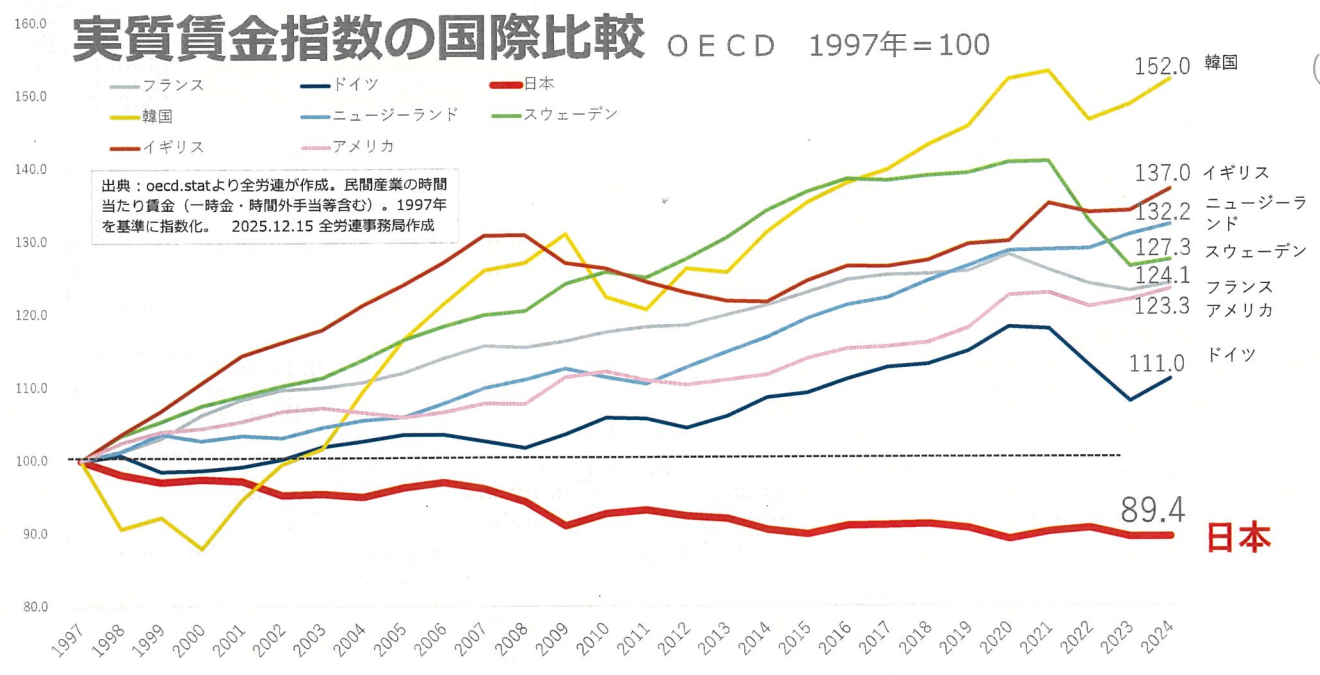
2025年地域別最低賃金マップ



最低賃金 国際比較 2025年8月時点



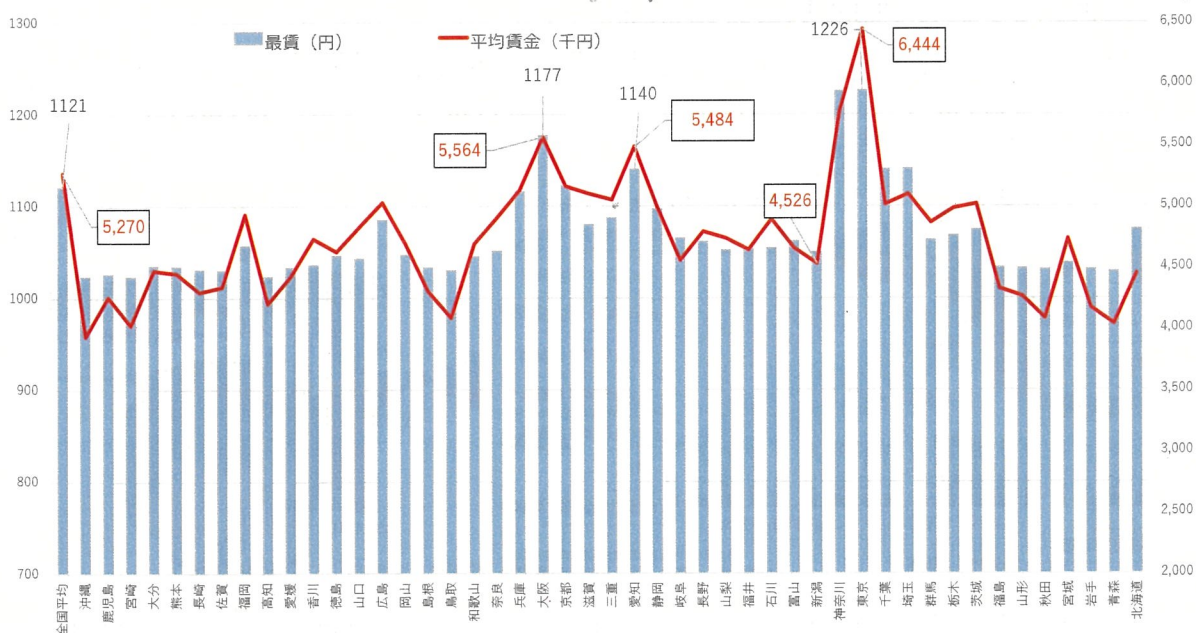
30年近くにわたって実質賃金が低下し続ける日本



最低賃金3つの問題点

- ①金額が低すぎて自立して生活できないこと
- ②地域別制度が格差を生み、人口流出と地域経済の衰退を招いていること
- ③中小企業支援が脆弱であるがゆえに最低賃金の引き上げを妨げていること

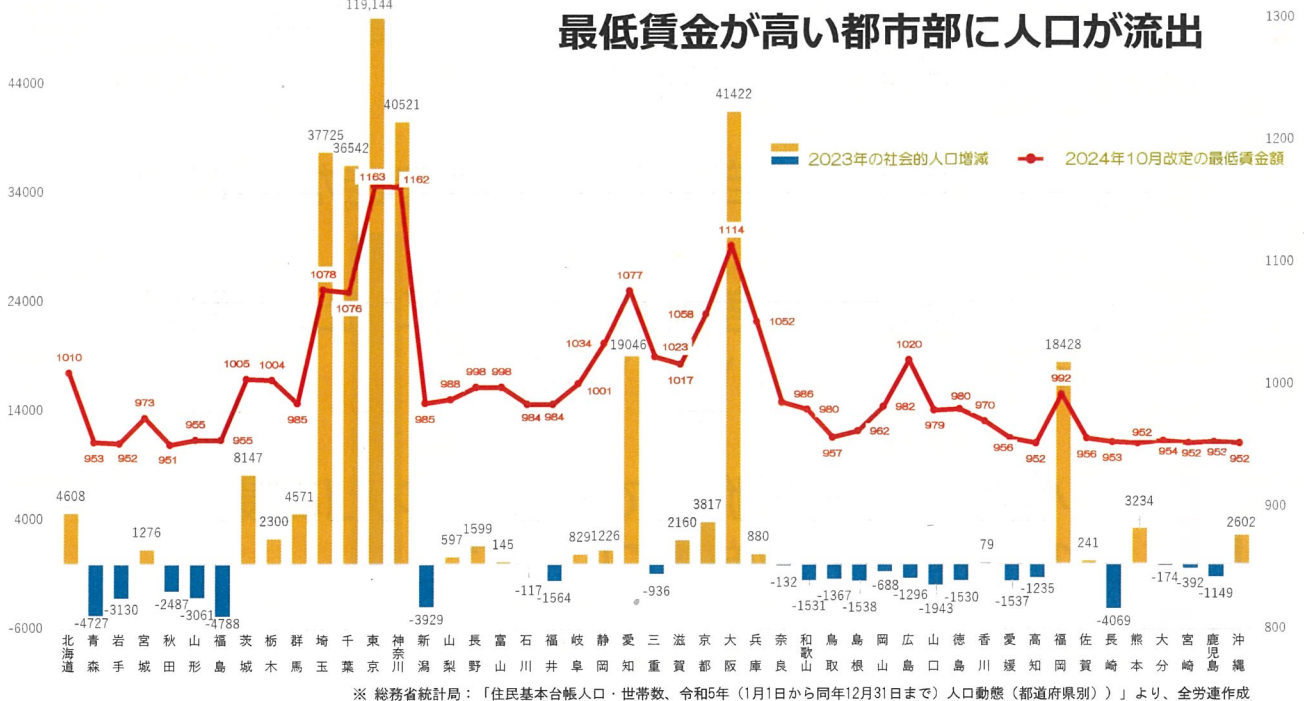
都道府県別平均賃金（年収）と最低賃金額



2024年都道府県別平均賃金（年収）は厚生労働省『令和6年賃金構造基本統計調査』より

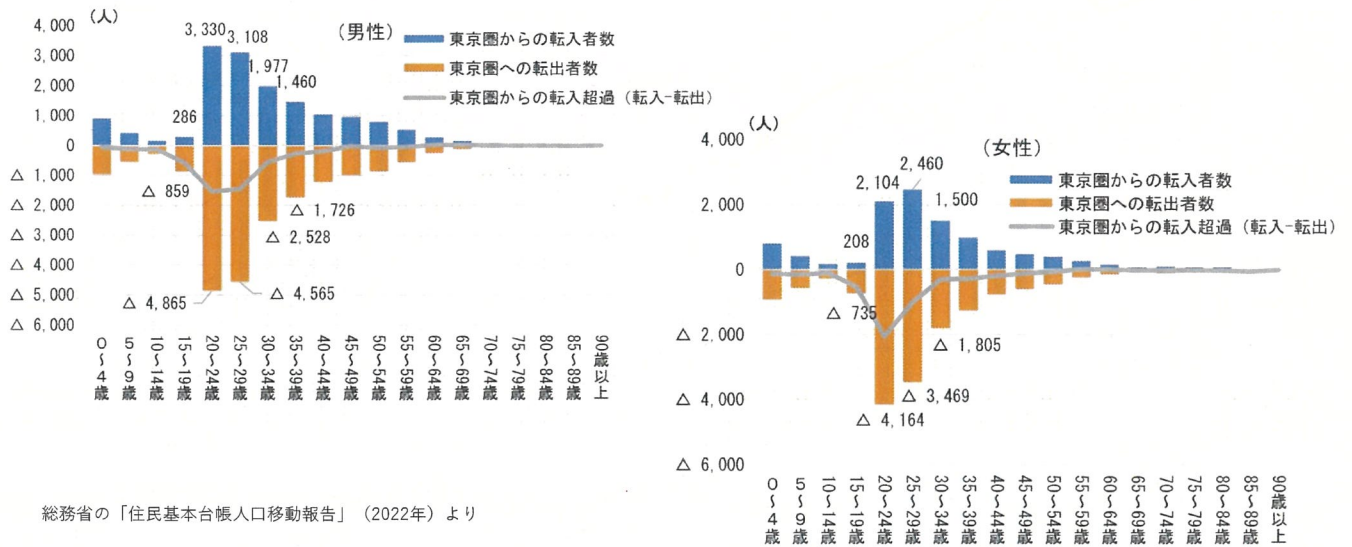
2023年 地域最低賃金と人口の社会的増減の比較図

最低賃金が高い都市部に人口が流出

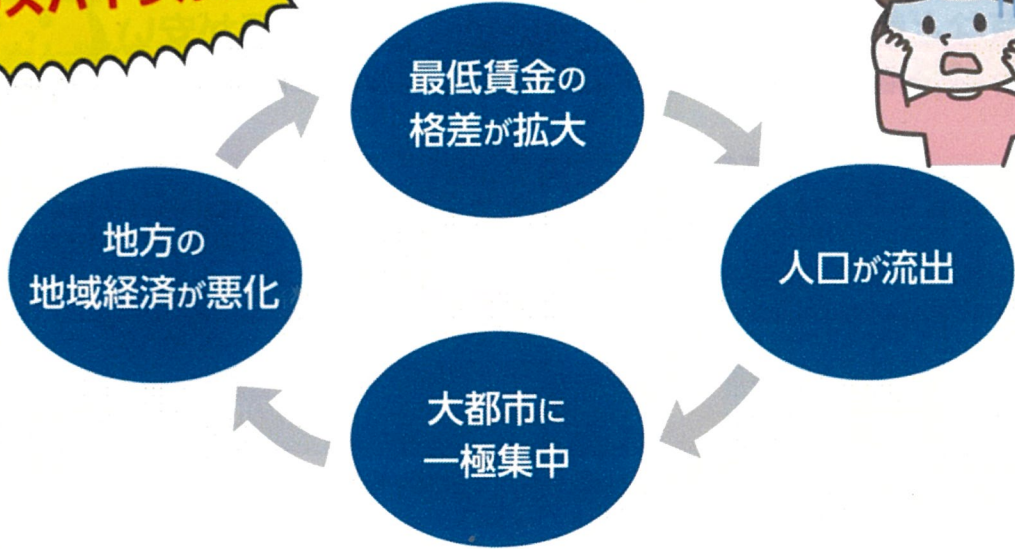


若者が東京圏に流出

愛知県の東京圏に対する男女別・年齢階級別人口移動の状況



負のスパイラル!



全国どこでも 1700円から1900円 以上必要

最低生計費試算調査

これまでに48,000人が参加

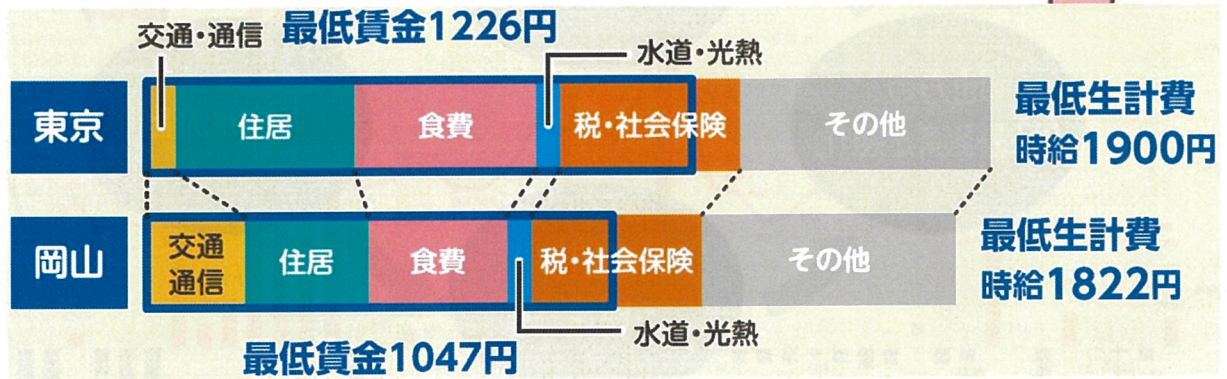


※現在、全国で
アップデート中



最低生計費試算調査結果2024年12月現在
(静岡県立大学短期大学部 中澤秀一准教授監修)
緑文字は2025年1月以降にアップデートした金額

東京など都市部は住居費が高いが交通・通信費が安い
地方は住居費が安くても交通・通信費が高い



最低賃金法改正の4つのポイント

- 1 地域別から、全国一律にする
- 2 中央最低賃金審議会で決め、地方審議会は特定最賃を決める
- 3 生計費と労働者の賃金で決める
- 4 中小企業支援は国の義務に





みんなの力で
全国一律に法改正!

全国一律最低賃金で地域活性化

～中小企業支援の提言～

2026年04月 全国労働組合総連合

はじめに

全労連は、全国一律最賃制を確立させて多数の労働者の賃金を引き上げ、地域経済の好循環を図ることが必要と考えています。

そのため、2022年4月に取りまとめた「最低賃金の改善、中小企業支援の拡充で地域経済の好循環を」と題する中小企業支援の提言をバージョンアップすることとしました。

詳しくは本文を参照していただくこととし、概要をご紹介します。

1) 公正取引

2) 直接支援

3) 行政体制

4) 地域循環

提言の第一 価格転嫁と公正な取引

何よりも大切なことは公正取引の実現。賃金引き上げに伴う単価引き上げなどが適正に行われるようにすることが必要です。

① 中小受託事業者代金支払遅延法の履行確保とさらなる法改正

すべての企業間取引を規制する法律とし、丸投げした受けの禁止等、重層構造にメスを入れ、行政によるあっせん機能を強化することを求めます。

② 独占禁止法の改正

労働組合と締結した賃金協定について、独占禁止法の「カルテル」として違法とされないよう適用除外する法改正を求めます。

③ フリーランス法の徹底と労働者保護の強化

フリーランスは、経済的従属性が強いにも関わらず、労働者として扱われないなど弱い立場にあります。そのため、労働者に対する保護と同等の措置を行うよう求めます。

提言の第二 直接支援

中小企業が最低賃金の引き上げによって手元資金が不足しないよう直接的に助成金を支給するほか、大きな負担となっている社会保険料の減免を行うことが必要です。

① 社会保険料の減免

公費負担の割合を引き上げ、社会保険料でまかなう総額を引き下げ、保険料率は企業規模に応じて設定（大企業負担を増やし小規模企業負担を減ら）するよう求めます。

② 助成金の支給

業務改善助成金制度を賃金の引上げに対する助成制度へと改変し、周知徹底と予算拡充を求めます。

③ 税制改正

消費税法の見直しによる税率引き下げや事業承継税制の恒久化を求めます。

提言の第三 行政体制

政策を実行できる行政体制の確立を求めます。

① 中小企業庁の体制強化

② 公正取引委員会の体制強化

③ 労働行政の体制強化

提言の第四 地域循環

経済活動において、東京一極集中や国外に利益が流出するのではなく、地域で可能な限り循環させるとりくみが必要です。

① 中小企業振興条例の制定

中小企業振興、地域経済の活性化の施策を具体化する「円卓会議」を設置するなど、実効性の担保がある条例の制定を求めます。

② 公契約法並びに公契約条例の制定

従事する労働者の賃金を重視した「公契約法」並びに「公契約条例」の制定とともに、労働報酬下限額の設定を行うよう求めます。

③ 中小企業への優先発注

国・自治体などの入札参加資格において、中小企業が参加できる範囲を拡大するため、分割発注や設定金額の引き下げなどを求めます。

④ 地域金融機関の強化

地域金融機関を強化・重視した金融政策を展開することを求めます。

全国労働組合総連合

〒113-8634 東京都文京区湯島 2-4-4 全労連会館 4階



(全労連)厚労省に発効日の先送り・分散化の是正を要請 ――意見書、団体署名 1148 団体
分を提出

2026年6月8日



国民春闘共闘・全労連は5月22日、第3次最賃データとして、厚労省要請をおこない、発効日の先送り・分散化の是正などを求める意見書（添付）と団体署名 808 団体分を提出。25年11月提出分と合わせて1148 団体に達しました。

要請の前には国会近くの会場で、「法改正で最低賃金全国一律の実現を！5.22 学習集会と国会議員要請行動」を行いました。

目安制度の在り方に関する全員協議会への意見書

2026年5月22日
中央最低賃金審議会委員 各位

中央最低賃金審議会委員の皆さまにおかれましては、法定最低賃金制度の適切な運営およびその機能の発揮に向け、日頃よりご尽力いただいておりますことに敬意を表します。

長期にわたる物価高騰のもと、食料品、エネルギー、住宅費をはじめとする生活必需品の価格上昇が続いており、労働者の生活は厳しさを増しています。実質賃金の低下が続くなか、最低賃金は多くの労働者にとって生活維持の最後の支えとなっており、その役割と重要性はこれまで以上に高まっています。

現在開催されている中央最低賃金審議会「目安制度の在り方に関する全員協議会」においては、

- ① 近隣県との過度な競争意識や順位比較を背景とした議論
- ② 最低賃金改定後の発効日の取扱い
- ③ ランク制度の在り方
- ④ EU 最低賃金指令を含む国際的動向等が論点として整理されているものと承知しています。

本意見書は、これらの論点のうち、①「近隣県との過度な競争意識や順位比較を背景とした議論」および②「最低賃金改定後の発効日の取扱い」に関する事項について意見を申し述べたものです。な

お、③「ランク制度の在り方」および④「EU 最低賃金指令を含む国際的動向等」については、別途あらためて意見書を提出する予定です。

以上を踏まえ、取りまとめにあたり下記のとおり意見を申し述べます。

1 改定額の審議においては、生計費を基軸とした検討を行うこと

最低賃金制度は、労働者の生活保障を目的とする制度であり、日本国憲法第25条に基づく生存権保障と密接に関連するものです。最低賃金法に定めるいわゆる「法定三要素」は総合的に勘案されるべきであり、一方、その検討にあたっては、生計費を基軸とする視点が制度目的上、特に重要であると考

えます。

現在の物価水準のもとでは、多くの地域で最低賃金のみでは安定した生活を維持することが困難となっており、生活改善を奨励できる水準への大幅な引上げが不可欠です。

全労連加盟地方労働組合が実施している最低生計費調査では、若年単身労働者が健康で文化的な生活を営むためには時給1,700円～2,000円程度が必要との結果が一定の共通性をもって示されています。これは最低限度の生活に必要な費用が地域によって大きく変わらないう実態を示唆するものと考

えられます。こうした実証的データを踏まえれば、最低賃金の審議においては、生計費を基軸とした検討を一層重視することが、制度の目的との整合性を高めるものと考えます。

また地域別最低賃金制度である限り、近隣県比較や順位意識が生じることとは一定程度避けられませ

2 最低賃金改定後の発効日については、先送りや分散化が生じないよう必要な検討を図ること

2025年の最低賃金改定においては、一部地域で発効日が大幅に遅れる事例が生じ、同一制度のもとで働く労働者の間に不合理な新たな地域格差が生じました。

とりわけ地方においては、「隣県ではすでに引き上げられているのに自県では適用されない」「物価高騰は全国共通なのに賃上げだけが遅れる」といった切実な声が広がっています。最低賃金に依拠して生活する労働者ほど影響を強く受け、発効日の遅れは生活そのものに直結する問題となっています。

また、最低賃金制度は、すべての企業に賃金下限額をいっせいに規制することで、いっせいの労務費の価格転嫁を可能とし、見合った価格相場の形成を可能にする制度です。25年改定のように発効日が分散化されれば、その特定地域の企業は価格相場をつくる機会を逃し、大きな損失を生んでいることに気がつくべきです。

発効時期の先送り・分散は、制度の公平性および信頼性を損なう重大な問題です。また、発効時期のばらつきは、中央最低賃金審議会が示す目安が軽視され実効性を失うものにも他なりません。最低賃金制度が全国的な最低基準として機能するためにも、地方最低賃金審議会および都道府県労働局に対して、発効日の先送りや地域間のばらつきが生じないよう、必要な運用上の対応が図られることを求め

ます。

また、この問題の背景には、地域別制度が地域間格差を不可避的に伴う構造的課題を有している点についても、検証が必要であると考えます。以上、最低賃金制度が労働者の生活を支える制度として確立されるよう、労働者の実態に根差した実効性ある審議が行われることを強く要請いたします。

以上

【弁護士 JP】若者が“人間らしく”生活するには「月 28 万円必要」の試算も 東京弁護士会が最低賃金の大幅引上げ要求

2026 年 5 月 28 日

コメント 397 件

東京弁護士会（石原修会長）は 5 月 25 日、最低賃金額の大幅な引上げを求める会長声明を公表した。物価上昇によって最低賃金の引上げ効果が打ち消されていると指摘し、政府が掲げる「2020 年代に全国平均 1500 円」の目標についても「必要な生計費を得るには必ずしも十分とはいえない」と踏み込んだ。

「全体としてはインフレ基調が続いている」

経団連が 5 月 27 日に公表した 26 年春闘の第 1 回集計では、定期昇給とベースアップ（ベア）を含む大手企業の月給賃上げ率は平均 5.46% を記録。3 年連続で 5% を超え高水準となった。しかし弁護士会は声明で、こうした賃上げの「勢い」とは別に、賃金が物価上昇で"打ち消されている"実態を指摘する。東京都の最低賃金は、2025 年 10 月 3 日発効の改定で時給 1226 円となった（引上げ額 63 円、引上げ率 5.4%）。一方、東京都区部の消費者物価指数（総合指数）は 2020 年を 100 として、2026 年 4 月中旬速報値で 112.4 を記録。前年同月比では 1.5% の上昇となっている。中東の武力紛争を受けた原油価格高騰により 2026 年 3 月にガソリン補助金が再導入され、物価上昇が一時的に緩やかになった側面はあるものの、声明は「全体としては収まることのないインフレ基調が続いている」と指摘。世界的な石油製品の供給不足懸念から、「物価はさらに上がる可能性もある」との見方も示している。その結果、声明は「労働者にとっては家計の収入増加を実感しにくくなっている」と分析する。厚生労働省の毎月勤労統計でも、2025 年の実質賃金は前年比 1.3% のマイナスを記録し、4 年連続の減少となった。

「もはや 1500 円でも十分とは言えない」

声明が最低賃金を引き上げるべき根拠の一つとして挙げたのが、労働組合の全国組織が学者と協力して行った調査結果だ。若者が自立し人間らしく生活するために最低必要な生計費を試算したところ、東京都北区で月額 28 万 5034 円。月 150 時間労働として時給に換算すると 1900 円との結果が出たという。2025 年 6 月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針」（骨太の方針）には、「2020 年代に全国平均 1500 円という高い目標に向かってたゆまぬ努力を続ける」との文言が盛り込まれた。これに対し声明は、上記試算を踏まえれば「もはや 1500 円でも必要な生計費を得るには必ずしも十分とはいえない状況になっている」と踏み込んだ。また、最低賃金の引き上げが中小企業経営に与える影響を踏まえ、抜本的な中小企業支援策の実施も求めた。価格転嫁を促すため独占禁止法（不公正な取引を規制する法律）や中小受託取引適正化法（下請取引を適正化する法律）を積極運用し、監視等の体制を強化すべきだと提言。社会保険料の事業主負担分の減免など、支援策の大幅な強化拡充も不可欠だとした。声明の要望先は中央最低賃金審議会、東京地方最低賃金審議会および東京労働局長のほか、国と東京都、公正取引委員会、中小企業庁にまで及ぶ。2026 年度の最低賃金の目安額は、中央最低賃金審議会で夏ごろに決定される見込みだ。

最低賃金額の大幅な引上げを求める会長声明

2026（令和8）年5月25日
東京弁護士会 会長 石原 修

2025年に改定された東京都の最低賃金は、時給1226円（引上げ額63円、引上げ率5.4%）である（2025年10月3日発効）。

一方、東京都区部の消費者物価指数（総合指数）は、2020年を100として、2026年4月（中旬速報値）は112.4となっており、前年同月比で1.5%上昇している。ただし、同月の速報値をみると、中東の武力紛争の影響による原油価格の高騰を受けて同年3月に導入されたガソリン補助金などが物価の上昇を緩やかにした側面がある。全体としては取まることのないインフレ基調が続いている。今後は、世界的に石油製品などの価格上昇・供給不足の懸念が生じており、物価はさらに上がる可能性もある。

このように、最低賃金の引上げの効果は、物価の上昇によって打ち消されている部分がある。このため、労働者にとっては家計の収入増加を実感しにくくなっている。

また、労働組合の全国組織が学者と協力して行った調査によれば、物価高の影響も相まって、若者が自立し人間らしく生活するために最低必要な生計費は、東京都北区で月額28万5034円、月労働時間150時間として時給に換算すると1900円と試算されたとの報告もある。

2025年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針」（骨太の方針）には、最低賃金について「2020年代に全国平均1500円という高い目標に向かってたゆまぬ努力を続ける。」という目標が掲げられている。しかし、上記の試算によれば、もはや1500円でも必要な生計費を得るには必ずしも十分とはいえない状況になっている。しかも、最低賃金額の引上げは、

労働者全体の賃上げにも繋がりに、経済の好循環にも資する。このような状況が踏まえるならば、更なる大幅な最低賃金額の引上げは必要不可欠である。

もともと、最低賃金額の大幅な引上げは、中小企業の経営に影響を与える可能性が大いことから、抜本的な中小企業支援策の実施が必要である。価格転嫁を促すため、独占禁止法や中小受託取引適正化法を積極的に運用するとともに、監視等の体制を強化し、中小企業とその取引先企業との間で公正な取引が確保されるようにすべきである。また、社会保険料の事業主負担分の減免など中小企業支援策の大幅な強化拡充も不可欠である。

なお、最低賃金の発効は例年10月初旬とされていたが、2025年は全国的には最低賃金額の引上げを先延ばしにした府県が続出した。東京都の最低賃金においては、このような動きに追随すべきではなく、2025年と同様、本年10月上旬に改定額を発効すべきである。

当会は、中央最低賃金審議会、東京地方最低賃金審議会及び東京労働局長に対し最低賃金額を大幅に引き上げ、速やかに発効すべきことを、国及び東京都に対し大幅な引上げを進めるため中小企業支援策を一層充実強化させることを、公正取引委員会及び中小企業庁に対しては労務費の価格転嫁を可能とする公正な取引を確保する体制の強化等を、それぞれ求める。

2026年6月 日

労働局長 様
最低賃金審議会 会長 様

全労連東海北陸地方協議会
議長 平野竜也
(公印省略)

物価高騰のもと最低賃金をただちに1700円以上へ引き上げ、 全国一律最低賃金制度の実現を求める要請書

日頃より、労働行政の推進にご尽力されていることに敬意を表します。

長期にわたる物価高騰のもと、食料品、エネルギー、住宅費など生活必需費の上昇が続
き、労働者のくらしは深刻さを増しています。最低賃金近傍で働く労働者は、ダブルワー
ク、トリプルワークを余儀なくされるなど、「働いても人間らしく暮らせない」実態に置
かれています。

2025年度の最低賃金改定では、全国加重平均は1121円となりましたが、この水
準では、現在の物価高騰のもとで人間らしい生活を営むことは困難です。東京1226円
と最低額1023円との差は依然として203円あり、同じ仕事をして、住む地域によ
って大きな賃金格差が生じています。こうした格差は、地方から都市部への人口流出を促
し、地域経済の疲弊をさらに進める要因となっています。

また、2025年度改定では、多くの地方で中央最低賃金審議会の目安を上回る改定が
行われ、地域間格差の是正を求める地方の強い意思が示されました。その一方で、発効日
の先送りや分散化が広がったことは重大です。物価高騰が全国共通に労働者の生活を直撃
しているにもかかわらず、賃上げの効力発生だけが地域によって遅れることは、最低賃金
制度への信頼を損ない、新たな不公平を生み出すものです。

さらに、国際情勢の緊張も看過できません。ホルムズ海峡封鎖などにより、原油価格や
輸送費、電力料金、原材料費がさらに高騰すれば、労働者の生活と地域経済に深刻な影響
を及ぼします。すでに物価高に苦しむ家計にとって、これ以上の生活費上昇は耐えがたい
負担であり、最低賃金審議においても、こうした情勢変化を十分に踏まえる必要があります。

一方で、中小企業・小規模事業者も、原材料費、エネルギー費、人件費の上昇に加え、
価格転嫁の困難さに直面しています。地域経済を支える中小企業が賃上げに踏み出せる環
境を整えることは、最低賃金の大幅引き上げと一体の課題です。労働者の生活改善と中小
企業経営を対立的にとらえるのではなく、賃金を底上げし、消費を温め、地域経済を循環
させる政策へと転換することが求められています。

全労連・地方組織がとりくんできた最低生計費試算調査では、健康で文化的な生活に必要
な生計費には地域による大きな差がなく、直近の試算では時給1700円以上が必要で
あることが示されています。現在の最低賃金水準と労働者の生活実態との隔たりは大きく、
最低賃金制度を、生計費にもとづいて生活を保障する制度として立て直すことが急務です。

最低賃金は、労働者の生活、地域経済、人口流出、社会の持続可能性にかかわる重要な社会的基準です。物価高騰が長期化し、地域間格差と生活不安が深刻化する今こそ、すべての働く人が全国どこでも人間らしく暮らせる賃金水準へ、大きく転換することが求められています。

以上の情勢を踏まえ、2026年度の最低賃金改定審議にあたり、下記の事項について強く要請します。

記

1. 中央最低賃金審議会の日安額に縛られることなく、労働者の生活の安定を図るため、最低賃金をただちに1700円以上に引き上げ、2000円をめざすこと。
2. 2025年度改定における発効日の先送り・分散化は、新たな地域間格差を生み出した。最低賃金法における「決定において別に定める日があるときは、その日」との規定を削除するよう国に求めること。また、2026年度の改定にあたっては、発効日について「公示の日から起算して30日を経過した日」という原則を遵守すること。
3. すべての働く人に人間らしい生活を保障するため、最低賃金法を改正し、生計費原則にもとづく「全国一律最低賃金制度」を実現し、地域間格差を是正するよう国に求めること。
4. 審議会には、最低賃金法にもとづく三要素を踏まえた審議ができるよう労働局から資料が提出されているが、「事業の賃金支払能力」に関わる資料が多く、偏りがある。もっとも重視されるべきは、憲法25条にもとづく「労働者の生計費」であり、憲法の要請に応えられる資料を整えるとともに、審議において、「労働者の生計費」に関わる議論を充実させること。あわせて、単身者の生計費を審議するに足る資料が提出できるよう、国に調査の実施を求めること。
5. ホルムズ海峡封鎖の影響などにより、さらなる物価高騰が予想されるもとの、より「労働者の生計費」に重点を置いた慎重な議論が求められる。審議会としても、この点を十分に踏まえて検討を行うこと。
6. 審議会や専門部会において、女性労働者、非正規労働者、アルバイト学生、外国人労働者・技能実習生など、最低賃金近傍で働く労働者の労働と生活の実態を審議に反映させるため、当事者が意見陳述を行う機会を設けること。
7. 専門部会では、いわゆる二者協議や休会中の協議が多く、県民が理解し納得できる審議が行われているとは言いがたい。公開の場での審議を充実させること。専門部会を非公開としている地方においては、直ちに公開すること。

8. すべての審議・協議について議事録を作成し、その全文を公開すること。

9. これまで、東海4県の審議会答申には結論のみが示され、根拠・理由等が記載されておらず、最低賃金法第9条のいわゆる三要素をどのように考慮して決定されたのか明らかではない。労働局長は審議会に対し、審議経過とともに答申額の根拠・理由を記載するよう求めること。審議会は、審議経過とともに答申額の根拠・理由を記載すること。あわせて、国に対する意見を答申に記載し、要望すること。

10. 大幅な物価上昇や経済情勢の変動が生じた場合には、年1回に限らず最低賃金の改定を行うこと。

11. 社会保険料の減免をはじめ、最低賃金の大幅引き上げに欠かせない中小企業支援策を抜本的に拡充するよう国に求めること。

12. 最低賃金審議会の日程や委員の改選などの「公示・公告」情報について、求める者に適宜提供すること。労働者委員が任期途中で辞任し、それに伴う推薦・任命が行われる場合も同様とすること。

13. 大幅に増加する労働行政の需要に対応するため、公共職業安定所や労働基準監督署など、都道府県労働局の正規職員を大幅に増員し、労働行政の体制拡充・強化を行うこと。

以上

<全労連東海北陸地方協議会加盟組織>

富山県労働組合総連合	議長	中山	洋一
石川県労働組合総連合	議長	岡本	晃嘉
福井県労働組合総連合	議長	鈴木	孝典
岐阜県労働組合総連合	議長	廣瀬	政美
静岡県労働組合評議会	議長	菊池	仁
愛知県労働組合総連合	議長	西尾美	沙子
三重県労働組合総連合	議長	新家	忠文

最低生計費試算調査アップデートの結果

—物価高に対応した賃金の底上げが必要—

2026年4月14日

岐阜県労働組合総連合

○岐阜県労働組合総連合（岐阜県労連）では、2022年に岐阜県で若者が一人暮らしをするためにはどのくらい費用がかかるのかを明らかにするための最低生計費試算調査を実施し、その結果を2023年に公表している。

○そこで公表したのは、25歳の若者がふつうに一人暮らしをするためには男性＝月額24万7,759円、女性＝月額24万8,778円（ともに税・社会保険料込み）が必要であるという結果であった。

○調査手法は、主に岐阜県労連に加盟する各単産・ユニオンの労働者などを対象に、生活のパターンを調べる「生活実態調査」および持ち物をどれくらい所有しているのかを調べる「持ち物財調査」を実施し、その結果を精査し生活に必要な費用をひとつひとつ丁寧に積み上げる、マーケット・バスケット方式を採用し、科学的に最低生計費を算定した。

○2022年から本格的に始まった物価高は現在も継続しており、国民生活に深刻な影響を及ぼしている。そのことを検証するために、主にCPI（消費者物価指数）の変動率を加味して前回の試算結果のアップデートを行った。2025年12月時点での健康で文化的な生活に必要な費用は、男性で月額27万6,778円、女性で同27万8,029円であった（いずれも税・社会保険料込み）。

○物価高の影響を受けて、食費や水道光熱費を中心に全体的に生計費の上昇がみられた。

○今回のアップデート結果を前回の試算結果（税等抜きの最低生計費）と比較すると、12.8%上昇している（男女平均）。つまり、賃金がこれだけ上昇していなければ労働者の暮らし向きは苦しくなったことを意味する。なお、実質賃金は4年連続でマイナスが続いている。

○昨年10月の最低賃金の改定により、岐阜県における最低賃金額は64円（6.4%）引き上げられて1,065円である。しかしながら、今回のアップデート結果と比較すると低水準であると言わざるを得ない。人間らしい労働時間を加味すれば、最低賃金は時給額で男性＝1,845円、女性＝1,854円が必要であり、物価高に対応した最低賃金の引き上げが求められる。

○最低賃金に関しては、石破政権時に「2020年代のうちに全国平均1,500円の達成」が閣議決定されているが、高市現政権ではこの目標の達成について言及されなくなっている。

○また、同様の調査は全国31都道府県で実施されており、そこからは生計費に地域差がないことが明らかになっている。この結果にもとづく最低賃金は全国一律制であるべきである。

○国内総生産（GDP）の5～6割を占める個人消費を喚起することは、岐阜県経済にさまざまな波及効果をもたらすことが期待できる。地方経済を元気にするためにも、最低賃金の全国一律での大幅引き上げが必要である。県および政府には、実効力のある中小企業支援策の実施を求めるところである。

以上

岐阜県最低生活計費試算調査 (2021年12月→2025年12月) 詳細

2022年

2025年

物価変動	岐阜市		物価変動
	男性	女性	
消費支出	176,737	177,656	
食費	44,672	37,640	
家での食事	31,307	22,990	
外食・屋食	5,000	5,000	
外食・会食	7,000	8,500	
廃棄分	1,565	1,150	
住居費	38,000	38,000	
家賃	38,000	38,000	
光熱・水道	7,874	6,600	1,262
家具・家事用品	3,058	3,109	
家事用耐久財・電器機器・家具	1,309	1,309	1,247
室内装備品	159	159	1,247
寝具類	354	354	1,247
家事雑貨	536	624	1,247
家事用消耗品	700	663	1,247
被服・履物	7,748	5,752	
被服・履物	7,460	5,369	1,100
洗濯代	288	383	
保健医療費	1,501	4,591	
保健医療費	1,501	4,591	1,088
交通・通信	34,993	32,953	
交通費 (自動車関係費)	30,377	30,377	1,162
通信費	4,616	2,576	0,713
教育	0	0	
教育関連	20,390	20,680	
教養娯楽耐久財	3,618	3,618	1,024
教養娯楽用品	547	837	1,099
日帰り行楽	5,000	5,000	
旅行	5,000	5,000	
余暇費用	4,000	4,000	
定額制コンテンツ	1,000	1,000	
NHK受信料等	1,225	1,225	
理美容費	2,556	8,603	
理美容用品	1,056	3,603	1,039
理美容サービス	1,500	5,000	

物価変動	岐阜市		物価変動
	男性	女性	
消費支出	199,270	200,421	
食費	51,576	43,530	
家での食事	34,836	25,743	
外食・屋食	7,000	7,000	屋食代=700円に変更
外食・会食	8,000	9,500	飲み会代=4000円に変更
廃棄分	1,742	1,287	
住居費	43,000	43,000	
家賃	43,000	43,000	家賃再調査結果
光熱・水道	9,939	10,969	
家具・家事用品	3,813	3,877	
家事用耐久財・電器機器・家具	1,632	1,632	
室内装備品	198	198	
寝具類	441	441	
家事雑貨	668	778	
家事用消耗品	873	827	
被服・履物	8,526	6,337	
被服・履物	8,203	5,904	
洗濯代	325	433	クリーニング代=1着1300円に変更
保健医療費	1,633	4,995	
保健医療費	1,633	4,995	
交通・通信	38,586	37,131	
交通費 (自動車関係費)	35,295	35,295	
通信費	3,290	1,836	
教育	0	0	
教育関連	23,906	24,225	
教養娯楽耐久財	3,705	3,705	
教養娯楽用品	601	920	
日帰り行楽	5,000	5,000	
旅行	7,500	7,500	旅行1回=30000円を3回に変更
余暇費用	4,000	4,000	
定額制コンテンツ	2,000	2,000	2000円に増額
NHK受信料等	1,100	1,100	1100円に減額
理美容費	2,597	8,742	
理美容用品	1,097	3,742	
理美容サービス	1,500	5,000	

身の回り用品		378	438
その他		15,367	16,200
自由裁量費	6,000	6,000	6,000
冠婚葬祭費	2,500	3,333	3,333
お中元・お歳暮	0	0	0
プレゼント費用	2,750	2,750	2,750
自治会費	250	250	250
忘年会等	1,667	1,667	1,667
組合費	2,200	2,200	2,200
非消費支出		53,422	53,422
所得税	5,619	5,619	5,619
住民税	10,433	10,433	10,433
社会保険料	37,370	37,370	37,370
予備費		17,600	17,700
最低生計費			
秋等抜き月額	194,337	195,356	195,356
税等込み月額	247,759	248,778	248,778
税等込み年額	2,973,108	2,985,336	2,985,336
必要最低賃金額(173.8時間換算)	1,426	1,431	1,431
必要最低賃金額(150時間換算)	1,652	1,659	1,659
最低賃金額(2022年)	910円		

1.031

身の回り用品		390	482
その他		15,300	16,133
自由裁量費	6,000	6,000	6,000
冠婚葬祭費	2,500	3,333	3,333
お中元・お歳暮	0	0	0
プレゼント費用	2,750	2,750	2,750
自治会費	500	500	500
忘年会等	1,250	1,250	1,250
組合費	2,300	2,300	2,300
非消費支出		57,608	57,608
所得税	6,115	6,115	6,115
住民税	10,750	10,750	10,750
社会保険料	40,743	40,743	40,743
予備費		19,900	20,000
最低生計費			
秋等抜き月額	219,170	220,421	220,421
税等込み月額	276,778	278,029	278,029
税等込み年額	3,321,331	3,336,352	3,336,352
必要最低賃金額(173.8時間換算)	1,583	1,600	1,600
必要最低賃金額(150時間換算)	1,845	1,854	1,854
最低賃金額(2026年)	1,065円		

500円に増額
回数を3回に減らす